

II 各 論

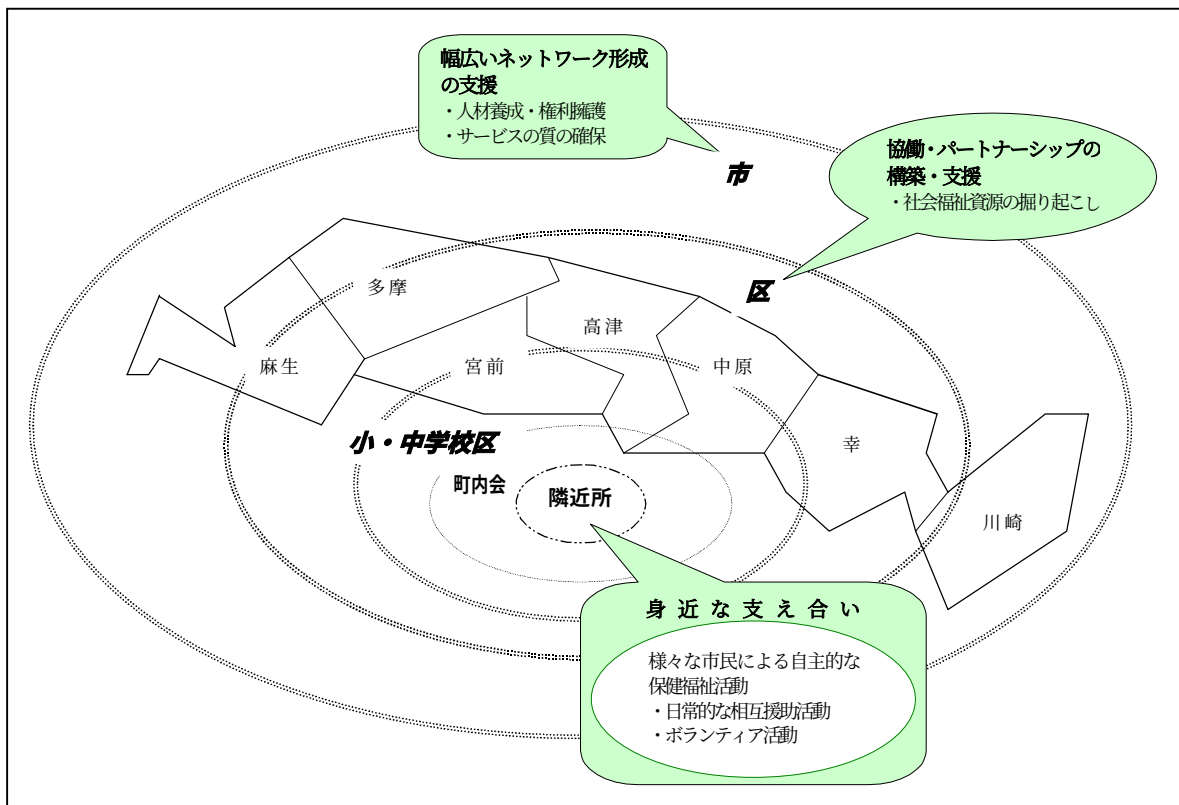
第 1 章 市及び区の役割り・取組み

地域福祉サービスは、市民一人ひとりの生活の場において提供される必要があります。市民にとって身近な行政機関である区を単位としたサービス提供を基本と考えます。市民に身近な地域において、必要なサービスをきめ細かく提供できる体制を推進するため、区役所を地域福祉の推進主体として位置付け市と区の役割り・取組みの分担を図ります。

さらに、現実の生活に即した福祉サービスを考えると、例えば、地域住民が自ら行う子育て支援やひとり暮らし高齢者への見守り等は、さらにもっと身近な日常の生活の場である小学校区（104 学校区）あるいは中学校区（51 学校区）単位の比較的小さな地域を想定し、各々の活動を相互に連携し支え合いのネットワークづくりに向けた支援が必要です。

また、虐待などに対応する高度な専門的なサービスが求められるような場合については、複数の区をまたがった広域的なサービス圏域など、課題の状況に応じた圏域を想定していきます。

《地域福祉推進のための地域の考え方》



1. 市の役割り・取組み

高齢者、障害者、児童など従来の福祉の枠組みを超えて、社会的援護を必要とする人々を地域を基盤として公私が協働して支援し合える体制を推進することが大切です。

(1) 多分野や複数区にまたがる取組みや市を超えるニーズへの対応

ひきこもり、DV、児童虐待、ホームレス等既存のサービスの枠組みでは対応困難なものに対する予防や対応方策や仕組みの確立に向けた取組み(社会的孤立の予防)を図ります。

(2) 人材養成、確保や専門知識・技能等について支援

ボランティア、事業者、行政等による地域福祉に関わる様々な取組みを支援するため、分野を超えた総合的な福祉サービスを調整できる多様な人材の発掘や育成体制を検討します。

(3) 福祉サービスの適切な利用の促進

市民が適切に福祉サービスを利用できるような総合的なシステム(例えば利用者の権利擁護等適切なサービス利用を支援する仕組)を構築します。

(4) 先駆的な区の実践に対する支援

区に対し、他区や他自治体の先駆的な実践に関する情報提供等の支援を図ります。また、全区に共通する地域課題情報の収集と分析を行い、解決に向けたサービスの企画創出、関係機関との調整等を区とともに協働して行います。

2. 区の実践・取組み

幅広い市民の参画と公私協働により、地域における実情、特性に応じた地域福祉を推進することにより、人と人とのつながりを大切にした支え合いの関係を築きながら地域全体を明るく元気にしていく取組みを区レベルで行います。

(1) 協働・パートナーシップの構築

地域福祉推進の担い手である既存の民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会等は元より、企業、商店街、ボランティア、NPO法人等と行政とが協働していくため、それらの幅広い人々から意見を聴く場の設定に努めます。

また、地域における既存の町内会、自治会、商店会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等の団体と新たに構成されたボランティアグループやNPO法人等の団体が、連携・融合するために同じテーブルに着いて意見交換できる場の設定に向け検討します。

(2) 福祉コミュニティづくりへの支援

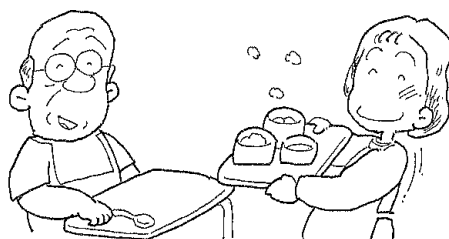
区民の多様なニーズ、相談に幅広く対応できる**保健福祉総合相談窓口**の設置、支え合い活動の活性化など新たな取組みへの支援をします。

また、区民が自主的・主体的に福祉活動が行なえるように基盤の整備を図り、公私調和の取れた**協働**体制を推進すると共に、活動の場の提供やコーディネートを行う人材の育成を進めるための工夫を行います。

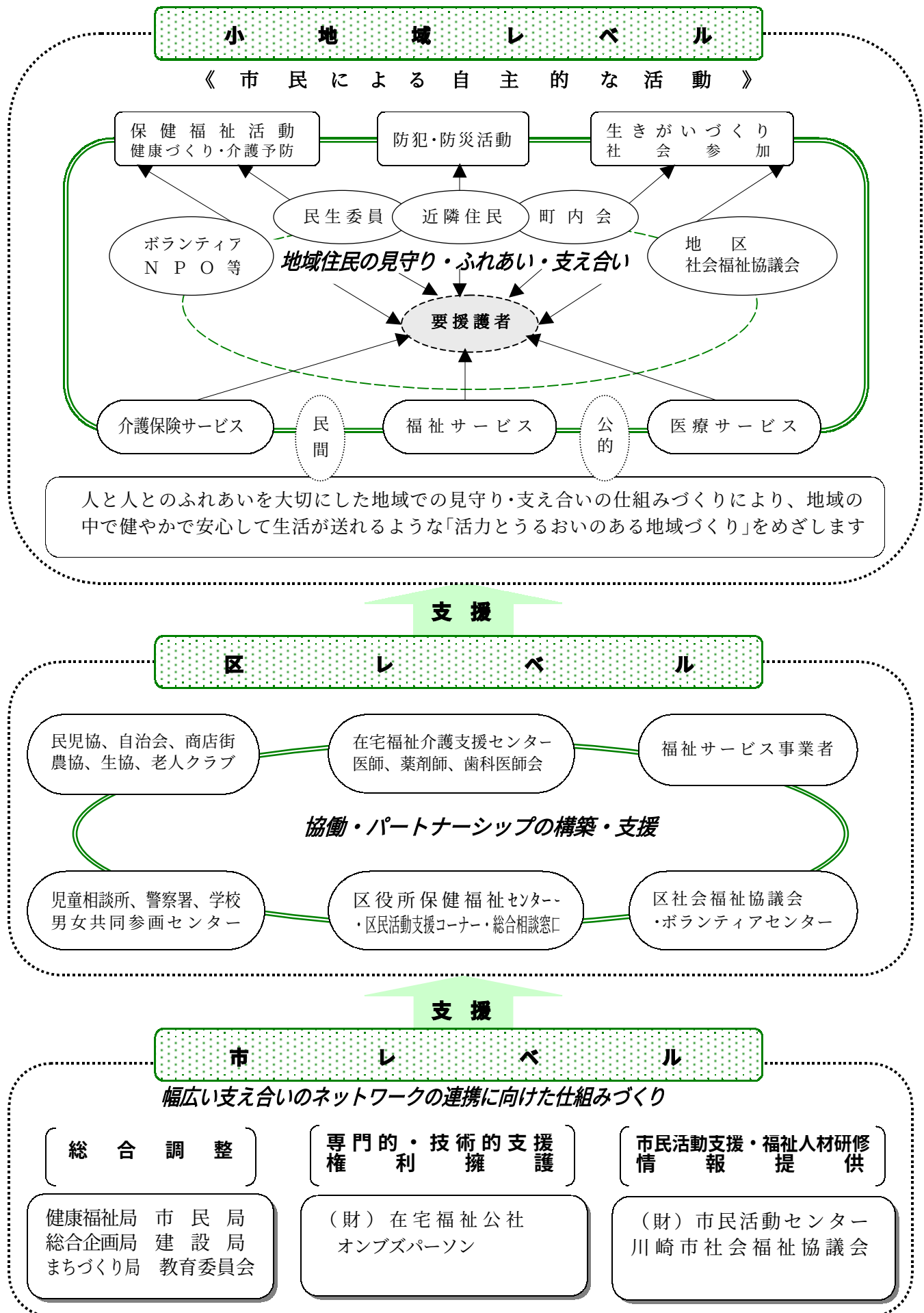
(3) ボランティア等の非営利セクターへの支援

福祉サービスの提供においては、公的サービスと地域住民やボランティアなど市民参画による援助が効果的に連携していくことが不可欠であり、それを進めていくために、ネットワークを確立することやボランティア相互や行政との情報提供を活動拠点の身近な区等で行えるように支援について検討します。

また、区社会福祉協議会等と協力し、ボランティア等の非営利組織の裾野を広げる取組みを進めるとともに、活動拠点となる**集いの場**の設置等新たな取組みへの支援をします。



地域福祉推進のための市及び区の役割り・取組み



第 2 章 各 区 の 計 画

川崎区地域福祉計画 . . .	46
幸区地域福祉計画	64
中原区地域福祉計画 . . .	84
高津区地域福祉計画 . . .	104
宮前区地域福祉計画 . . .	124
多摩区地域福祉計画 . . .	144
麻生区地域福祉計画 . . .	162

川 崎 区

I 川崎区の概要

川崎区は、官公庁、金融機関、医療施設、文化施設、繁華街が集中し、本市の行政、経済の中心となっている川崎地区、川崎大師平間寺の門前町として発展した大師地区、京浜工業地帯の中心となりそこに働く人々の住宅地として形成された田島地区からなっています。

また、外国人登録人口が全区で最も多く、コリア・タウンをつくるなど独自の文化を形成しながら「異文化共生」という川崎区の特色をつくりあげています。

一方、本区は、年少人口・生産年齢人口の割合が全区で最も低く、老年人口の割合が最も高くなっており、少子高齢化が最も進んだ区であるといえます。

また、生活保護受給率、結核罹患率は全区で最も高く、ホームレスの数も最も多くなっています。

このような本区の特徴的、歴史的状況を踏まえ、一人ひとりがそれぞれに違いを認め合い、共に生き支え合う仕組みをつくっていくことが強く求められています。



図1 概要図

II 川崎区地域福祉計画策定の基本的な考え方及び経過

地域福祉計画とは、高齢者も若者も、障害のある人もない人も、親も子も、外国人も、誰もが、住み慣れた地域で安心して充実した生活を送るためには、どのような仕組みをつくればよいのか、そのために地域住民、行政、保健福祉団体等がそれぞれ何を行い、どのように協力・連携していけばよいのかを地域住民、保健福祉団体等に積極的に参加していただきながら考えていく行政計画のことです。

この計画は、社会福祉法第107条に、市町村が策定するものと規定されていますが、本市においては、全市レベルの計画に併せて、区ごとの計画を定めることとしました。

本区においては、平成15年4月にその決定を受け、8月6日に第1回の策定委員会を開き、計画策定がスタートしました。

策定委員会は、次の基本的な考え方に立って区計画を策定することとしました。

【区計画策定の基本的な考え方】

- (1) 区民が自由に意見を出し議論できる機会を可能な限り多く設け、その結果を区計画に反映させる。
- (2) 区役所が、区民に身近な総合的行政機関として、本庁各局とは別の視点で、区独自の課題解決のために主体的に取り組む計画とする。

このような基本的な考え方のもと、次の経過を経て、平成15年12月22日までに、4回の策定委員会を開き、区計画を策定いたしました。

【区計画策定の経過】

- (1) 福祉団体ヒアリング
平成15年8月23日から9月10日までに、8団体（66人参加）を実施しました。
- (2) ワークショップ（区民による検討会）
10月21日から11月13日までに、川崎（昼間・夜間）・大師・田島で計4回（10グループ、109人参加）を実施しました。
- (3) 保健福祉センター職員に対する地域福祉計画の説明

団体ヒアリングの結果をもとに、3回説明会を開催しました。(約60人参加)

(4) 保健福祉サービス課職員ヒアリング

団体ヒアリングの結果について、聞き取り調査を実施しました。

(5) 計画素案報告会

12月12日に、ワークショップ参加者等に対し、区計画の素案を報告しました。(52人参加)

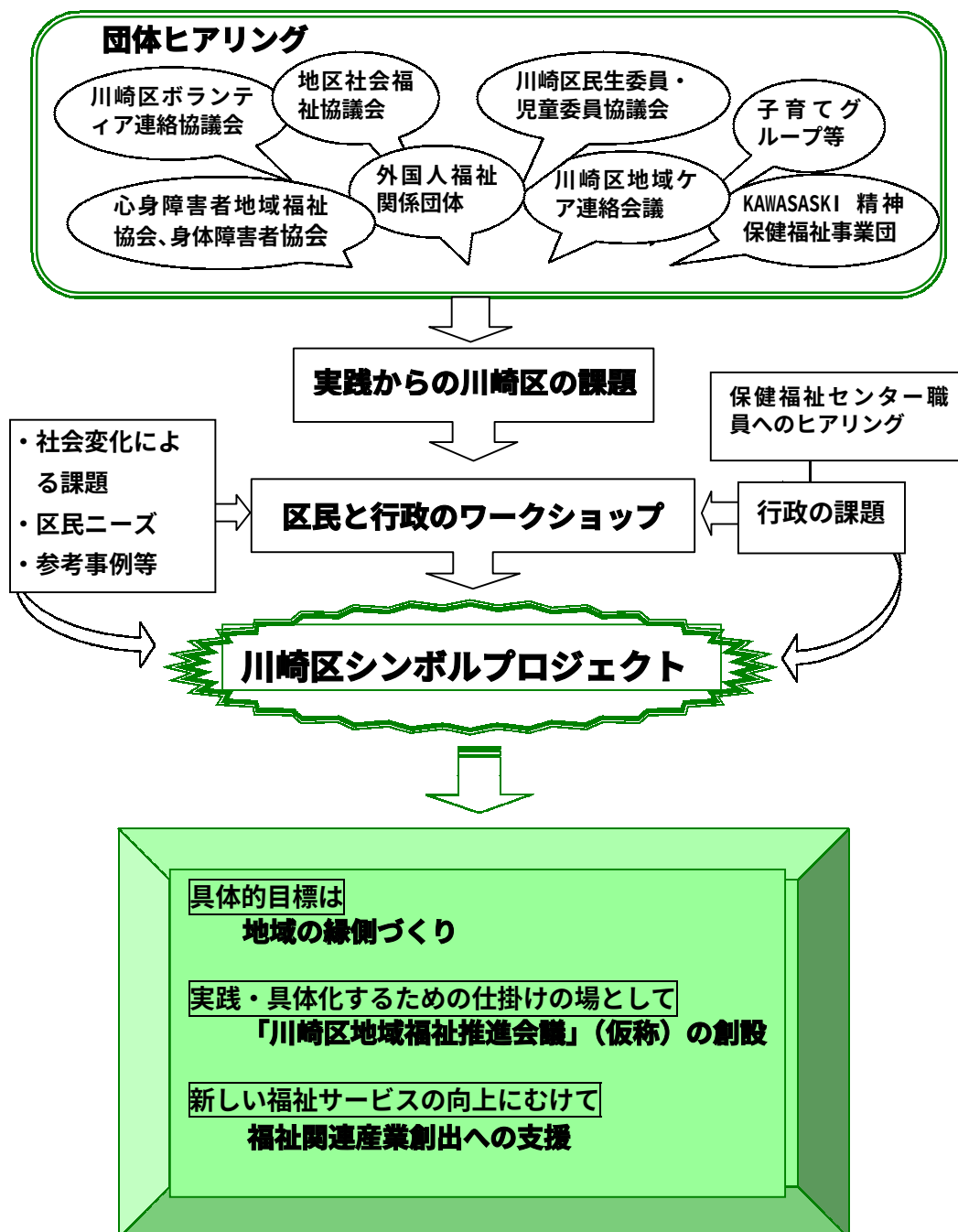


図2 シンボルプロジェクトまでの経過

川崎区の地域課題を自ら解決する仕組みとして・・・

【シンボル事業】

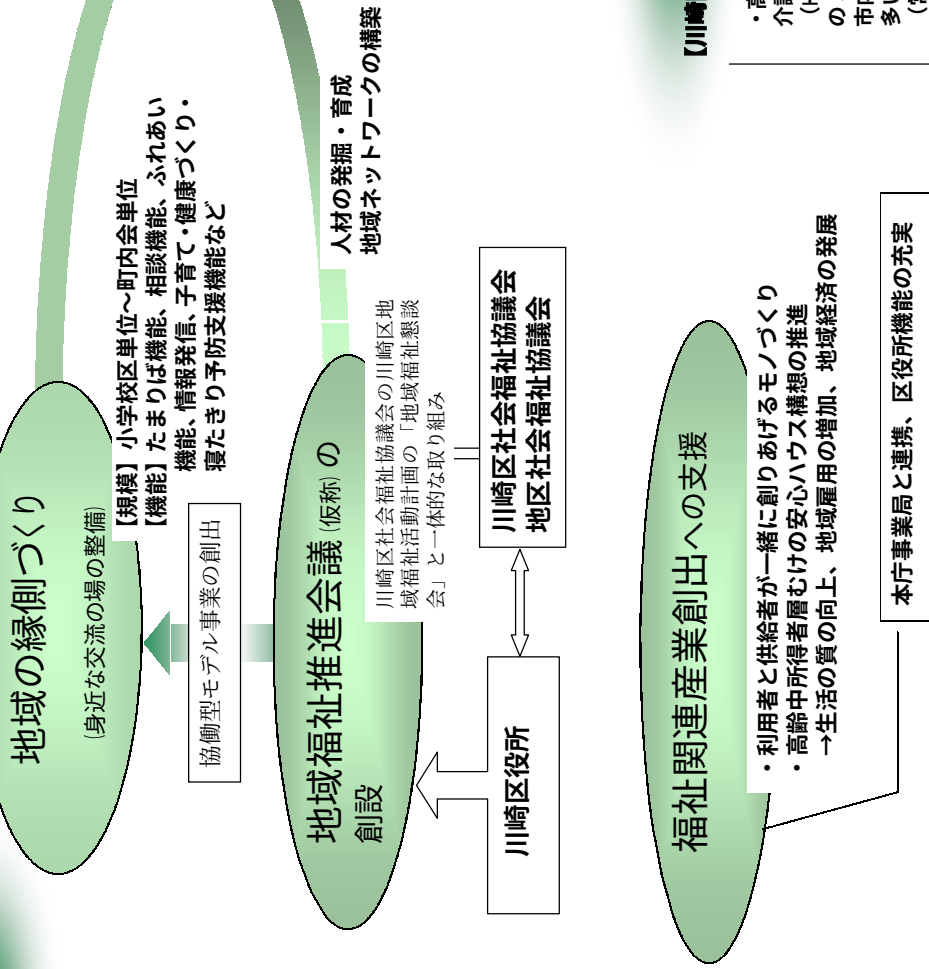


図3 川崎区地域福祉計画の概要

区民の皆さんの主体性・自発性・創造性を発揮する 区民・民間団体等の参画を基本にします。

【全体計画の骨子】

- 1 サービス利用者の意向を尊重する供給体制の推進
 - (2) サービス利用者の権利擁護と啓発
 - (3) 福祉従事者の育成と専門性の向上
 - (4) 地域におけるきめ細かいサービス提供
- 2 地域の実情に応じた区・民間団体・地域住民の協働による共助社会の実現
 - (1) 地域住民の連携と融合
 - ① 身近な交流の場の整備(シンボル事業1)
 - ② 地域福祉推進会議(仮称)の創設(シンボル事業2)
 - (2) 社会参加の促進
 - ① 企業と商店街の社会的貢献活動
 - ② 福祉ネットワークづくりのための支援(シンボル事業2)
 - ③ 住民の地域福祉に対する理解を深めるための情報提供と啓発
 - (3) 地域における福祉人材の育成と支援
 - ① 元気高齢者の人材育成と支援
 - ② 熟年男性の人材育成と支援
 - ③ 父親の育児参加への普及・啓発
 - ④ 学生の福祉教育への支援
- 3 多様なサービスを総合的に提供する体制の整備
 - (1) 総合的なサービスによる地域ケアシステム
 - (2) 総合的な相談体制づくり
 - (3) 福祉情報の提供システム
- 4 福祉関連産業創出の支援(シンボル事業3)

【川崎区の特徴・地域課題】

- 人口 201,599 人、92,954 世帯 (H16.3.1現在)
- ・高齢化率が高く、要介護者が多い(H15.10.1現在 65歳以上の人口 35,658 人、高齢化率 17.4%、介護認定高齢者 4,980 人)・介護施設への入居希望者数が多い・ひとり暮らし高齢者 3,956 人(H15.3.31ひとり暮らし高齢者実態調査)・外国人登録者が多い。(H15.3.31現在 9,373 人)。市内の 37%を占める。ニューカマーの外国人が増加・公費認定患者数が多い(H15.3.31現在 886 人)・市内結核患者の 3分の1が川崎区で発生(H15.12.31現在結核登録者 317 人)・生活保護受給者が多い(H13年度平均川崎区 5,470 世帯、6,683 人(全市 12,757 世帯、17,805 人)・昼夜間人口比率(常住人口 100 人当たりの昼間人口) 134.7 で市内唯一の流入超過区・出生数 1,827 人(H14 年)・モノづくりの中小企業が多い。

IV 川崎区地域福祉計画シンボル・プロジェクト

川崎区では、地域福祉を従来の高齢者、障害者、児童といった狭義の福祉制度の分野に限定せずに、全ての地域住民が地域で生き生きとした生活を送るための保健・福祉・医療・生涯学習・住宅整備などまちづくり全体の領域に関わるものとして捉え、地域福祉を引っ張るシンボル・プロジェクトとして次の事業を位置づけました。

1. 地域の縁側（えんがわ）づくり（身近な交流の場の整備）

〔考え方〕

- 個人主義の進展で近隣とのつながりが徐々に薄れてきておりますが、地域で安心して充実した生活を送るためには、地域での何気ない日常的なふれあいの場が必要とされます。
- 高齢者も若者も、障害のある人もない人も、親も子も、外国人も、誰もが気軽に立ち寄って近況を話したり、福祉に関わる困りごとを相談したり、時には餅つきやお月見などの行事を楽しみ、講師を招いての勉強会を開催することができるなど、地域住民が気がねなく交流できる身近な縁側のようなスペースが必要です。
- こうしたスペースで互いに交流する過程を通して、近隣住民が互いに支え合い助け合う共助の関係が生まれてきます。
- そこで、地域の縁側づくりに力を注ぎます。
- また、現在芽生えつつある身近な交流の場についても、地域の縁側となるような必要な支援をしてまいります。

〔具体的な進め方〕

- 地域の縁側は新たに施設を建設するというよりも、身近な施設の活用によって創り出します。老人いこいの家（長寿ケアホーム）、こども文化センター、旧健康ブランチ、学校施設、保育園、町内会館、商店街の空き店舗、民間住宅などがそれらの候補となります。こうした施設等が地域の縁側として活用されるには、公的施設の使用に関する規制の緩和や運営委員会の弾力的運営、民間施設を活用する場合のさまざまな助成や援助が必要となり、それらの支援を図ります。
- また、これらの縁側は小学校区単位の大きなものから町内会単位の小規模のものまで、できるところから多様に整備し、ネットワークで機能することを図ります。
- 地域の縁側には、住民のニーズに応じて制度や機能を連携するために動いたり、地域住民が楽しめるイベントの企画をするお助け役の「地域のコーディネーター」が必要であり、その発掘と育成を図ります。

- 地域の縁側は一定基準の基に制度的に画一的に整備するものではなく、住民の必要の度合いや地域に適切な施設があるなど状況に応じてできるところから段階的に整備を進め、成功事例に学びつつ次の縁側が生まれるといった、地域の自発性に依拠した手法で進めます。

〔機能の例〕

- たまり場機能（スペース、お茶などを提供できる厨房設備、机、椅子）
- 相談機能（コーディネーターや適宜専門家がやってくる）
- ふれあい機能（祭りや行事の開催）
- 情報のストックと発信（資料の掲示や保存、パソコン）
- 子育て中の母親の不安を解消し、孤立を防ぐ癒しの機能（ママ友達などとの交流、ミニ子育てサロンなど）

2. 地域福祉推進会議(仮称)の創設

（地域の福祉を地域で検討し、解決に向けチャレンジする仕組みづくり）

〔考え方〕

- 地域福祉においては措置制度の時代と異なり、地域福祉のありかたを行政ではなく住民である利用者が決めることに向けて大きく方向転換します。しかし、こうした方向転換は住民にとっても行政にとっても、抜本的とも言える仕組みの改革が求められ、住民・行政双方が協働体制をとりながら、より良い仕組みづくりに向けて十分な議論とモデル的な実験を試みる必要があります。
- 住民側にあっては、各種活動団体のネットワーク組織をつくり、より良い地域福祉の実現のための話し合いや問題解決の行動を起こすことが重要となります。
- そこで、地区社会福祉協議会、町内会、民生委員・児童委員、保護司、青少年指導員、保健衛生委員、障害者団体、外国人団体、ボランティア団体、企業、商店街、公募住民など地域福祉にかかわる団体や個人が参加した組織として「地域福祉推進会議（仮称）」を立ち上げ、地域の福祉を地域で検討し、検討した内容の実現にチャレンジする仕組みづくりを試行します。

〔具体的な進め方〕

- 明確な福祉的課題がある地域でモデル的に進めます。
- 地域福祉推進会議の設計段階から住民が関わり住民参画で進めます。
- 地域福祉推進会議の立ち上げに当たっては、川崎区社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会と十分協議し、運営に当たっては、川崎区社会福祉協議会の地域福祉活動計画の重点事業に掲げられた「地域福祉懇談会」（小地域を単位に、地域住民を交えて様々な種別の社協会員・団体が意見交換・情報共有を行える場として設置）と一体的な取り組みを図ります。

3. 福祉関連産業創出への支援

(地域の生活の質を高め、地域経済が潤う産業を創り出すことを支援します。)

〔考え方〕

- 福祉の捉え方は従来の welfare（措置的な福祉）から well - being（より良く生きる）へと変わりつつあります。well - being の考え方では、誰にとってもより良く充実した生活を送れるよう生活全般の質を上げることが課題となり、これまで生活に関わってきた産業全体を生活の質を上げるという観点から見直しを図ることが課題となります。
- 産業が生み出す製品について、道路、住宅といった大きな物から、身近な食器や生活道具のすべてに至るまで、ユニバーサルデザイン（誰にとっても使い勝手が良い）の面で捉えると、供給者の立場からの効率的で画一的な提供が多く、誰にとっても快適で質のよい公共財や製品にはなっていないという問題があります。
- 今後はユニバーサルデザインの観点からモノづくりを見直し、利用者が望む住宅や生活用品、サービスを提供することが求められ、新しい福祉関連産業の創出が望まれる時代となります。
- こうした福祉関連産業は地域住民の声を取り入れ、地域住民に密着したところで、供給者と利用者が一緒につくりあげる産業であり、地域雇用を増やし、地域経済が潤うタイプの産業といえます。
- また、高齢化の進展によって、公的補助金が導入されて作られた特別養護老人ホームなどの施設に入所できない高齢者が増えています。
- そこで、住民の生活の質を高める福祉関連産業の創出や高齢中所得者層が安心して利用できる「安心ハウス」事業を支援します。

〔具体的な進め方〕

- 生活の質を高める福祉関連モノづくり事業（体にぴったり合ったオーダーメイドの車椅子など）・利用者本位にきめ細かく対応するリフォーム事業等の普及を本庁事業局と連携して支援します。
- 国の「安心ハウス構想」による「安心ハウス」の普及を本庁事業局と連携して支援します。

※ 安心ハウス：厚生年金程度の金額で安心して利用できる高齢中所得者層向けの有料老人ホーム・グループホームや賃貸住宅で、民間事業者が未利用公有地を活用することなどにより設置します。緊急通報装置付き個室・バリアフリーなど優良な設備を備えています。

V 川崎区地域福祉計画（全体計画）

川崎区地域福祉計画は、区民の誰もが健やかで心豊かに生活できる、区づくりを目指します。そのためには、区民の皆さんが主体性、自発性、創造性を持ち「区づくりは区民が参加して進めるもの」という視点にたち、家族、地域、各種保健福祉団体・関係機関、民間企業、行政などが協働し、共通の目標を持ちながら取り組んでいくことが大切です。

1 サービス利用者の意向を尊重する供給体制の推進

（１）サービス利用者の権利擁護と啓発

福祉サービスが措置から契約に変わる中で、生き方はその人自身が決めるという考えのもとに利用者の自己決定を尊重し、サービス提供者との対等な関係が確保されるように利用者の権利を擁護します。

発足４年を経過した介護保険や発足して間もない支援費制度などの福祉サービス制度への理解を深めるため、利用者の立場にたった効果的な情報提供に努めます。

また、痴呆高齢者、障害者など、判断能力の低下により一人で生活していくことが困難な人へは、地域福祉権利擁護事業を実施している財団法人川崎市在宅福祉公社川崎あんしんセンターとの連携を図り、支援します。

高齢者や障害者で判断能力が十分でない人々を支援する仕組みとしての成年後見制度の周知をしていきます。

子どもにかかわる人権侵害や、男女平等にかかわる人権侵害から市民を救済する制度としての人権オンブズパーソン制度の周知をしていきます。

（２）福祉従事者の育成と専門性の向上

地域福祉を推進するためには、利用者の真に必要なサービスを提供できる福祉従事者の育成と専門性の向上が必要です。

川崎・大師・田島地区の保健福祉関係者で構成された「地域ケア連絡会議」のように、保健福祉関係者間で情報交換を行ない、地域の課題を共有し連携を図っていくことが大切です。関係者間の連携を図ることにより、福祉従事者の専門的資質とサービスの質が向上します。本庁事業局と連携し福祉従事者の育成を支援します。

見守りネットワークや子育てサロンにみるように、地域の見守りや相談役として重要な役割を果たしている民生委員・児童委員の地域福祉推進の役割が一層期待されています。その民生委員・児童委員への研修の内容やあり方について、複数の研修実施機関の間で系統立てた研修がされるよう、また、仕事を持

った民生委員・児童委員にも受けやすい仕組みとなるよう研修実施機関と連携し検討してまいります。

（３）地域におけるきめ細かいサービス提供

利用者の生活課題に対するきめ細かいサービスの提供を目指すとともに、制度にのりにくい、制度ではカバーできないニーズや生活課題に対して柔軟な取り組みを進めます。

介護が必要な人、障害のある人、閉じこもりの人、DV（ドメスティック・バイオレンス）を受けている人、児童虐待を受けている子どもなど、社会的孤立に追いやられがちな人々に対しては、民生委員・児童委員を中心に地域のボランティアなどとの連携を図り、地域における見守りや相談活動の充実に努めます。

女性が医療や健康づくり、DV、セクシャルハラスメントなどの問題を相談しやすい環境・体制づくりとして、行政で実施している女性のための女性医師による健康相談の充実に努めます。

川崎区には外国籍の住民が多く住んでいます。こうした住民が、地域で人権に配慮された暮らしが保障されるように、識字学級や外国人による外国人のための支援を本庁事業局と連携して支援します。また、外国籍の住民が窓口で安心して相談ができるような体制づくりとともに、案内等もわかりやすく数ヶ国語で表示するなど、当事者の立場・視点立った取り組みを進めます。

ホームレスに対しては、ホームレスの自立をめざして本庁事業局と連携して支援をします。

２ 地域の実情に応じた区・民間団体・地域住民の協働による共助社会の実現

（１）地域住民の連携と融合

住民一人ひとりが福祉の受け手であるとともに担い手であることを自覚し、地域福祉は地域住民の手で自発的につくりあげるという「共助型の地域づくり」を進めます。

① 身近な交流の場の整備（シンボル事業１）

地域住民の間で要求が高い介護や子育てについての相談や集いの場、健康づくりや学びの場として、また、障害者同士、障害者と地域住民の交流（ノーマライゼーション）の場として身近な地域に交流の場を整備します。川崎区においては、老人いこいの家（長寿ケアホーム）、こども文化センター、学校施設、旧健康ランチ、保育園、町内会館、商店街の空き店舗、民間住宅、などがその候補となります。交流の場を必要としている住民が、

気軽に利用できる仕組みを区民、行政、福祉関係団体等が協働して創出します。

② 地域福祉推進会議（仮称）の創設（シンボル事業２）

これまでに町内会・自治会等の住民組織は、安全で安心なまちづくりをめざし、住民の生活を見守り地域を支えてきました。特に、住民の意見を調整し、行政との窓口として中心的な役割を担ってきた機能は大きいと思われる。

１０地区ある地区社会福祉協議会は地域の独自性を生かし、手作りの活動をしながら地域福祉を推進してきました。

一方、新しい住民の福祉パワーとして、エコマナーのような従来の地域活動にはない新たな取り組みも生まれています。

今後は、川崎区社会福祉協議会の地域福祉活動計画の重点事業に掲げられた「地域福祉懇談会」により、新たな事業展開が図られていくと思われます。

こうした経緯を大切にしながら、地域の問題を考え、協働で取り組む仕組みづくりとして、「地域福祉推進会議（仮称）」を創設します。構成メンバーは、公募による住民をはじめ、地区社会福祉協議会、町内会、地区民生委員・児童委員協議会、保護司会等の福祉関係団体の関係者、商店街や企業等民間団体の関係者、NPO等ボランティア団体、子育て・高齢者・障害者・外国人等当事者団体の関係者などが考えられます。

具体的には、「地域福祉懇談会」と一体となり、各地区の実情に合わせて「地域福祉推進会議（仮称）」を立ち上げ、十分な検討を経て協働型のモデル事業を進めていきます。

（２）社会参加の促進

少子高齢社会においては、地域で暮らす人々は福祉の受け手でもあり、同時に担い手でもあります。住民の一人ひとりが主体的に地域福祉に関り、それぞれがもっている力を発揮することは自己実現にもつながります。また、民間企業、商店街も地域の一員として地域福祉に参加することが求められています。

① 企業と商店街の社会的貢献活動

民間企業や商店街が地域の一員として地域住民、行政と協働し地域福祉に参加できる仕組みづくりを進めます。

② 福祉ネットワークづくりのための支援（シンボル事業２）

「地域福祉推進会議（仮称）」の創設により、住民、民間企業、商店街な

どの地域内のさまざまな主体が一丸となり、福祉ネットワークを構築しながら協働型の福祉を目指します。福祉ネットワークづくりは、地域の問題への対応とともに問題発生を未然に防ぐ取り組みにもつながります。

地域住民が市民活動団体に参加していなくても、日常生活の中で、それぞれがもてる力を発揮することにより人的ネットワークがつくられます。具体的には、多くの住民が誰にでもできる少しの手助けとして「ちょボラ（ちょっとボランティア）」に参加することです。「ちょボラ」の推進とともに、互いに顔の見える関係、心の通った人的ネットワークがつけられる場づくりを支援します。

③ 住民の地域福祉に対する理解を深めるための情報提供と啓発

地域福祉の状況は日々変化しています。制度や住民の多彩な活動に関する情報を区民に分かりやすく提供し、活動への参加意欲が高まる啓発活動を進めます。

（３）地域における福祉人材の育成と支援

地域福祉の担い手である住民が、地域の福祉人材としてそれぞれの関心に基づいた多様で多彩な活動ができるように、人材育成と支援をします。

① 元気高齢者の人材育成と支援

長寿社会を迎え、高齢者の体力は個人差が大きくなっていますが、多くの高齢者が元気に生活しています。元気高齢者のもっている経験に基づく判断力と社会性、豊富な知識は地域の財産です。高齢者のもっている力を積極的に地域に還元してもらえるように人材育成と支援をします。

② 熟年男性の人材育成と支援

地域社会の中で住民組織や地域行事で活躍しているのは自営業の方や女性が多くを占めています。一般に、男性は職場中心の生活になりがちで、地域との関わりが少ない状況です。男性においては、数年後に定年を迎える団魂世代が退職後に生きがいをもちながら地域に根ざした生活が送れることが大切です。男性も気楽に参加できる地域活動の場づくりを支援します。

③ 父親の育児参加への普及・啓発

安心して子育てができるためには、父親の育児への参加は大切です。両親学級への父親参加を啓発するとともに、父親の育児参加に向けた育児や料理を教える父親教室をすすめてまいります。

④ 学生の福祉教育への支援

核家族化、地域の教育力の低下などにより子どもたちは地域の人々との触れ合い体験が減少傾向にあります。地域には高齢者、障害者、外国人、子育て中の母と子など様々な人が共に生活しています。そのことを柔軟な気持ちで受け止められる心が育成されるように、小学生、中学生のボランティア体験学習を支援します。

3 多様なサービスを総合的に提供する体制の整備

（１）総合的サービスによる地域ケアシステム

福祉に関連する多様なサービスを地域福祉の観点に立って総合的に提供する地域ケアシステムを創り出します。

住民の健康寿命を延ばすために保健・医療・福祉が連携して、心身ともに健康に生きるための生活のしかたについて、情報発信、相談体制を整備し、「健康づくり」「生きがいづくり」「福祉のまちづくり」等、区独自のネットワークづくりを推進します。

また、人権の精神に立ち、障害者、外国人などが地域で安全・快適に暮らすことができるまちづくりを目指します。

現在、川崎駅周辺を中心に放置自転車が多く、ベビーカーや車椅子の通行の妨げになっています。民間企業・商店街、住民、行政が協働して取り組む課題であり、バリアフリーの考え方に立った福祉のまちづくりを本庁事業局と連携を図りながら推進します。

地域福祉の担い手として NPO やボランティア団体の力は大きいものがあります。地域のさまざまな拠点を利用し、活動情報の交換や話し合い、問題解決のための種々の会合が開けるような場づくりを進め、多様なサービスが供給できる体制を支援します。

（２）総合的な相談体制づくり

川崎区では、住民が身近なところで保健・医療・福祉の個別分野にとらわれない総合的な相談ができる体制づくりを進めています。

今後は、保健福祉相談窓口のより一層の充実と、川崎区社会福祉協議会などの関係機関との連携を図ります。具体的には、効率的な研修・育成プログラムを作成することによって、相談業務の専門性の向上を図り、利用者本位のサービス提供ができるよう体制の強化、整備を進めます。

（３）福祉情報の提供システム

住民が必要とするときに、いつでもどこでも気軽に福祉情報を入手できるよう

に、情報の収集整理を図り、情報の伝達方法を整備します。また、保健・医療・福祉・子育てなど新しい情報が身近な場所で入手出来る方法を検討いたします。

その他、区民の方に必要な情報が行き渡るように「市政だより」の配布方法等を、本庁事業局と検討します。

保健福祉情報としての「保健福祉センターだより（仮称）」を発行し、分かりやすく身近な情報の提供を図ります。

4 福祉関連産業創出の支援（シンボル事業3）

地域にはニーズが十分に満たされていない、あるいは、ニーズ自体が発掘されていない福祉サービスの領域がまだたくさんあります。これらのニーズを開拓し良質なサービスが提供されることにより、住民の生活の質の向上が図れるよう、本庁事業局と連携し、新しい福祉関連産業の創出を支援します。

また、年齢や性別、個人の能力に関りなく社会に参加し、豊かな生活を楽しむための環境づくりとして、川崎のモノづくりの技術と福祉が融合した、ユニバーサルデザインによる川崎ブランドが創出されるよう本庁事業局と連携し支援します。

介護が必要な方が施設への入居を希望していても「ベッドの空きがない」「費用が高い」などの理由から多くの高齢者が在宅生活を送っています。民間活力を使い、介護の必要な高齢者が年金程度の利用料で入居でき、ネットワーク化により総合的なサービスが提供される「安心ハウス」構想を本庁事業局と連携し推進します。

〔 お わ り に 〕

区の地域福祉計画は、高齢者、障害者、児童、外国人などに関する市の個別計画に基づく事業を、地域で区民の生活に結びつけていくという役割があります。

本計画の策定過程で、特別養護老人ホーム、グループホーム、ショートステイ施設、一時保育・ケア保育等を実施する利用しやすい保育園の整備、バリアフリー、障害者のためのホームヘルプ制度の充実、外国人のための外国人ホームヘルパーの養成、ケアマネジャーの早期養成・再研修などを強く望む声が出されました。

これらの課題については、本計画のみではその実現が難しいものなので、市の個別計画ととりわけ強い連携のもとに、その実現に取り組んでまいります。

資料1 川崎区地域福祉データ

図4 川崎区の年齢別人口推移

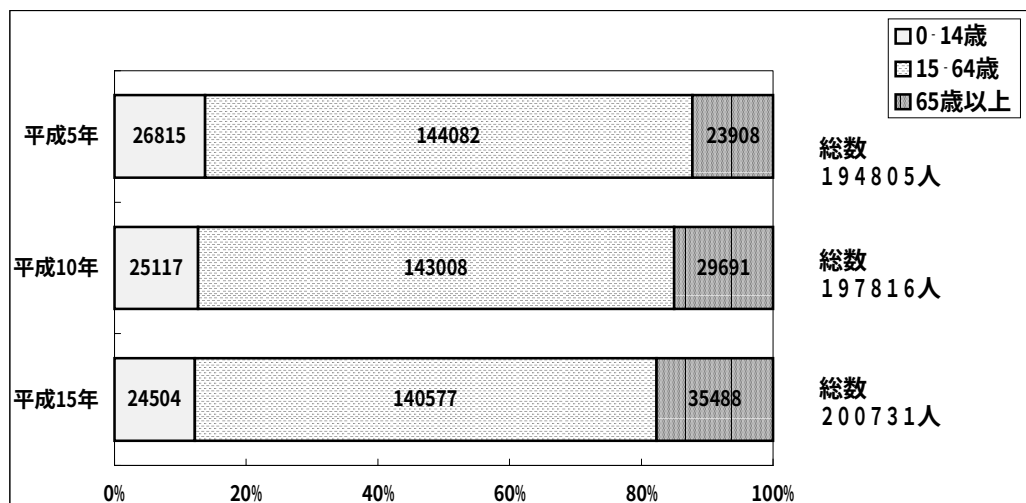


図5 平成14年度外国籍区別総数

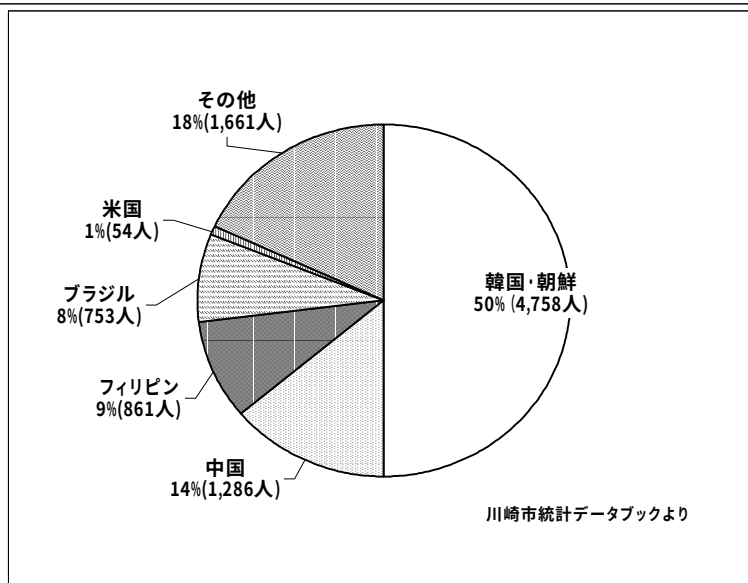
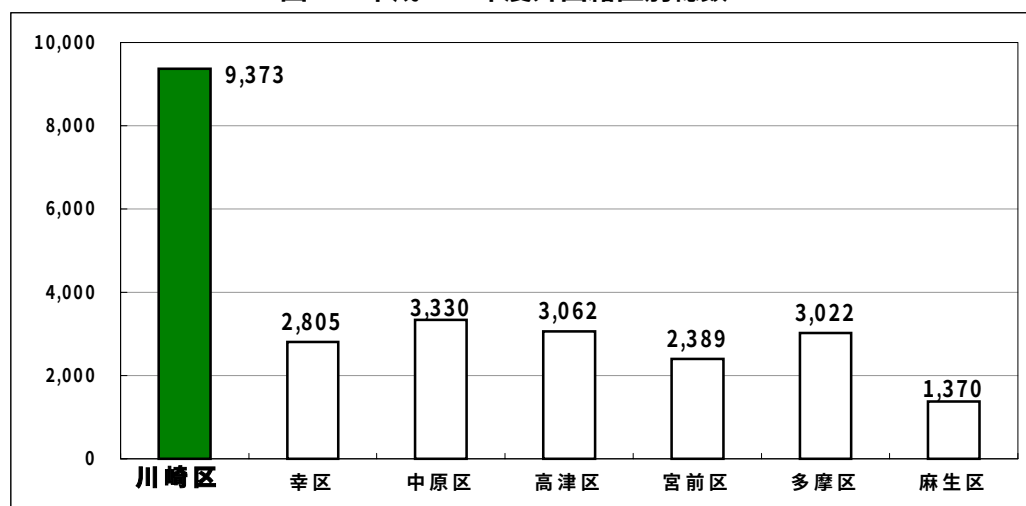


図7 身体障害者（児）数

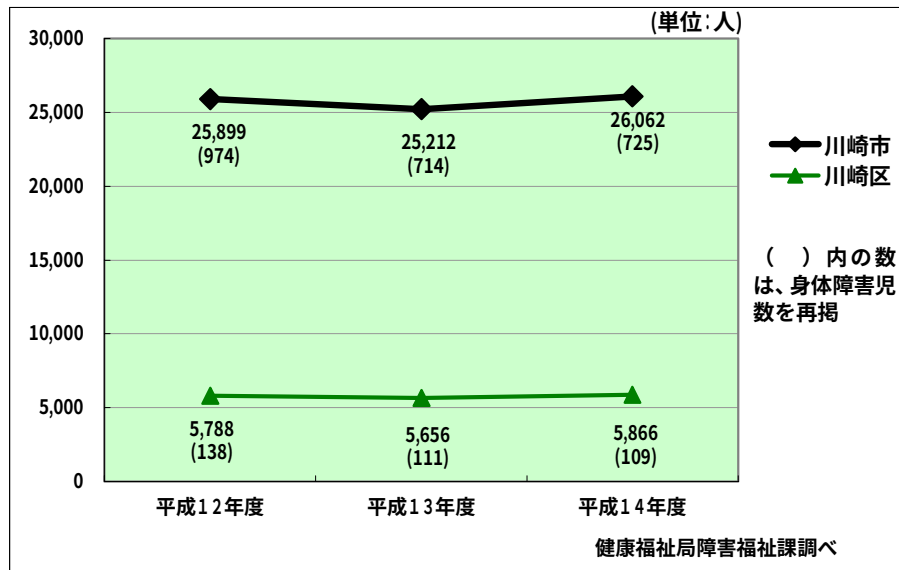


図8 知的障害者・児数

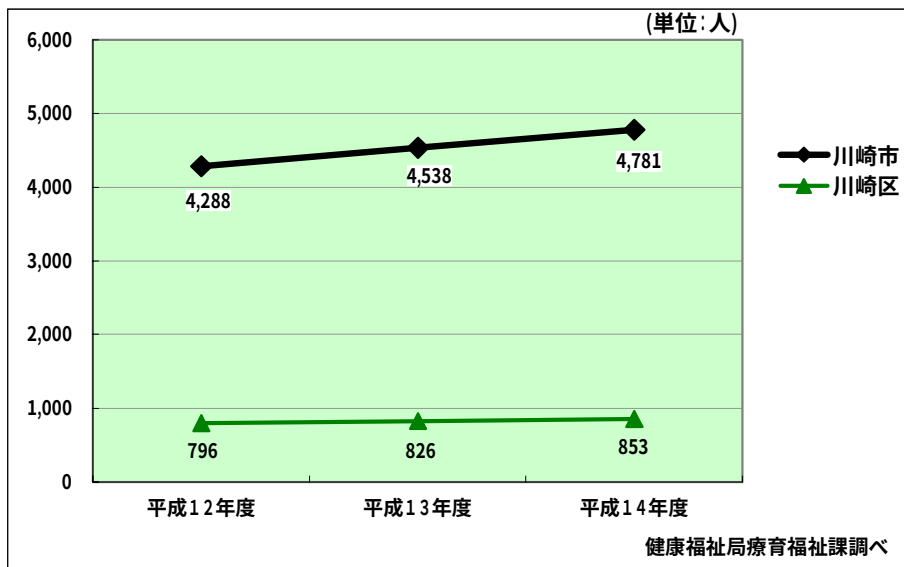


図9 精神障害者保健福祉手帳交付状況

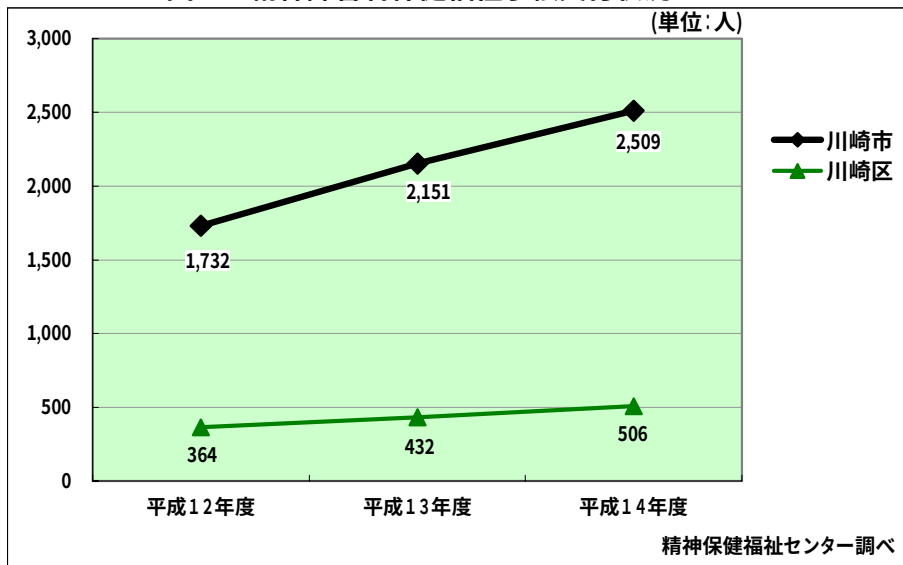


図10 結核罹患率（人口10万対新登録患者数）

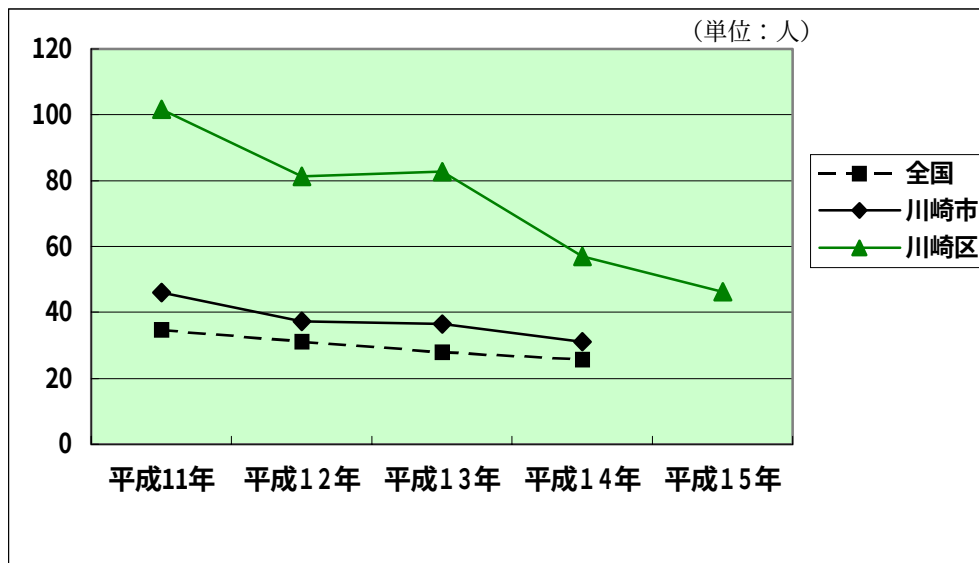
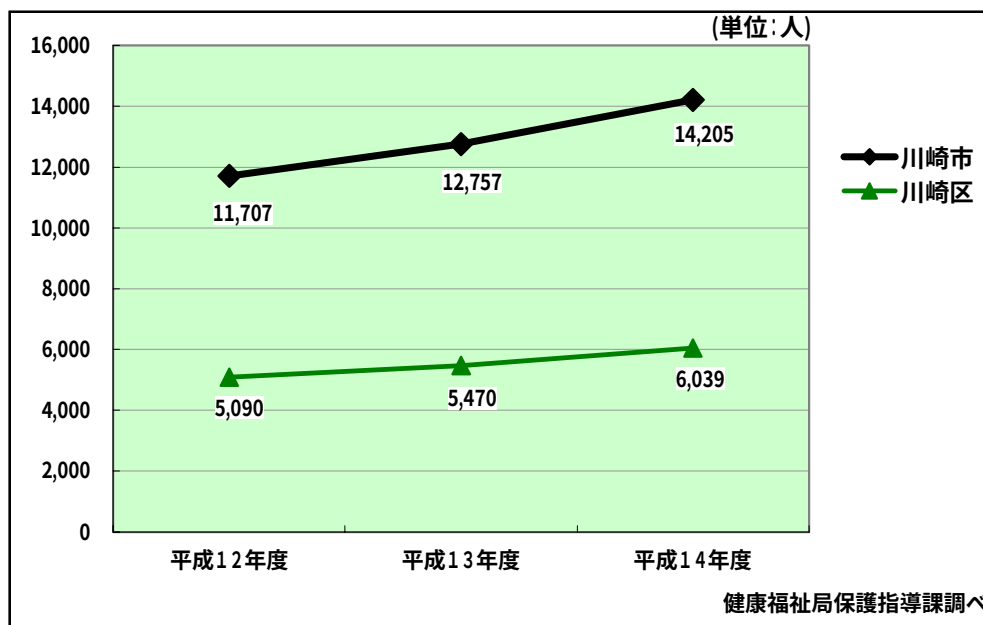


図11 生活保護受給世帯数（平均）



幸 区

1 幸区の概要

(1) 幸区の現状と特徴

幸区は、工業地帯の一角として発展してきた古い地域であり、戦前からそこで働く人々が、集まった住宅地域です。自治会や町内会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などの活動が活発に行われています。高齢者の昼食会やミニデイサービス、リハビリ教室などが盛んで、参加率も他区に比べ高く、老人クラブの組織率も高い状況です。また、民生委員児童委員は委員数 203 人で、1 委員の受持ち世帯数が 302 世帯という数字は川崎市 7 区のうち最少人数という特徴も持ち合わせているなど、**下町気質で地域のつながりも強い地域**です。

しかし、川崎駅周辺には古いアパートが多く散在し、**ひとり暮らしの高齢者問題**や、古い公営住宅においては新しい**役員のなり手がいない等**地域コミュニティを作り難しくしている一面も見られます。その一方、鹿島田駅周辺の再開発により高層住宅が増えている地域などでは、若い世帯と共に転居し、日中独居や周囲に知り合いのいない**孤立した高齢者が混在**しているという問題も起こっています。また、初めて妊娠された方の 46.8%が幸区在住 1 年未満で集合住宅に住み、核家族世帯が 80%（H12 年度ニューファミリー調査より）という例や大型高層マンションに転入する若い世帯が多いという例のように、**居住歴が短い住民と長い住民の地域におけるつながりに違い**があり、区へのニーズにおいても世代間ギャップが生じています。

(2) 人 口

幸区の人口は、平成 15 年 10 月 1 日現在、**140,403 人**と **7 区**のうち最少です。また、世帯数は **61,184 世帯**、**7 区中 2 番目**に少ない区です。

区の面積 10.09 km²は、最も小さく、人口密度は 1,391 人/km²と 7 区中、最も高い区です。

年少人口（14 歳以下）、生産年齢人口（15 歳から 64 歳）、老年人口（65 歳以上）の年齢 3 区分における人口比の推移は、全国動向と同様に**少子高齢化の一途をたどっています**。将来の人口動態予測では平成 22 年に増加のピークを迎え、その後減少に転じるという予測がされています。川崎区と幸区は、人口増加のピークが川崎市の平成 27 年に比べ 5 年早くピークが訪れると予測されています。

(3) 位置と地形

幸区は川崎市南部に位置し、中原区、川崎区、横浜市、東京都大田区と接しています。区域境は、北から東に流れる多摩川、西から南に流れる矢上川と鶴見川、東を走る JR 東海道線によってつくられています。

区内の地形は、区北西部に位置する夢見ヶ崎公園内の加瀬山とその周辺を除き、高低差はあまりなく平坦な土地が続いています。区の外縁部を流れる多摩川、矢上川、鶴見川の 3 川と南武線沿いを北端から南へ向かい 1km 程流れる二ヶ領用水を除き区内に河川がなく、夢見ヶ崎周辺と区外縁部の河川は区内に残された貴重な自然環境となっています。

I 総 論

(4) 交 通

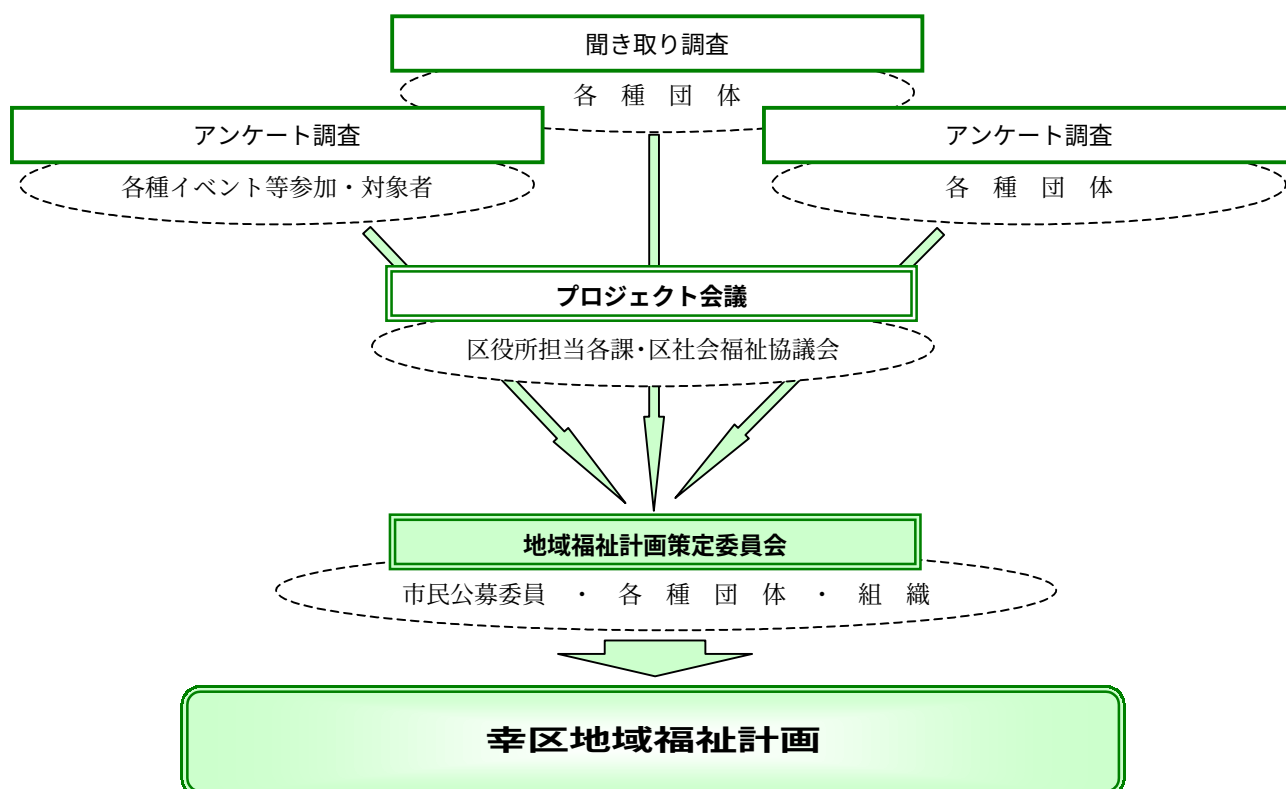
幸区の骨格道路国道 1 号（第 2 京浜国道）が区の東側を南北に横切っていますが、他の主要道路は、川崎駅を中心に北西部へ放射状に広がり、市内の他区に比べバス路線が多く、**川崎駅に行くには便利な地域**です。また、区内に JR 川崎、尻手、鹿島田、新川崎の 4 駅が立地し、川崎駅西口、東口、東京、横浜へ短時間で異動可能となっています。しかし利用者が増加している新川崎駅へは、バス路線も本数も少ない状況です。また、日吉地区と区役所周辺間の行き来は、**広大な新鶴見操車場跡地を超える三本の跨線橋のみのために不便**な面もあります。

(5) その他

その他の幸区の特徴としては、国民健康保険加入世帯率が 46.2%（川崎市平均 36.7%）、加入人員率が 36.7%（川崎市平均 32.1%）で、川崎市 7 区中 2 番目に多く、また、生活保護率 2.73%で 7 区中 2 番目に多く、受給者中の高齢者世帯が多いことがあげられます。

2 計画の策定にあたって

本計画の策定にあたっては、生活に密着した幅広い区民の意見を福祉施策に反映させていくために、区民と行政が協働で地域福祉を推進していくという考えで実施しました。区内で様々な活動を行う各種団体に聞き取り調査及びアンケート調査を行い、また乳幼児健診時や健康フェスティバルでアンケート調査を行いました。そして、区内の団体・組織の代表者や市民公募の委員等による策定委員会を設置し、計画の策定を行いました。以下に計画策定におけるフロー図を示します。



上記調査等の実施結果より、福祉のまちづくりを進めていく上で共通となる課題として、次の5つの要素が示されました。

相互理解の啓発と普及

幸区に住む様々な障害者、外国人、高齢者、子育て中の人等の生活問題や当事者^{※1}及び支援団体に取り組んでいる様々な活動を行政側も区民も知らないことが多いということが、聞き取り調査やアンケート調査で浮き彫りにされました。

地域福祉の推進においては、**お互いの存在や違い、共通点を認め、理解しあうこと**で、**支え合いながら自立した関係づくりが必要**です。

一人一人がその必要性を理解し、それを意識して行動することにつながる社会福祉教育や啓発事業を、区役所と協力関係機関の区社会福祉協議会等で継続的に実施していくことが重要です。

横断的な相互の交流の推進

現状では、各々の組織や団体の活動が様々に行われていますが、それぞれ活動の活性化に悩みながらお互いを知らないことが多く見られました。また、世代、障害、国籍、職業分野の違う場合はより一層知り合う機会が少ないことがわかりました。

違いを認め理解し合うためには、各々が話し合い、触れ合うことが不可欠であると考えます。

お互いの活動を知り合う機会を設定し、交流を促進するには、行政が社会福祉協議会等関係機関と連携してコーディネート^{※2}機能を担うことが必要です。

情報の適時な集約と発信

理解し合うためには様々な情報が必要であり、**必要な人が必要なサービス**を利用し、また、誰もが情報を**提供**するなど地域の人的資源を有効に活用するための基盤作りが必要です。

例えば障害者の支援費制度^{※3}について、その利用の仕方や内容について知らないという人が多い、保健福祉サービスについて具体的に知らない、との声も聞かれます。慣れない育児を支援する情報、就労している人や自由に外出のできない人への情報提供、介護サービス制度や既存のサービスが適時に利用できる情報を集約し発信することが大切です。制度上だけではニーズに対応しきれない場合、地域の中での様々な草の根的な活動や資源を拾い上げ、**痒いところに手が届くような情報が「ここに行けば、問い合わせればわかる」ようにする必要があります**。区役所と区社会福祉協議会が、連携・協力して情報の共有・一元化体制を作ることが不可欠です。そのため人権保護の視点もふまえ、情報を集約し提供出来る仕組みが必要とされています。

※1 直接そのことに当たる人。当事者団体：直接そのことに当たる人達で構成された団体。例えば障害者の団体、高齢者の団体（老人クラブ）、介護者の団体、家族会・患者会、子育てグループ等があげられる。

※2 「物事の調整・まとめ」。多くの関係する施設・機関・団体間や多くの関係者を統合的に調整すること。

※3 障害のある方が利用したいサービスを自ら選び、サービスを提供する指定業者・施設との契約によりサービスを利用する制度。身体障害者手帳・療育手帳を持っている方、または知的障害があると判定されている方が対象。

区民、団体等の相互交流や自立した活動を継続的で安定したものにしていく必要があります。また、**福祉コミュニティの形成上、活動の拠点は不可欠**です。様々な活動の課題として拠点確保は切実な問題です。障害があっても、体力が衰えても、子どもと一緒にでも行きやすいバリアフリー※4で**多目的に使える場所**が切望されます。

例えば、重度の障害を持った人は、地域の人と触れ合い関わりを持つ機会と場所が少ない現状です。そのため障害をもっていることの悩みや不安を伝え、理解してもらう機会も少ない状況です。また、乳幼児の親にとっては、地域の情報を得たり、交換し合うことで育児不安の軽減につながります。

まず既存の施設を柔軟に横断的に有効活用していきけるように区役所と区社会福祉協議会、在宅介護支援センター、生活支援センター、NPO※5等がネットワーク※6づくりに取り組む必要があります。

地域の様々な活動を活性化させ、住み良いまちづくりを進めるには、区民一人一人が力を発揮することが重要です。支え合い自立した生活の確立のためには、**必要な人に必要な援助が届くような体制づくり**が求められています。

幸区には、地区社会福祉協議会や町内会・自治会、組織に所属しないで活動する個人やグループのボランティア、NPO、生活クラブ、生協等多くの人的資源が存在しています。また、アンケート調査の結果では、地域福祉のために出来ることとして、多くの人がボランティア活動を挙げていました。反面、「ボランティアをしたいが、どこに行けばよいのか」「何をしたらよいか」という声も多くありました。

聞き取り調査では、様々な活動での課題として、リーダーの担い手不足や新しい世代の取り込みが挙げられていました。また、市民活動が自主的なものになるには、活動への支援体制の整備も求められています。行政や社会福祉協議会等でボランティアや地域のリーダーの育成に取り組んでいますが、連動性に欠け縦割りの域を越えられない面も生じています。そこで、地域全体でボランティア活動への支援に取り組み、必要な人に必要な援助を提供できる人材の把握・確保と育成に努力し、コーディネート機能をもったシステムづくりが必要です。

この5つの要素を「幸区が目指すまちづくり」に反映させた目標を設定し、重点課題、推進の方向性をまとめ、更に最優先で取り組み可能な具体的計画を策定しました。ただし、現段階では保健福祉サービスを受ける全ての方達の声を直接聞くまでには到りませんでした。今後は計画策定をきっかけとして、様々な立場の区民の声が反映できる場をつくっていくことを前提に進めていく必要があります。

なお、今回子ども達の意見を聴く機会が持てなかったため、第52回（平成14年度）「社会を明るくする運動」作文コンテスト神奈川県実施委員会小学生の部最優秀作品『人にやさしく』を添付しました。誰もが望む人にやさしいまちづくりを進める上で、地域の中で真っ先に取り組むべきことを示唆しているので参考に掲載しました。

※4 「人間が社会の中で人間として自立する上での不便さ（障壁：バリア）を取り除く」という意味。バリアフリーは平均点の「商品」や「サービス」を作るのではなく、誰でもが満足感を感じる物や状況を提供するということ。

※5 「民間非営利団体（組織）」と訳されることが多い。法人格の有無に関わらず、市民が自発的につくった営利を目的としない公益団体（ボランティア団体や市民活動団体等）のこと。

※6 「つながりの意」情報の伝達・連絡が効率よく必要なところに必要なことが届くために必要なつながりをいう。

第52回（平成14年度）「社会を明るくする運動」作文コンテスト
神奈川県実施委員会小学生の部最優秀作品

『人にやさしく』

川崎市立御幸小学校 六年 村越夕子

私の家には健一という五歳の弟がいます。健一は染色体の一部が欠けている病気を持っていて生まれました。

そのために、いろいろ障害がでています。

今年の十二月で、六歳になりますが、体の大きさは、二歳の子供と同じくらいです。両側の耳のおくがふさがっているため、大きな音でないとよく聞こえません。ふつうの食べ物がたべられなかったり、ストローで飲み物を吸ったり、シャボン玉をふいたりすることができません。いろいろな発音もできません。でも私たち家族は何を言っているかわかります。生れてから三回手術をしました。これからも、いろいろ治療しなくてはいけないところがあります。健一も苦労しているんだと思います。

他の子供と比べると、違うところがたくさんあります。おもちゃ売場へ行っても、さわりません。私の大切な物にさわったり、こわしたりすることもあります。トイレに自分ですわれません。母は、五年間も離乳食を作っています。世話をするのはとても大変です。でも、学校から帰って、健一の顔を見ると、なぜかつかれが取れます。なんとなく、優しい気持ちになります。

私は健一の友達を何人か知っています。同じ病名のお友達もいます。みなとってもよく似ています。それに家族にとっても大切に育てられています。私は健一の友達の家族に会うのがとても楽しみです。みな優しいし、人の気持ちを大切にしていると思うからです。

健一は十一ヶ月の時から「南部地域りょう育センター」に通っています。ここは病気の子や障害のある子供がリハビリをする所です。私は、いままで何回か、ボランティアをしたことがあります。私の仕事は、りょう育をしている子供の兄弟姉妹の世話をすることです。本当に小さい赤ちゃんや夏休みになると小学生低学年の子もいます。私たちが子供の世話をしている間、母親と障害のある子供が、先生といっしょに勉強したり遊んだりしています。みんな元気でとてもかわいいです。私たちふつうの（何がふつうかわかりませんが）子供と比べてちょっと変わったところがありますが、何回か会って慣れてくると、まったく気にならなくなります。うまく話すことができない子、同じ遊びばかりする子、言うことを聞かず走り回っている子など、いろいろです。でも慣れてくると、「おかしい」とか[変だ]とか思わなくなるのはとても不思議です。一番おどろいたのは健一のことを変な目で見たり、つきとばしたり、補聴器のヘアバンドを取ったり、そういうことをする子が一人もいないことです。健一は年長ですが他の年下の子供より体が小さいので私は少し心配でした。でもみんな思ったより仲よしです。おもちゃの取り合いでケンカになることも

ありますが、そういう時は先生がちゃんとわけを言って悪いことをした子をあやまらせたりしま

す。ある子は健一のヘアバンドがはずれていたら教えてくれます。私はりょう育センターの子供たちが大好きです。

私の学校には、障害のある子供たちが通う学級があります。私は去年からその学級の友達に対するひどい悪口が、とても気になりました。自分が言われた悪い言葉を意味もわからないまま、くり返している子を見たこともあります。

運動会の際はこんなことがありました。ある子が先生を目をぬすんで悪口を言いました。すると練習中に悪口を言われた子が泣いてしまいました。それを先生が見つけたので、こっちに来ました。「何か言ってくれるのかな。」と思いました。しかし先生は、気づかなかったのか、何も言わずに泣いているその子を連れていきました。なぜ先生は、何も言わなかったのか、とてもショックでした。

また委員会が始まるのを待っている時に、障害児級の友達にひどいことを言っている、友達を見ました。いやがっているのに、いつまでもやめません。私は怒りがこみ上げてきて手がふるえるほどでした。でも私は何も言えなかったのです。なぜ私はその時、何も言えなかったんだろう。自分がいやになりました。障害児級の友達がひどいことをされているということは、弟の健一がやられているのと同じだと思いました。りょう育センターの子供たちがそういう目にあっているのと同じだと思いました。

どうしてみんなは、それがわからないんだろう。私はとても悲しいです。くやしいです。「やめろ。」の一言が言えない自分がいやです。

こういうことをやめるにはどうしたらいいんだろう。母は「先生に『やめましょう』と言ってもらうよりも、クラスごとに話し合いをして、みんな一人一人自分の気持ちをみんなの前で話したらどうだろう。そして『友達を大切にしよう』というスローガンを作って、みんなで守れるようにがんばってみたらどうだろう。」と言いました。

みなさんはどう思いますか。

障害者は特別な人じゃありません。前に学校に来た「盲導犬を連れた人」や「耳の不自由な方」だって同じです。どこの家に病気の子が生まれてくるかわからないし、私たちのだれかが、将来そういう赤ちゃんを生むかもしれません。自分の母や父だって、すごく長生きしたら障害を持つようになることもあるかもしれません。みんなにそのことがわかったら、学校での「いじめ」もなくなるのではないかと思います。

私はブルーハーツの「人にやさしく」という曲が好きです。この曲を聞くといつも私は「やさしい気持ちを大切にしたい。」と思います。人を見かけで判断していろんな悪口を言うのはやめましょう。そして、みんなで「人にやさしく」を実行していきましょう。

1 計画の目的

地域福祉計画関連施策（高齢者保健福祉計画・障害者福祉計画・かわさき健やか親子・かわさき健康づくり 21）の推進と仕組みづくりを通して、幅広い区民の主体的な参加と協働のもとに、『誰もが生涯にわたって、安心して、生き生きと暮らせる幸区』の実現を図ります。

2 計画の基本理念

「川崎市地域福祉計画」の基本理念に基づいて、「幸区地域福祉計画」を策定します。

幸区を構成している人々が、「サービスの受け手としての立場」に留まらず、自ら福祉ニーズや福祉施策に関心を持ち、地域の福祉活動に積極的に参加し、福祉施策への意見表明の機会を持つ等、地域福祉の担い手として自ら保健福祉に関するサービスの提供や地域活動を行う提供者の立場や地域におけるサービスの開発者、決定者となっていくことが求められています。

また、地域福祉を狭い意味での高齢者、障害者、子ども等のためだけと考えるのではなく、広く保健、医療、教育、住宅、就労、まちづくりなどの生活関連諸領域との連携をも視野に入れる必要があります。

このように、いろいろな福祉的概念を取り入れた『福祉で住みよいまちづくり 幸区』を目指します。

そのためには、区役所と区社会福祉協議会とが連携・協力をして、区民、地域の団体、当事者団体、福祉関係事業者等と協働して、地域福祉を推進していくネットワークの体制づくりを目指します。

3 幸区の目標

(1) 子どもと子育て世代、障害者、高齢者が安心して住みやすいまちづくり

子育てと介護の問題には共通性があります。一人で背負い込まず、様々な力を借りながら地域と共に考え、取り組む土壤が保障されていくことで解決していけると考えます。小さな子どもと子育て世代、障害者、高齢者にとって住みやすいまちは、どんな世代や健康な人にとっても住みやすいまちになると考えます。

(2) 国籍、障害、年齢、生活環境、居住歴等を超えたつながりのある健康で豊かなまちづくり

各々の国、障害、年齢、生活環境等の特性や文化の違いを認め合い、理解し合い、受け入れあうことがノーマライゼーション※⁷の実現を可能にし、等しく保健福祉サービスが受けられることで地域ぐるみの健康づくりの推進につながると考えます。

(3) 地域資源の有効活用による区民すべてが参加する活力あるいきいきしたまちづくり

区民の一人一人が持っている力を、無理のないところで、提供し合える体制づくりをすることで継続的な支援につながります。人、場などの地域資源を有効に活用するとともに、新たな資源を発掘しながら、区民同士のネットワークを形成することが、地域の福祉活動の活性化と区民の自立が容易になるまちづくりにつながります。

※⁷ どの様な児童、障害者、高齢者であっても特別視せず、当たり前の人間として普通一般社会の営みの中に普通に参加するための機会を拡大させ、障害の有無に関わらず人間が平等に権利と義務を分に応じて担いあって生きようとする生活の原理

4 重点課題

(1) 子どもと子育て世代、障害者、高齢者が安心して住みやすいまちづくり

① 地域の中の子育て、見守り、支え合いの環境づくり

ア 緊急対応システムの整備～医療・福祉の緊急対応方法と体制づくり～

- ◎ 安心して産み育てられる生活環境の保障は少子化への歯止めの方策になるでしょう。子どもが病気になった時、親が病気になった時のサポート体制の充実が必要です。

例えば・・・

- ・ 時間外対応医療機関が少なく、あっても待ち時間が長い等の問題があります。
- ・ 核家族化が進んでいる中では、親が病気になった時に子どもの保育にあたる所が見つかりにくい状況があります。また、両親が就労している場合には、子どもの病気や緊急な対応に困っている状況があります。

- ◎ 人としての尊厳を守り、必要な時に対応できる体制づくりが必要です。

例えば・・・

- ・ DV^{※8}被害者への緊急避難の対応及び支援方法の整備と確立そして地域ぐるみの予防策が必要です。
- ・ 一人暮らしや高齢者のみの世帯、痴呆性高齢者などへの緊急時のスムーズな対応の体制づくりが必要です。
- ・ 子どもや高齢者等への虐待や引きこもり^{※9}や閉じこもり^{※10}の人を早期発見するためのネットワーク、地域における支援体制整備等の予防対策が必要です。

イ 福祉サービスで不足する部分の地域による支え合いの体制づくり

- ◎ 支援費制度、介護保険サービス、保育サービスはあっても、現状では量的に不足している中、施設や福祉サービスの充足を希求しながら、同時に既存の福祉サービスでは足りないものを補う長期的な見守りと支え合いの体制づくりが必要です。

例えば・・・

- ・ 障害を持った人が介護者の親をなくした場合や一人暮らしとなった高齢者が、生まれ育った土地で生活していけるよう、地域全体の支援体制づくりが必要です。

② 保健福祉サービス情報提供の充実とネットワーク化

ア 必要な人に必要な相談の場と情報が適時に得られるシステムづくり

- ◎ 相談したい時に対応できる体制の保障が必要です。

例えば・・・

- ・ 幸区は要介護度の要支援、要介護1のサービス利用者は他区と比べて少ないほうですが、重度の利用者は多く、その背景には、ギリギリまで家族が頑張ってしまう状況や制度利用の情報が必要な人に届いていない現状が考えられます。制度の理解や情報の適時な提供の充実が必要です。

※8 夫や恋人、婚約者、同棲相手、元夫、以前付き合っていた恋人など親密な関係にある男性から、女性に対してふるわれる暴力をいう。

※9 多様な人々が、ストレスに対する一種の反応として『ひきこもり』という状態を呈し、狭義の精神疾患の有無に関わらず長期化するもの。

※10 「社会的孤立」高齢者の日常生活における活動範囲が屋内にほぼ限られている状態をいう。

イ 拠点の確保による交流と主体的で地域に根ざした活動の継続と普及拡大

- ◎ 障害のある人、高齢者、子育て世代等がお互いに支え合い、助け合う関係づくりとそれぞれが交流し合いながら自立した活動を推進して行ける地域福祉コミュニティの充足が必要です。

例えば・・・

- ・ 育児中の親がフリーな場を求める傾向の中で、気楽に育児の相談ができたり親子遊びのできる身近な場所の保障と共に、人との関係の中で子育てや生活を考えたり、子育ての伝承が可能な場づくりと活動の拠点が必要です。
- ・ 様々な人達が活動しやすくするためには、まず公的施設を利用しやすくする必要があります。
- ・ 商店街や銭湯などの公共性のある場所などの民間施設の柔軟な対応も望まれます。

③ 安全で安心な生活基盤の整備

ア 道路、駅、公共施設のバリアフリー化

- ◎ 高齢になっても、障害をもっても、ベビーカーを使用しても、誰もが行きたいところに安全に行き、利用できる環境づくりが必要です。

イ 交通手段の充実

- ◎ 幸区の公的機関の位置的な問題をカバーできる安価で利用しやすい交通手段の充実が望まれています。

ウ 子どもが安心して自由に遊べる「遊び場づくり」

- ◎ 子どもにとって遊び場は生活の一部であり、遊びを通して生きる力を身につけていく所です。子どもたちが自主的に安心して遊べる規制の少ない遊び場づくりが必要です。

エ 治安、健康危機、公共サービス等に関する情報提供の改善

- ◎ 地域で起きた事故、事件や光化学スモッグ等の健康に関わる情報と公共サービス情報が適時にわかりやすく誰にも提供されることが必要です。

(2) 障害、年齢、国籍、生活環境、居住歴等を超えたつながりのある健康で豊かなまちづくり

① ノーマライゼーションの実現のための啓発と普及

ア 交流による相互理解と協働及び活性化

- ◎ 障害、年齢、生まれ育った国の違いを超えた各種の地域組織団体、当事者団体、支援団体、事業者間などにおける交流を啓発し、理解を深め、協働し、活動の活性化を図る必要があります。

イ 福祉全般への理解の推進

- ◎ 障害福祉分野への理解を深めるため、特に、幼いころからの教育が大切です。そうした係わりを強めるため関係者に働きかける必要があります。

II 本 論

② 地域における健康づくりの推進

ア 学習機会や情報の提供

- ◎ 一人一人が自分の健康を保持増進することで、生き生きと暮らせる生活の実現が可能となります。自分の健康を守り、増進のための学習の機会や情報が得られるよう、体制の整備を行う必要があります。

イ 実践のための環境づくり

- ◎ 一人一人の健康が維持増進されるには、得られた情報、知識を踏まえて地域の中で実践する輪を広げていくことが必要です。それには、身近な所で気軽に継続して運動や健康学習が出来る環境作りが必要です。誰もが自分の健康の保持増進することで、生き生きと暮らせる生活の実現が可能となります。自分の健康を守り、増進のための学習を行いや情報が得られるよう、その機会や体制の整備を行う必要があります。

(3) 地域資源の有効活用による区民すべてが参加する活力あるいきいきしたまちづくり

① 人材の育成とコーディネート機能の充実

ア 専門職の人材養成

- ◎ ケアマネジャー^{※11}やヘルパーなど専門職の人材が不足しており、その人材養成が急務です。

イ ボランティアの育成

- ◎ 身近な場における支援ボランティア活動をより活発化させるため、その継続的な育成が必要です。

ウ リーダーの発掘と育成

- ◎ 各種団体、ボランティア等の組織、活動事業等を継続していくためにリーダー的人材の発掘と育成が必要です。
- ◎ 将来のリーダーを養成するために若年層が地域活動に参加しやすくする場が必要です。

エ コーディネート機能の充実

- ◎ ボランティアを提供するためコーディネート機能を充実し、必要としている人に判りやすくすることが必要です。

② 地域の保健福祉の推進を担う区民、関係機関・団体、事業所と行政の横断的かつ有機的な連携と役割分担の明確化

ア 関係機関・団体等との定期的な連絡会議、カンファレンス^{※12}等を行い、情報のネットワークとして広めていくことが必要です。

イ 課題を整理して、各々の役割を明確にし、具体的な連携内容を打ち出すことが必要です。

ウ 地域の保健福祉の推進に関する連絡会議等を整理し、問題解決に向けて効率よく検討できるようにすると共に、コーディネート機能をもたせた会議が必要です。

※11 介護保険の導入に伴って設置された「介護支援専門員」。要介護者からの相談に応じ、その心身状況に応じて適切なサービスが利用できるよう連絡調整することが職務。

※12 ある物事の課題や問題等についての対応や解決策等を関係者が集まり情報を提供し合い、話し合うこと。

③ 各団体の活動拠点の開発

- ア 既存の施設（公共施設や民間施設）の新たな活用を考える必要があります。
- イ 管理者も利用者也施設利用における柔軟な対応が求められます。
- ウ 関係している施設の情報を集約して提供するシステムが必要です。

5 地域福祉の推進の方向性 ～区民の自立と協働を目指して～

(1) 子どもと子育て世代、障害者、高齢者が安心して住みやすいまちづくり

① 地域の中の子育て、見守り、支え合いの環境づくり

- ア 地域における緊急対応が必要な状況を適時に発見し、また予防できる体制づくりを小地域ごとに検討していきます。

【具体例】

- ・ 一人暮らし、手助けが必要な人がどこに住んでいるのかを把握し、緊急時、災害時に適切な対応ができるように個人情報を守りながら区役所と区社会福祉協議会、在宅福祉公社、在宅介護支援センター、生活支援センター、民生委員児童委員等が連携しながら進めていきます。
- ・ DV、虐待についての方向性としては、見守り体制づくりによる早期発見、地域における支え合う関係づくりを行い、気づいた誰もが相談専門機関につなげることを目指します。
- ・ 幸区独自の小児科の時間外対応等についての検討を提案していきます。
(例：診療時間の延長を交代制で行うなど)

- イ 施設と既存サービスだけに頼らない、地域での支援体制の具体化を目指して、関係機関、当事者及び支援団体も参画可能な場を設定しながら継続的に検討していきます。
- ウ 子育て支援に関わる機関、地区組織、ボランティア等と連携して、子育てグループの交流会や親子と地域との交流を目的とした会を実施していきます。
- エ 父親が育児に関わりやすいよう両親学級や社会教育の中で「共に育て合う」ことの大切さについての啓発を進めていきます。

② 保健福祉サービス情報の提供・充実とネットワーク化

- ア わかりやすい情報の提供と活用に向けて整備を進めていきます。

【具体例】

- ・ 子育ての情報については、区役所等の行政機関と子育て中の母親や子育て支援に関わる人たちと協働で、子育てに関する声を反映させながら「子育ての情報誌」等に継続して取り組んでいきます。
- ・ 保育園において十分な子育て情報を提供し、相談できる場づくりの充実を目指します。
- ・ ホームページによる充実した情報の提供を検討します。
- ・ 各種制度や保健福祉に関する利用について、わかりやすいパンフレットやチラシを作成し、必要な人に届くように努めます。

- イ 窓口の簡素化と一括化を図り、わかりやすく利用しやすい区役所を目指します。

ウ 区役所及び区社会福祉協議会は関係機関との連携により、情報を集約し、迅速かつ公正な情報の伝達を進めていきます。また、同時に各種活動内容等のPR・広報活動支援と情報提供の工夫を具体的に検討し実現して行きます。

③ 安全で安心な生活基盤の整備

ア 区役所・市民館等の利用がしやすいように交通手段等の検討に努めます。

イ 公共施設のバリアフリーや交通基盤整備の検討に努めます。

ウ 夢見ヶ崎動物公園等のような広くて自然が残っている場所を、市民が利用でき、子どもが自由に遊べる場作りを目指します。

エ 地域の災害や事故等に関する情報、光化学スモッグや感染症等に関する情報をわかりやすく提供するように努めます。

(2) 国籍、障害、年齢、生活環境、居住歴等を越えたつながりのある健康で豊かなまちづくり

① ノーマライゼーション実現のための啓発と普及

ア 外国人の親や子が参加できる場づくりを支援団体、関係機関と検討していきます。

【具体例】

- ・ 日本語学級や外国人団体の情報を集約し、日本語の判らない親と子のニーズの把握に努めていきます。

イ 国籍、障害、世代、立場等を越えたお互いに理解し合うための交流の場づくりと拠点の確保を支援団体、関係機関と検討していきます。

ウ 地域の中における障害者への理解向上を目的に、特に学校教育における係わりを強めるため関係者に働きかけ、福祉全般についての関心を広げる仕組みづくりを検討します。

【具体例】

- ・ 次代を担う若者世代が地域福祉への関心を高め、積極的な参加に結びつくような取り組みを検討します。
- ・ 小学校の総合学習の活用、区社会福祉協議会が開催する小中高生対象の福祉体験教室の充実、PTA活動の場の活用等を、関係機関と連携して検討していきます。

② 地域ぐるみの健康づくりの推進

ア 誰もが自分の健康の保持増進することで、生き生き暮らせる基盤づくりを進めます。

【具体例】

- ・ 後期高齢者に起こりやすい生活機能障害（転倒、痴呆、うつ、低栄養等）対策もふくめ、保健福祉センター内の連携をとりながら、総合的な健康づくりを進めていきます。
- ・ 子育て世代に生活習慣病につながる課題が多いので健康学習への参加を促すため、保育士や保育ボランティアの活用により子連れでも受講できるよう環境を整えていきます。
- ・ 結核に対しての正しい知識の普及と健康管理への関心を高めるためのPRの工夫及び徹底をはかります。

イ 区民の健康を保持増進に向けて、区民の意見が十分反映される協働体制づくりを目指します。

【具体例】

- ・ 区民が参加する地域保健推進会議を有効に活用します。
- ・ 感染症発生時の危機管理として、保健福祉センター内及び管内医療機関との連携体制の再確認と強化をしながら体制づくりを進めていきます。

(3) 地域資源の有効活用による区民すべてが参加する活力あるいきいきしたまちづくり

① 人材の育成とコーディネート機能の充実

- ア 多様なボランティアの人材把握とそれをニーズに応じてつなぐ、システムづくりを区役所と区社会福祉協議会とで検討していきます。
- イ 区役所と区社会福祉協議会は、連携して交流の場づくりを担っていきます。
- ウ ヘルスボランティア^{※13}の地域活動の活性化と育成をととして、住民への働きかけの拡大に努めます。
- エ 介護経験者や定年退職者等が、ボランティアやヘルパーの人材として地域福祉活動に関わるように、区役所、区社会福祉協議会、在宅介護支援センター、生活支援センター等が協働して検討していきます。

② 地域福祉の推進を担う区民、団体、事業所の横断的かつ有機的な連携と役割分担の明確化

- ア 区役所、区社会福祉協議会は、ボランティア、支援団体と連携して情報提供を行います。
- イ 各種団体、関係機関等の連絡会、カンファレンスやケア会議^{※14}を有効に活用し、活動の把握と情報交換を行い、有機的な連携を目指します。

【具体例】

- ・ 従来のすこやか活動支援事業^{※15}を見直し、より有機的な連携のための連絡会等に予算の活用を検討することを提案していきます。

※13 地域の人々が健康づくりに関心を深めてもらうために、健康づくりについて学んだことを伝達したり、健康づくりに関する行事への参加を呼び掛けたりする役割をもつボランティア。主に保健福祉センターが講座を開いて養成。

※14 在宅での援護が必要な高齢者もしくは必要になる恐れのある高齢者、またはその家族に対して相談及び各種サービスを実施している機関が、連携して適切なサービスの提供につなげることを目的とした連絡会議。

※15 介護保険の保健福祉事業として中学校区または民生委員児童委員協議会単位の小地域において、従来から地域を支えてきた町内会や自治会、社会福祉協議会と地域のボランティア団体が連携・協力し、新たなネットワークをつくり、健康づくり、介護予防、閉じこもり予防等の活動を行っている団体を育成する事業。

③ 各団体の活動拠点の開発

ア 区役所と区社会福祉協議会は、公的施設利用の柔軟な対応と施設機能の多目的化の推進を図ります。

【具体例】

- ・ 利用制限に対する柔軟な姿勢と老人いこいの家等の活用拡大を目指します。
- ・ 新設老人ホーム交流スペースの有効的な活用を図ります。

イ 行政や関係団体が協力して、歩いていけるような身近な場所に、子育てにおける拠点となる場の拡充を検討します。

ウ 余暇活動を行える場の開発と提供を地域の関係組織、団体と共に考え検討していきます。

6 地域福祉推進の具体的計画について

(1) ボランティアに関するコーディネート機能を兼備えた総合的な窓口への取り組み

- ① ボランティア情報の集約とコーディネート機能を兼ね備えたシステムづくりを、区役所と区社会福祉協議会が中心となり検討を進めていきます。

幸区は地区社会福祉協議会、町内会、自治会、民生委員児童委員の活動としてのボランティア組織や活動が定着しています。しかし全体としては、まとまった情報把握ができていないため、活動の支援体制も不十分な状況です。また、地域の個別ニーズとボランティアをしたいと考える人を結びつける窓口が不明確な状況です。日常生活上のちょっとした手助けを必要としている区民に即応できる人材情報の把握とつなぎ役、そしてボランティア養成講座の受講者を適時具体的に活動につなげる総合システムづくりは、幸区の保健福祉ニーズの最優先課題です。

- ② 地域福祉の担い手として誰もが参加できる地域活動を勧めていきます。

(2) 地域保健福祉に関する情報の活用と相談窓口の充実

- ① 幸区のホームページを充実すると共に、見やすいチラシやパンフレットの提供に向け、区役所、区社会福祉協議会、在宅介護支援センター、NPO、区民等が連携して取り組みます。
- ② 区役所庁舎と第2庁舎に分かれている保健福祉センターを一体化して相談窓口の充実に努めます。
- ③ 子育て情報の集約と発信について、区役所と子育て中の親が、活用できる場づくりを検討していきます。

(3) 情報のネットワークづくりや横断的な連携が取れることを目指した取り組み

- ① 子育てグループと子育て中の親、地域の子育て支援に関わる人達等との相互交流会の開催をきっかけに、自主活動への活性化に努めていきます。
- ② 障害を持つ人たちと支援団体の交流会を、区役所、当事者、支援団体、在宅介護支援センター、区社会福祉協議会等と連携して取り組むよう努めていきます。

(4) 活動拠点の掘り起こしへの取り組み

- ① 区役所と区社会福祉協議会が協力し、施設利用の情報を集約するように努めます。
- ② 老人いこいの家、こども文化センター等を地域の拠点施設として幅広い活用ができるように具体的に検討していきます。

7 計画策定後の進め方について

(1) 推進体制

地域福祉推進の基本となるのは区民の方々です。

地区や区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、町内会、自治会、NPO、各種当事者団体、支援団体、在宅介護支援センター等が主体となり、区役所が調整役となって協働して進めていきます。

また、上記に挙げた団体等は、区民の声をそれぞれの活動や交流会等を通して継続的に聞いていくことが必要です。また意見の集約と反映できる場として、幸区地域福祉計画推進会議や幸区地域福祉計画検討会を区役所が設置していきます。

(2) 評価と進行管理

評価組織（幸区地域福祉計画検討会）において年度毎に評価できる体制づくりを模索しつつ、3年後に計画の見直しを行います。

① 進行管理

計画における評価と進行管理については、推進を担う組織（幸区地域福祉計画推進会議）とは異なる組織（幸区地域福祉計画検討会）を設置し、継続的に取り組んでいけるよう努めていきます。

② 評価項目

評価項目としては以下のようなものを想定しますが、実施計画を策定していく過程の中で具体的な内容については検討していきます。

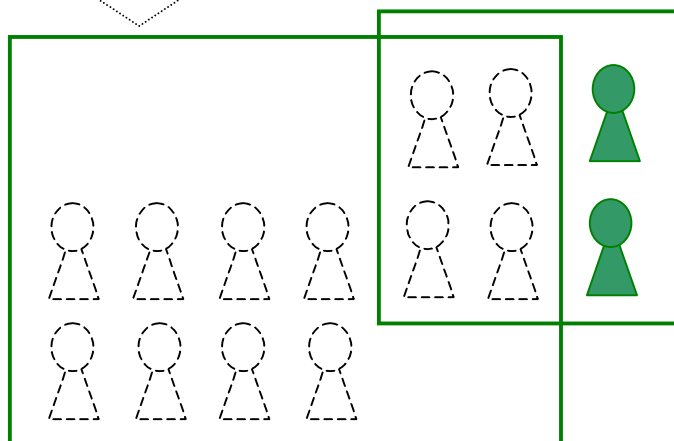
- ア 計画への認知度：行政職員、区民、関係機関、団体等
- イ 取り組みにむけた話し合いの実施状況
- ウ 役割分担の整理状況
- エ 具体的な取り組み状況

推進・評価体制のイメージ

分野毎の情報を収集



評価組織
(幸区地域福祉計画検討会)



推進組織
(幸区地域福祉計画推進会議)



社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、町内会、自治会、NPO、各種当事者団体・支援団体、在宅支援センター、区役所等から選任



第三者的な立場から選任

1 聞き取り調査・アンケート調査まとめ

地域の現状（ハード面・人との関係）

子ども

- 子どもの数に対し、保育園が少ない。
- 父親の子育てに対する理解不足
- 子どもが感染症にかかった際の対応と職場の理解が不足。
- 子育てに関する幅広い情報取得のチャンスが限られている。
- 地域の治安や生活基盤への不安。

地域活動の現状

- グループ活動の自主運営における担い手の確保が困難。
- 活動拠点の確保が困難、（特に雨天時）
- 活動における財源が不足。
- 個々のニーズが多様化し対応に限界がきていることも含め、参加者が減少傾向。

高齢者

- アマニャーの絶対的な不足と能力差がある。
- 男性の参加と協力が少ない。
- 地域における横のつながりが希薄であり、老人等の把握が困難。

- 老人クラブへの入会や事業への参加が消極的。
- 歩いていける活動場所が少ない。
- 組織の高齢化と後継者不足。
- 地域住民への認知が不足。
- 運営資金等財源が不足。
- 若い世代との交流が不足。
- 介護保険導入によりボランティアの負担が増大。

障害者

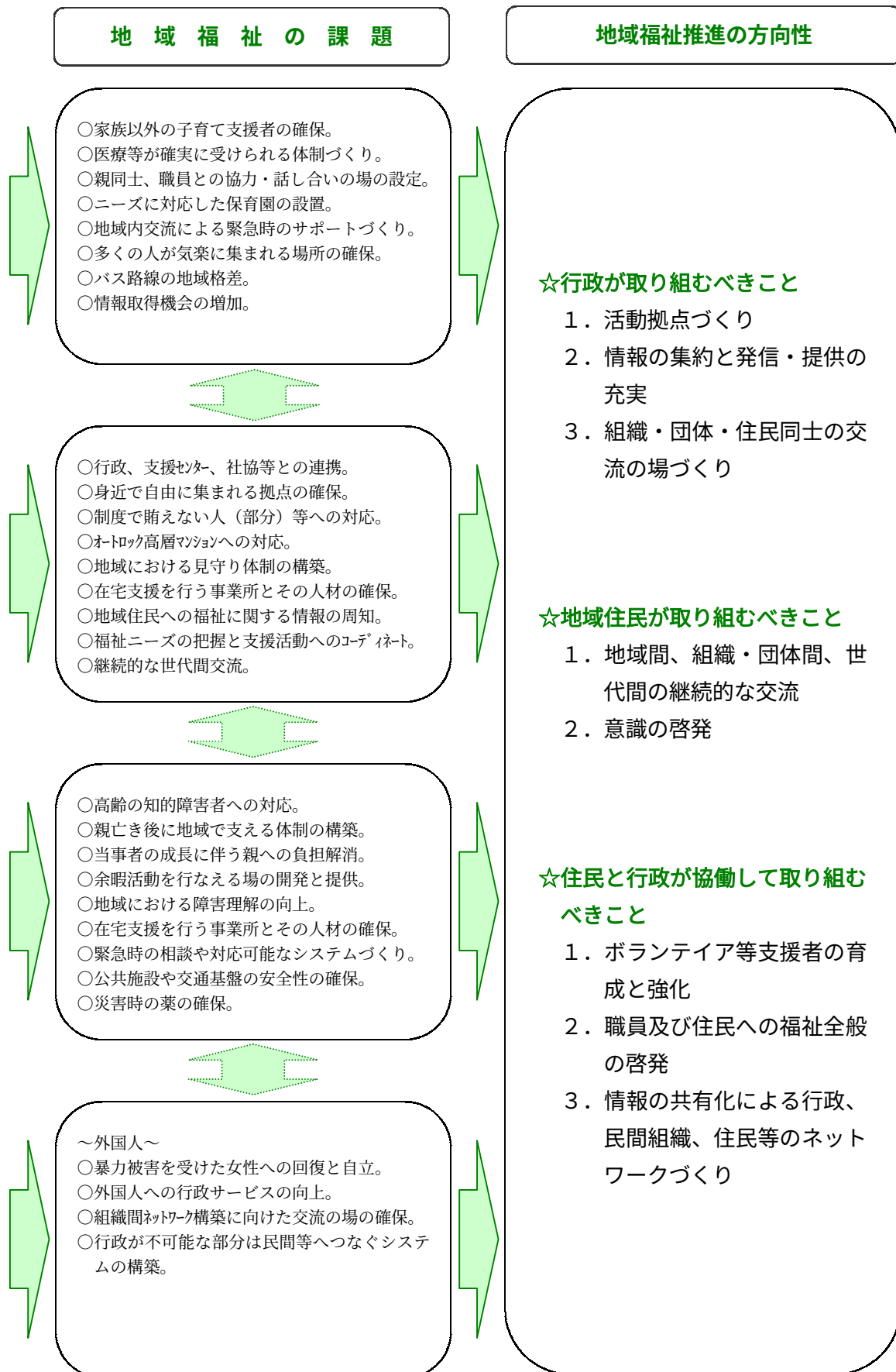
- 行政職員を含めた住民の障害理解が不足。
- 制度利用に向けた受け皿が不足。
- 交通事情が良くない。
- 歩道の段差等バリアフリーの視点での未整備箇所がある。

- 休日の余暇活動の場が無い。
- 地域理解に向けた広報手段のあり方が不明。
- ニーズやサービス量の実態把握が困難。
- 運営資金の確保が困難。
- 不安定な運営基盤により活動の幅に制限。
- 気軽に集える活動拠点が不足。
- 会員が高齢化している。
- ボランティア参加者、各講座等への参加が少数。
- 目的意識が曖昧で継続できる人が少ない。

その他

- ～外国人～
- 住民まで降りてこない情報がある。
- 医療に関する選択が困難。
- ビザがきれている場合、相談さえ受けつけられない時がある。
- 日本人配偶者によるDV被害は根強く残っている。
- 日本の制度について説明する人がいない。

- ～外国人～
- 活動場所が限定されている。
- メンバーが固定化されている。
- 活動内容が一部の住民にしか認知されない。
- 文化等の違いによる疑問解決の場が無い。



3 計画策定経過

年 月 日	経 過
平成15年 7月16日(水)	第1回プロジェクト会議の開催
8月28日(木)	第2回プロジェクト会議の開催
9月16日(火)	第1回幸区地域福祉計画策定委員会の開催
9月25日(木)	第3回プロジェクト会議の開催
10月	アンケート調査の実施「3ヶ月・1歳6ヶ月・3歳の各乳幼児健診」
10月 7日(火)	アンケート調査の実施「赤ちゃんハイハイあんのつどい」
10月10日(金)	第4回プロジェクト会議の開催
10月11日(土)	第1回聞き取り調査の実施(保育園関係)「戸出保育園保護者会」
10月20日(月)	第2回聞き取り調査の実施(外国人関係)「幸子育てクラブトントン」、「カラカサン」
10月21日(火)	第3回聞き取り調査の実施(支援センター関係) ・在宅介護支援センター「アサヒ幸」、「幸風苑」、「夢見ヶ崎」、「新川崎」 ・知的障害者生活支援センター「つくし」、「こぶし」
10月27日(月)	第4回聞き取り調査の実施(地区社会福祉協議会関係)「御幸東」、「河原町」、「御幸西」、「日吉第1」、「日吉第2」、「日吉第3」各地区社会福祉協議会
10月29日(水)	第5回聞き取り調査の実施(子育て関係) 「下間母親クラブピーターパン」、「戸出本町二丁目母親クラブ」、「どんぶらこ」、「たつの子会」、「小向ひまわりクラブ」、「あっぱるきっず」
10月30日(木)	第2回幸区地域福祉計画策定委員会の開催
10月31日(金)	第6回聞き取り調査の実施(障害者関係) 「財団法人川崎市心身障害者地域福祉協議会幸区支部」、「幸区身体障害者団体協議会」、「幸ヒューマンネットワーク」 ----- アンケート調査の実施「健康フェスティバル」
11月 4日(火)	第7回聞き取り調査の実施(高齢者関係)「老人クラブ連合会」
11月12日(水)	第5回プロジェクト会議の開催
11月28日(金)	第3回幸区地域福祉計画策定委員会の開催
12月15日(月)	第6回プロジェクト会議の開催
平成16年 1月 9日(金)	第7回プロジェクト会議の開催
2月 3日(火)	第4回幸区地域福祉計画策定委員会の開催
2月16日(月)	第8回プロジェクト会議の開催

4 計画策定委員

氏 名	選出団体等	
◎ 豊田 宗裕	学識経験者	横浜国際福祉専門学校副校長
○ 高橋 薫	川崎市医師会	川崎市医師会理事
萩原 保夫	幸区社会福祉協議会	幸区社会福祉協議会副会長
深瀬 四郎	幸区民生委員児童委員協議会	幸区民生委員児童委員協議会副会長
渡辺 春男	幸区町内会連合会	幸区町内会連合会会計
板倉 彰	幸商店街連合会	幸商店街連合会理事
海老塚美子	幸区赤十字奉仕団	幸区赤十字奉仕団委員長
高木 照美	NPO	たすけあいほなもも
小滝 一男	当事者団体	幸区心身障害者児団体協議会委員
阿部 美香	当事者団体	夢見ヶ崎プレイパークを作る会
浜野美和子	市民公募	
長崎かつよ	市民公募	
松尾 次男		幸区社会福祉協議会事務局長
鈴木 恒仁	市職員	幸区役所区民生活部区政推進課長
朝倉 哲男	市職員	幸区役所保健福祉センター所長
菅野 到	市職員	幸区役所保健福祉センター副所長

◎：委員長、○：副委員長

中 原 区

1. 中原区の目標

中原区では、地域福祉の推進は「魅力あるまちづくりの推進」であり、誰もが安心し、いきいきと生活が送れる中原区づくりになるという視点から策定委員会を進めてきました。

区民が協力し、安心して生活できる地域社会を作ること、1998年に区民の手によってつくられた「中原区区づくり白書」で、既に掲げられていました。その基盤のもと、これからは福祉を含めた「まちづくり」に関わる区民の活動が、お互いの生活の一部になっていくことができればよいと考えます。

そして、区役所は、諸々の区民のまちづくり活動を支援し、福祉によるまちづくりの実現に努めていきます。

みんなにやさしいまちを目指して

(中原区区づくり白書 1998年3月発行から抜粋)

「みんなにやさしいまち、それは、そこに住み暮らす人みんなにとってやさしいまちを意味します。年をとっても、障害を持っても、快適に住み続けられるまち、中原区をそんなまちにしていきたいと思っています。それには区民一人ひとりの力が必要となります。」

環境の急速な変化に対応するために・・・

「お互い様の関係をつくり、地域の課題の解決に向けて共に取り組んでいくことが望まれます。市民自らも市民活動やボランティア活動などに積極的に参加し、お互いの助け合いで地域福祉を実現させることが必要不可欠です。地域の特性を生かした、きめ細かいサポート体制を市民と行政の連携でつくりていきたいものです。」

２．中原区の概要（中原区はこんなまち）

中原区は平成１６年１月１日現在、人口２０４，８２５人、面積１４．８１ｋｍ^２で、川崎市のほぼ真中に位置しています。

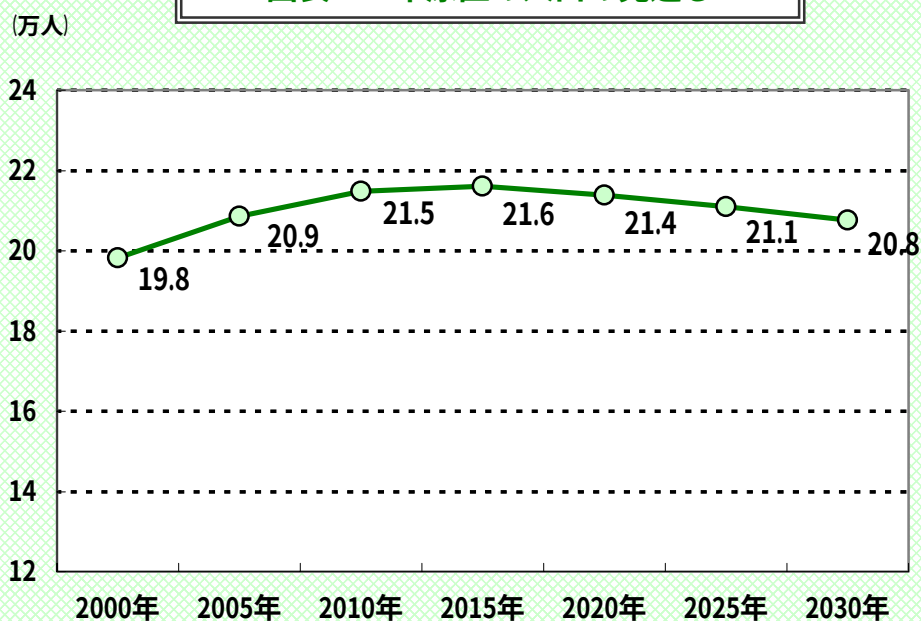
（１）人口増加と少子高齢化

人口は市内７区の中で最多となっており、市総人口の約１６％を占めています。一方世帯数は１００，３５５世帯で、一世帯あたりの平均人数は２．０４人と７区で１番少なくなっています。また、人口密度（１ｋｍ^２当りの人口）は、１３，８３０人で幸区に次ぐ過密地区です。

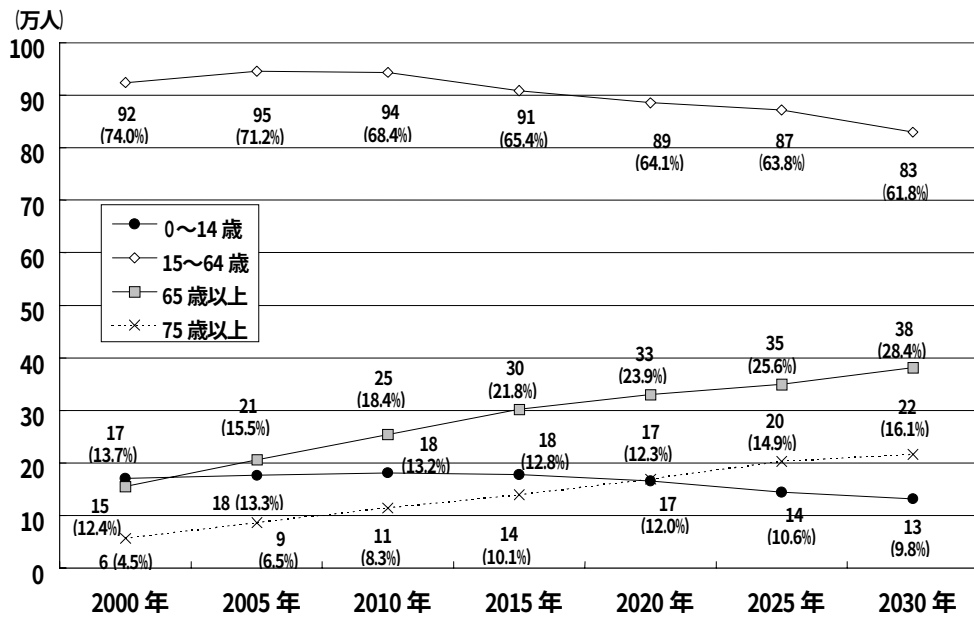
ここ数年、工場や社宅跡地などへのマンション建設の増加に伴い人口は増え続けており、武蔵小杉駅周辺再開発による住宅増加も予定されているため、２０１５年までは増加し、ピークには２１６，０００人になると予想されています。（「図表１ 中原区の人口の見通し」参照）

また、平成１５年１０月１日現在、６５歳以上の人は２６，４２１人で、高齢化率は１３．０１％と平成１１年の１１．９２％と比べ急速に増えています。他方、０～１４歳の人口は２６，０７７人で１２．７２％となっており、平成１４年（１月～１２月）の出生数は２，２９０人、死亡数は１，１０６人でした。

図表１ 中原区の人口の見通し



図表2 川崎市年齢別人口の見通し（参考）



2020年には75歳以上の人数が0～14歳の人数を上回る見通しです。

（２）利便性の高いまち

中原区は、ＪＲ南武線と東急東横線が武蔵小杉駅で交差していて交通の便が良いことに加え、区域のほとんどがほぼ平坦で徒歩や自転車で移動しやすいまちです。

区内には、市民ミュージアムやとどろきアリーナがある等々力緑地をはじめ、平和公園、国際交流センター、市民活動センター、エポックなかはら、聴覚障害者情報文化センターほか、全市的な施設が多数点在しています。そして、各駅近くには昔からの商店街もあり、日常の買い物は遠くまで行かなくてもできる便利なまちです。

また、医療施設も15年3月31日現在、病院9（病床数2，367）、診療所155、歯科診療所143、薬局85など7区で川崎区に次いで2番目に多い区です。

このようにいろいろな面で利便性が高いまちであり、住環境には恵まれていると言えるでしょう。

一方、区内は、歴史的な経過や地理的条件などから、5つの地区に分けることができ、福祉や保健の地域活動もほぼこの5地区により行われています。

（「図表3 中原区の5つの地区区分」参照）

図表3 中原区の5つの地区区分



^{おおと}
【大戸地区に含まれる町丁目名】

- 上小田中1～7丁目
- 上新城1～2丁目
- 下小田中1～6丁目
- 下新城1～3丁目
- 新城
- 新城1～5丁目
- 新城中町
- 宮内1～4丁目

^{すみよし}
【住吉地区に含まれる町丁目名】

- 井田1～3丁目
- 井田三舞町
- 井田杉山町
- 井田中ノ町
- 大倉町
- 荻宿
- 木月
- 木月伊勢町
- 木月祇園町
- 木月住吉町
- 木月大町
- 西加瀬

^{ぎよくせん}
【玉川地区に含まれる町丁目名】

- 上平間
- 北谷町
- 下沼部
- 田尻町
- 中丸子

^{まるこ}
【丸子地区に含まれる町丁目名】

- 上丸子
- 上丸子山王町1～2丁目
- 上丸子天神町
- 上丸子八幡町
- 新丸子町
- 新丸子東1～3丁目
- 丸子通1～2丁目

^{こすぎ}
【小杉地区に含まれる町丁目名】

- 市ノ坪
- 今井上町
- 今井仲町
- 等々力
- 今井西町
- 小杉御殿町1～2丁目
- 今井南町
- 小杉陣屋町1～2丁目
- 小杉町1～3丁目

3. 中原区内の福祉活動

(1) 福祉活動の現状と課題

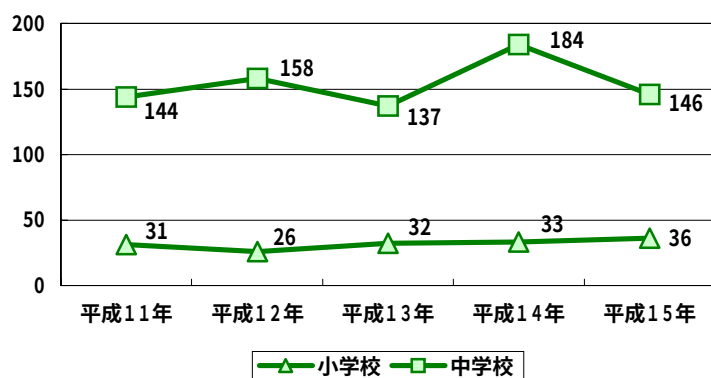
地域では多くの区民の手によって様々な福祉活動が活発に行われており、行政は、それぞれの場面に応じた福祉制度を整備し、施行する責任を担っていますが、中原区というまちに住む区民の生活をライフサイクルから見ると、それぞれの年代に特有の課題が見られます。

乳幼児期には子育て環境を整備する必要があります（それはまた子育て中の若い親を支援することであり）、小・中・高校生になると地域の子どもとしてどう育ていけばよいかという課題があり、働き盛りの中年・壮年層には経済的問題やメンタルヘルスなどの問題が生じやすく、高齢になると孤立しがちであったり、健康に対する支援等が必要になります。また、障害のある人にはこれらの問題に加え、地域で生きていくための諸問題もあります。

今回の地域福祉計画策定にあたり、実際に活動を行っている区民の方々に「懇談会」という形で現状における問題点をお聞きしました。その結果、共通の問題点があることや、活動内容の違いによる具体的な課題が明らかになりました。

これらの課題は、それぞれの立場における場や人、情報、資金などの問題ですが、これらは密接に関連しあっており、ひとつずつ地道に解決していくことにより地域福祉が有機的に進んでいくのではないかと考えます。特に「ボランティア」と「地域の情報」が地域社会を変えていく鍵となるのではないかと、ネットワークの重要性がより明らかになりました。

図表4 中原区の不登校児数



参考：区内の児童・生徒数
(平成15年5月1日現在)

中学生：3,568人

小学生：9,732人

図表5 中原区の自殺者数

	40歳未満		40歳以上		総 数		
	男	女	男	女	男	女	計
平成10年	13	4	18	6	31	10	41
平成11年	11	4	27	9	38	13	51
平成12年	4	4	23	8	27	12	39
平成13年	9	1	13	5	22	6	28
平成14年	9	1	19	7	28	8	36
計	46	14	100	35	146	49	195

図表6 中原区内の青少年犯罪（刑法犯）

刑法犯少年検挙・補導状況（中原警察署管内・平成15年1月～12月）

年 齢	人 数
14歳未満	28人
14歳	34人
15歳	49人
16歳	42人
17歳	15人
18歳	44人
19歳	25人
合 計	237人

左記の内訳

対 象	人 数
小学生	4人
中学生	80人
高校生	75人
その他	78人
合 計	237人

（内女子46人）

年齢	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	→
人々の抱える問題	少子・高齢化 経済不況 ・孤立した育児 ・育児不安 ・虐待を受けた子供 ・不登校・非行 ・身心の障害 ・障害者の就業問題、生活上の問題 ・長時間労働										
地域活動の状況	・子育て支援活動 - 子育てサロン 見守り、声かけ活動 - 自主保育グループ ・商店街利用者を対象に空き店舗利用の保育、休憩所、小学生対象の学習支援ボランティア、介護相談 ・子供会活動 ・青少年のたまり場活動 ・地域教育推進の活動 ・障害児者親の会活動 ・障害児者団体の活動 ・障害児者支援ボランティア活動 ・グループホーム ・地域作業所 ・町内会自治会活動 ・地区社協の活動 ・民生児童委員活動 ・保護司活動 ・日赤奉仕団活動 ・中原区まちづくり推進委員会										
行政施策	『もっとすてきななかはら・中原区区づくり白書』・みんなにやさしいまちをめざして 『魅力ある区づくり事業』 【保健・医療・福祉の連携】 【健康づくりと地域医療の充実】 【子供が健やかに育つ環境づくり】 ・子どもたちの平等な幸せのために ・地域子育て支援体制の確立 ・保育の充実 ・健康づくり支援事業の実施 ・地域医療の充実 ・生活衛生の向上 【高齢者福祉施策の推進】 ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の整備 ・介護保険制度の推進 ・老人医療費の助成 ・在宅介護支援センター機能の強化 ・自立支援施策の推進 ・生涯現役施策の推進 【障害者の自立と社会参加の促進】 ・支援費制度への着実な対応 ・『川崎市障害者保健福祉計画』の改定 ・重症心身障害児施設、知的障害者援護施設の整備 ・精神障害者の自立と社会参加の促進 ・移送手段の整備 ・障害者医療費の助成										

◇ 活動の担い手が足りない、担い手が高齢化している

対象は異なっても、多くの活動団体やグループで人が足りないという課題をかかえています。特にボランティアグループでは、会員が高齢化しているところが多いようです。

当事者団体である老人クラブや障害者団体でも新規の会員が入らないため会員の高齢化が進んでいます。また、子育て自主グループでは、子どもが成長すると次年度の運営を引き受ける人がいなくなり会の継続が困難となったり、イベントの内容を技術的に引っ張っていける人がいないという悩みを持つグループもあります。

一方、地域の福祉を担っている区社会福祉協議会では、役員が固定化していて40代までの若年層の参加が少ないという現状があります。

また、小・中学校で行われているボランティア教育がなかなか地域活動に結びついていかないということも課題としてあります。

図表 7 中原区老人クラブ加入者数

3,912人（平成4年4月）

↓ 10年後

3,255人（平成14年4月）

◇ 活動場所の確保が難しい

どの活動においても活動場所に関する問題をあげています。

分野が同じ子育ての活動でも、自主グループにはそれほど広くはなくとも活動の場所自体を確保したいという希望があり、子育て支援サロン関係では活動の場所はあるものの、活動をより良いものにしていくためには設備や広さなど施設の機能が不十分というような問題があります。また、高齢者対象の配食関係団体からは、施設機能として会食や調理が充分できることを求める声があげられ、障害者関係団体からは車椅子に対応した駐車場やトイレ等の附帯施設の充実を望む声などが具体的にあげられています。

★ 懇談会で出された意見

- ・マンション建設に伴い参加者が増加している地区では会場が足りない（子育て支援サロン）
 - ・畳の部屋が必要（子育て支援サロン）
 - ・年齢の違う子を同じ場所で遊ばせるのは難しいので、外遊びができる会場も必要（子育て支援サロン）
 - ・費用のかからない場所、気軽に行ける場所がよい（子育て支援サロン）
 - ・週1回程度集まれる場を確保したい（子育て関係団体）
 - ・イベントなどで運動できる場所がない（子供会）
 - ・子ども文化センターでは食事を伴う行事ができない（子育て、高齢者）
 - ・老人いこいの家は利用に制限があり利用できない（子育て関係団体）
-
- ・老人いこいの家の利用者が固定化していて、かつ少ない。高齢者対象のボランティア活動も利用が制限されることがある。
（高齢者対象のボランティアグループ）
 - ・配食サービスのために厨房が必要（高齢者対象のボランティアグループ）
 - ・地域のニーズに応えることができるようにするため、老人いこいの家に配食サービスをすることができる規模の厨房を作してほしい
（高齢者対象のボランティアグループ）
-
- ・車椅子で入ることができる会場、駐車スペースがある会場、車椅子が入れるトイレがあることが必要（障害者関係団体）
 - ・施設からグループホームへ（障害者関係団体）

このような現状で、町内会・自治会、地区社会福祉協議会とのつながりを望む意見や、商店街の協力の事例として、「元住吉東口にあるモトスミ・オズ通り商店街では空き店舗を利用して、昼間子の世話をしてくれる人がいない母子のために乳幼児を無料で一時預かりしていて、母親の通院や買い物・母親同士の会合などのために利用されている」ことが紹介されました。

◇ 運営に必要な財源の確保に苦労している

安定した財源の確保は活動に必要なもので、経済的援助が欲しいという声もあります。団体・組織等の資金が充分になく、個人の持ち出しによる活動では存続自体が困難となります。また、新規会員の確保が困難な状況が活動の財源を圧迫しているということもあります。

小規模で手弁当で行うボランティア団体・組織等は継続が困難な状況です。また、昨今増加の傾向にあるNPO（非営利活動）法人も補助金等の継続が不安定であり、将来の活動に対する不安があるなどという悩みを持っています。

◇ 情報が足りない、情報のありが分からない

共通の欲しい情報として、「利用できる会場」「ボランティア団体等の情報」「社会福祉協議会の活動内容」などがあるほか、「ボランティアの体験談や成功例」「育児や病気の正しい知識」を知りたいという声もあります。

また、情報の発信という面では、「活動への参加者募集を知らせる手段が少ない」「地域の中に情報網がない」「困っていることを出し合う場が必要」「必要な人に情報が届いていない」という意見が出されています。

具体的に、高齢者を対象とするボランティアグループからは「介護保険の対象からはずれているゾーンの高齢者にサービスが必要」、障害者関係団体やボランティアグループからは「障害についての正しい知識が地域に知られていないため受け止めてもらえない現状がある」などの意見が出され、情報の重要性が述べられたほか、「元気な高齢者、特に男性の行き場が少ないのでボランティア講座などを多く開き、生きがいの創出と人材の発掘をして欲しい」とか「市全体を対象とする財団法人市民活動センターが武蔵小杉にあるが、より身近な情報を扱う区独自のボランティアセンター的なものがあるとよい」という意見もあります。

図表 8 中原区の要介護認定状況

介護度	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
人 数	319	1,304	759	476	525	480	3,863

※ 高齢者（65歳以上）人口：26,421人（人）
高齢者（65歳以上）人口に対する要介護認定者の割合：14.62%
（平成15年10月1日現在）

要介護者の数は年々増加していますが、介護を必要としない元気な高齢者の割合も多いのです。

◇ ボランティア活動に支援を

実際、区内の福祉活動は多くのボランティアによって支えられていますが、その区民活動をどう支え、継続・発展させていくかがこれからの課題です。

まず、ボランティアを行っている人たちの実感として「福祉活動について、地域でよく理解されていない」ということがあり、「同じ人がいくつもボランティアをやっているので活動できる人を増やしたい」という要望があります。他方、当事者からは「真に理解と技術のあるボランティアを探すのは大変である。地域で人材養成や啓発をしてほしい」という要望があります。特に精神障害者を対象としたボランティアは少ないのが現状です。

また、ボランティア活動を続けていく上で有償か無償かが問題となり、交通費や弁当代ぐらいは受ける側の人たちに負担してもらわないと続けていくのは大変であるという現実的な意見も出ました。

その他、不足しているサービスとして「移送」があります。障害者も、高齢者も、子どもも、活動に参加するためには足が必要であり、ボランティア活動にも運送手段が有用です。現在区内には送迎を行うボランティア団体がありますが、申し込みが重複したときなど、充分対応できないこともあります。増車と他のボランティアグループとの連携が解決に向けた手段の一つであると考えますが、その他支援方法の一つとして、地域団体や地元企業の協力を得ることも考えられます。

図表 9 中原区内の障害者手帳交付者数

☆ 身体障害者 3,893人（平成15年11月現在）

※ 平成14年12月～平成15年11月の新規申請者数は347人で、うち250人が61歳以上です。

☆ 知的障害者 633人（平成15年4月現在）

☆ 精神障害者 399人（平成15年4月現在）

※ 精神障害者数は、人口の1.5%いると推定されており、これを中原区に置き換えると、約3,000人存在すると考えられます。

◇ 地域にネットワークが欲しい

他のボランティアとの交流や情報交換を望む声も多く、そのためのネットワークが地域にあれば福祉コミュニティを作ることにも容易になると考えられます。異なる活動をしている団体やグループの交流の場があれば、お互い困っていることを出し合い、より良い活動に結びつけることができます。さらに、立場の違う人たちが地域の中で交流し、お互いを理解し合うことで心のバリアフリーを進めることもできます。例えば、外出できない高齢者が寝たきりや痴呆にならないよう見守っていくことや、子育て支援の場に障害のある子も一緒に集まったり、世代間交流を広げたりすることもできるようになるでしょう。町内会・自治会、民生・児童委員、老人クラブ、学校、地区社会福祉協議会等、地域の団体をはじめ、一定の目的をもって作られたボランティアグループ、NPO法人などが連携していくことが求められています。

また、まちづくりやバリアフリーの障害となっている放置自転車の問題が区の大きな課題としてありますが、平成14年1月に「中原区自転車と共生するまちづくり委員会」が発足し、区民、地域町内会、商店街連合会、地元関連企業、区役所及び関係行政機関が一体となって解決に向けて取り組んでいるところです。地域福祉の推進の点からも連携による早期の解決が期待されています。

図表10 ボランティア等の団体数

中原区社会福祉協議会が把握している団体数

団体の種類	団体数
子育て支援ボランティア	17
子育て中の親子グループ	36
障害者支援ボランティア団体	20
障害者及び家族団体	8
高齢者支援ボランティア団体	3
高齢者及び家族団体	3
その他ボランティア団体	14
健康づくりグループ	19
合 計	120

図表11 町内会加入世帯数

76,211世帯（平成15年9月現在）

※ 加入率は約76%であり、他区と比べ高い割合となっています。

4. 地域福祉推進の方向性

(1) 場の確保を進める

ボランティア活動や福祉活動の拠点となる場の確保をより進めるとともに、地域の誰もが活用することができる交流の場を、歩いていける範囲につくる必要があります。

区 民

- ・行政や社会福祉協議会に、施設をより有効に活用できるよう働きかけていきます。
- ・地域の民間施設（町内会館、自治会の集会所、商店街の空き店舗、企業の施設、寺社の集会所）が空いている時に、住民活動に使えるよう働きかけていきます。
- ・地域福祉活動に必須である駐車スペースを確保するため、利用する場（施設）周辺の空地、または駐車場の空き時間の活用を地域に働きかけていきます。
- ・公共施設の活用に伴い管理委託がされた場合、鍵の管理などを地域の組織で対応できるよう考えていきます。

区社会福祉協議会

老人いこいの家の活用について、行政とともに検討をしています。

区 役 所

既存施設（こども文化センター、老人いこいの家、小学校の空き教室、わくわくプラザの空き時間など）を広く住民活動に利用してもらえるようにするため、使用目的の制限などを取り外していく必要があります。区として区民の意向を市の関係局に働きかけるよう努めていきます。

また、利用可能施設についての情報の発信について検討していきます。

(2) 人を育てる

地域福祉活動が続けていくためには、より多くの区民の参加が必要です。

また、より良いボランティア活動を長く続けていくためには、そのボランティア活動を行う人に技術や知識があることが有効です。ボランティアの高齢化が加速しており、後継者の養成が急務になっています。

区 民

- ・身近な住んでいる地域の活動に福祉的視点を取り入れ、誰でも参加したい時に参加できるような仕組みを作っていくことに努めていきます。
- ・子どもの時から地域活動に親しめるような仕組みを考えていきます。
- ・心のバリアフリーが自然に身につくような行事を開催していきます。
- ・ボランティアを楽しく続けられるように工夫していきます。

区社会福祉協議会

- ・各々の活動をしている住民を支援します。
- ・楽しめるボランティア活動・親しみやすい福祉活動を提案します。

区 役 所

- ・各々の活動をしている住民を支援していきます。
- ・現役の中高年が参加できる養成講座などの支援を検討していきます。

(3) 情報の共有化

地域の情報を共有することは身近な福祉を進めるために不可欠です。それぞれの分野や年齢に応じた情報の伝達方法により、情報を共有化していくことが有機的な福祉活動に結びつくと考えます。

区 民

地域住民間の情報のやり取りを活発にするとともに、福祉に関心のなかった住民にも情報が届くよう工夫し、意識を変えることに努めていきます。

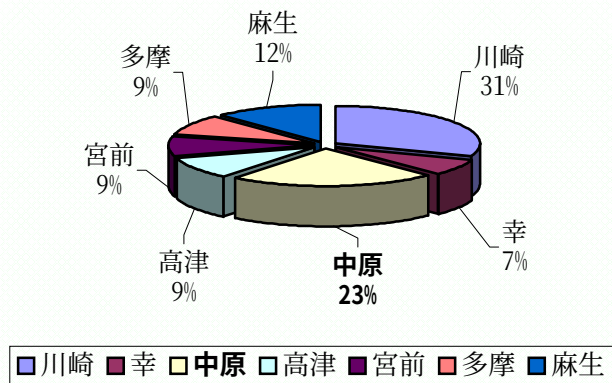
区社会福祉協議会

住民が必要としている情報をわかりやすく提供できるよう、情報収集と発信をするために、様々な団体の情報を団体・関係機関と共有します。

区 役 所

- ・既存の福祉制度については、よりわかりやすい広報、必要な人に届く広報に努めていきます。
- ・区社会福祉協議会と協力して情報の収集と発信（特にボランティアに関するもの）に努めていきます。
- ・正しい専門知識の提供に努めていきます。
- ・住民同士の情報交換の場の提供を検討していきます。
- ・働いている人や子育て中の人、障害で外に出られない人などのために中原区ホームページを充実させ、活用していきます。

図表 1 2 中原区ホームページアクセス数



平成 1 5 年 1 0 月 1 ヶ月間の実績

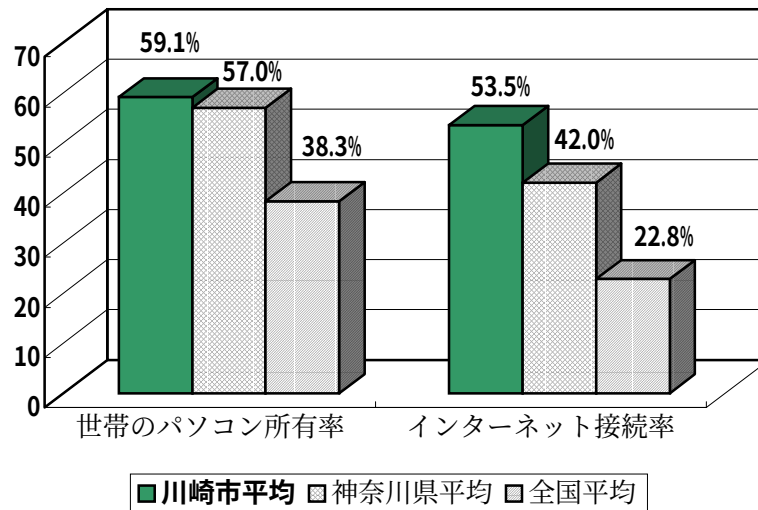
(件)

	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合 計
アクセス数	130,923	30,185	98,975	40,580	37,211	38,577	51,982	428,433

- ※ アクセス総数は川崎区に次いで多く、うち保健福祉関係は 1 3 , 8 9 9 件でした。
- ※ 平成 1 4 年 1 0 月 1 ヶ月間の実績は 3 5 , 4 0 7 件で、1 年後には 6 3 , 5 6 8 件増加したことになります。



図表 1 3 川崎市インターネット普及率



三菱総合研究所「インターネット利用者基礎データ2001」により作成

川崎市におけるインターネット普及率は非常に高い水準
(全国でもトップクラス) にあります。

(4) ネットワーク化を進める

高齢になっても、障害を持っても、徒歩圏内の地域で快適に暮らすためには、身近な地域のネットワークづくりが必要です。

また、地域活動を活発にし、より良い活動ができるようにしていくためには、いま行われているそれぞれの活動をネットワーク化することが必要です。

区 民

- ・ 各々の活動を行うにあたり、民生委員・児童委員と今まで以上の連携を図っていきます。
- ・ 地域において、活動内容が異なる複数のボランティアグループなどが一同に集まれる場所の確保に努めていきます。

区社会福祉協議会

活動ごと、地域ごと、または区全体などの交流の場を設け、意見交換、情報発信など、情報の共有につなげ、団体・住民の福祉ネットワーク化を図ります。

区 役 所

複数の住民活動のネットワークができるよう努めていきます。

高 津 区

はじめに

高津区では、区の地域福祉計画（以下計画）の策定に向けて、区民委員を公募し、各団体や関係機関から代表委員を選出していただき、9月から検討してきました。

まず、高津区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会会長と区長の対談において、「区がめざす福祉のまちづくり」「これからのまちづくりの重点課題とは」等の地域福祉の課題について明らかにしました。また、各関係団体の方にインタビューを行い、その活動についての御意見を伺いました。一方、高津区の統計資料等を基に、子どもとその家族や高齢者、障害者の実態を職員や策定委員で検討を進めました。

元々、高津区には、区民が主体となってまちづくりについてまとめた、まちづくりビジョン「歩きたくなる高津」があり、その中に「耕そう、地域コミュニティ」と題して、地域の問題を解決する新しい仕組みづくりが述べられています。計画は、このビジョンを大切に、明らかになった課題と併せて、「生まれ、育ち、老いる健やかな高津を区民が主体となってめざし、全ての人が、お互いに地域の健康や福祉について考え、心豊かに暮らせる福祉のまちを作る」ことを目標に掲げました。さらに、その内容を、「子育て世代にとって住みやすいまち」「高齢者・障害者が集い賑わうことのできる安全なまち」「交流・ふれあいのあるまち」をめざし、向こう三軒両隣の精神から生まれる、心の交流を広げられるようなまちづくりを目指すこととしました。また、交流のきっかけを生み出す拠点の活用も重要であることから、区内の公共施設や民間の施設に、施設開放状況のアンケート調査をお願いしました。この結果につきましては、区民の方にも情報提供ができればと考えております。そして、このようなまちづくりを行っていくためには、今後、各団体や関係機関等と連携を持ちながら、16年度以降の福祉のまちづくりを推進していくために、何ができるかをともに考えていきたいと思っています。その検討を進めながら、地域福祉を推進するネットワークを作っていく予定です。

この計画は平成16年度からの5ヵ年計画で、3年後に見直しをはいる予定です。今後、市、区、社会福祉協議会の計画が連動し、計画を実施していきたいと考えております。

目 次

序章 高津区がめざす福祉のまちづくりを語る（対談の要約）	101
福祉のまちづくりをめざして	102
I 章 高津区の目標	103
II 章 まちづくりの重点課題	104
III 章 計画の具体的な推進のために	108
地域福祉計画を推進するために	112

資料編	1. 高津区の特徴
	2. 社会資源の状況 —施設アンケート結果より—
	3. 市民活動の状況 —区民活動団体インタビュー結果より—

高津区がめざす福祉のまちづくりを語る（対談の要約）

歩きたくなる高津



高井弘勝 高津区長



高津区社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会
斉藤二郎 会長

高津は、もうすぐ人口が 20 万人になります。それだけ人口が増えるのは、新住民が増えるということで、そこでどれだけ地域で支え合っていくのが、課題となってきました。

まず、これから子育てを始める世代にとって、住みやすいまちを作っていきたいと思います。

また、高齢者の方や身障者の方に、集い賑わっていただくための「安全な町に」ということでは、区としては努力しております。

対談テーマ①

高津区がめざす福祉のまちづくりとは・・・

高津区の人口増加率は高く、すぐに 20 万人口になり、住みやすい高津をめざしていくことが大切だと思います。

マンションが立ち並び、新旧住民の融和問題はこれから難しくなるでしょう。高津区は、新しい住民を差別化する土壌は無いはずですから、町内会・自治会に新しい方もドンドン入っていただいて、交流の輪を広げていくことが大事だと思います。

これからは、高齢者夫婦の世帯も多いので、その支援も考えていく必要があります。また拠点の確保も、ぜひ進めていきたい。公共施設で、未活用のところの情報を整理し、インターネットなどで、いろんな情報提供の設備も整えていければと考えています。

高津区で生まれ育った方と、それから新たに新住の方が来て交流していく、この課題はなかなか難しいところですが、何とか克服する対策が必要です。そして、子どもも高齢者も一緒に集まれるような、ワークステーション的な施設を確保していきたいと思います。

対談テーマ②

これからのまちづくりの重点課題は・・・

高齢者の方の見守りも子育てと一緒に、これが一緒にできていくと全てうまくいくだろうと思います。拠点の整備はぜひお願いしたい。運営は住民がしていけばよい。

また、区の段階でも、高齢者福祉や子育て情報など、情報を集約・一元化できるものを作ってほしい。高津区は高津区として、社会福祉協議会は社会福祉協議会で作り、お互いにリンクさせれば良いのです。

市民活動の視点という部分では、市民の方もそういう意識が芽生えてきているのかな、という感じがします。

また「高齢者パワー」を活用するような時代に入りつつあるのではないかと感じています。

行財政がますます厳しくなる中で、行政が全てをやれる時代では無くなりました。市民活動が活発になれば、行政は市民活動のサポート的な立場になっていくべきだと思います。やはり拠点をしっかりと整備して、区民と行政、関係機関の連携を図り、市民の方に自主管理をお願いできるような公設民営の方向をめざす必要があります。

対談テーマ③

地域福祉を考えていく上で特に重要なことは・・・

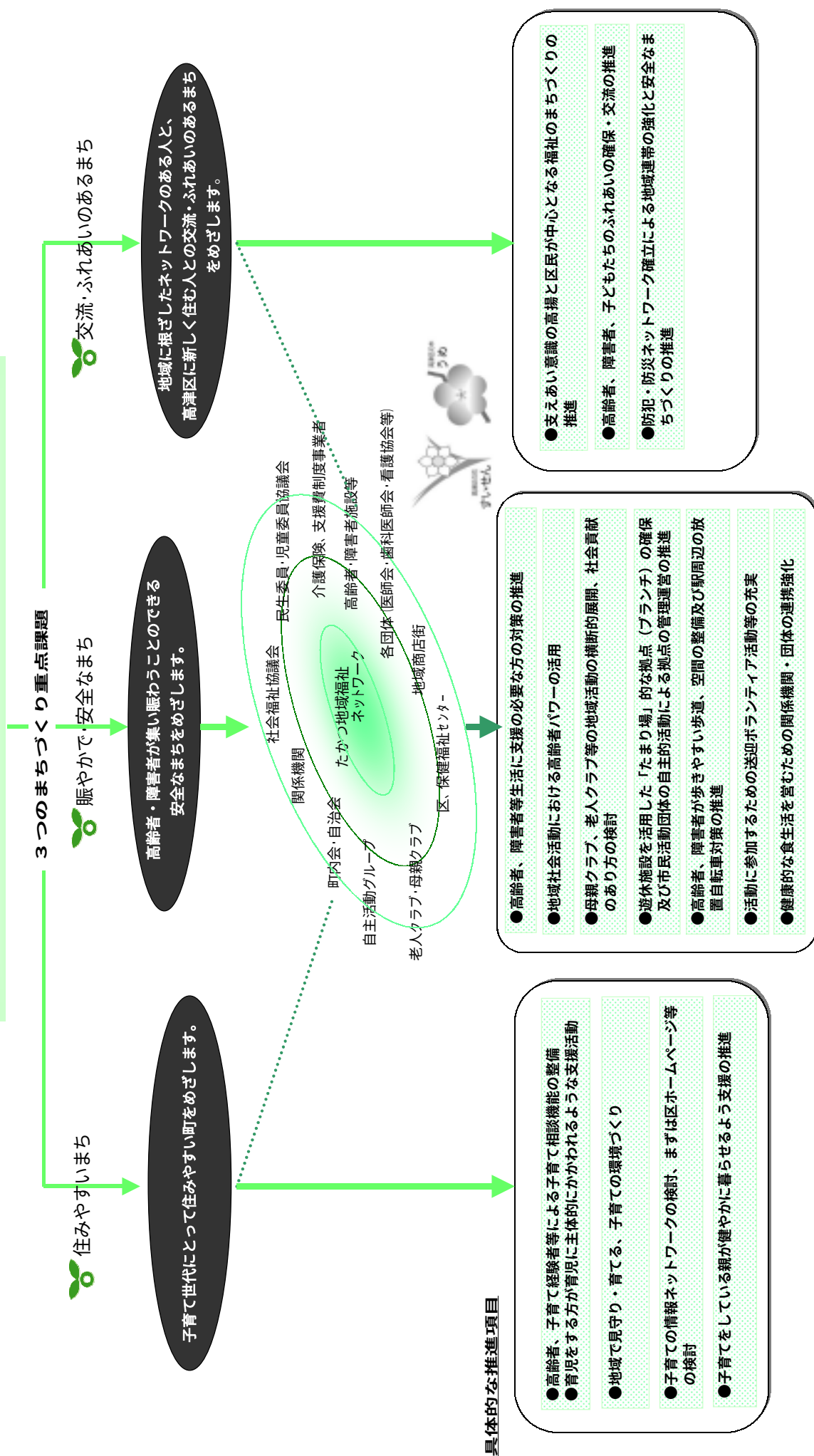
行政としては、これまで行政がやっていた福祉を、これからは地域住民がやるんですよという意識を持っていただくことを、くどいほどに言い続けていく必要がある。

町内会の中にも、福祉部、厚生部等が組織化されていると思いますので、そのあたりとの連携を進める必要があります。

町内会や自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、みな「地域住民の幸せ」という活動目的はひとつですが、ただそれぞれの団体がやる手法が違うのが現状です。何が得意かは、それぞれの団体にあるわけで、それが有機的に団結すれば、地域連帯の強化は図れるはずだと考えています。

生まれ、育ち、老いる、健やかな高津をめざして

「生まれ、育ち、老いる、健やかな高津」を区民が主体となってめざし、全ての人が、お互いに地域の健康や福祉について考え、「心豊かに暮らせる福祉のまち」を作っていきます。



1章 高津区の目標 ～福祉のまちづくりをめざして～

「生まれ、育ち、老いる、健やかな高津」を区民が主体となってめざし、全ての人が、お互いに地域の健康や福祉について考え、「心豊かに暮らせる福祉のまち」をつくっていきます。

1 子育て世代にとって住みやすいまち

子どもから高齢者まで、また、疾病や障害があっても、誰にでも住みやすく、住み続けたい区でありたいと考えています。特に子育て世代が、周囲との関係を良好に保ちながら子どもを育て、住み続けられるまちをめざしています。福祉のコミュニティとして、まず、子育てにやさしいまちづくりを考えています。

2 高齢者・障害者が集い賑わうことのできる安全なまち

高齢者や障害者、子育て中の方が住みやすいまちは、健康な方にも住みやすいまちと考えます。まちの中に集う場所があることと、安全で動きやすいまちづくりがすすむことで、孤立や引きこもり、体力の低下等の防止につながります。

また、そのことにより、健康な心身を育み、仲間と共によりいきいきと助け合うことが可能になります。高津区にある活動の拠点が有効に活用できるように努め、新たな場所を区民の方と相互に協力しながら拡大していきます。

3 地域に根ざしたネットワークのある人と、高津区に新しく住むの人との交流・ふれあいのあるまち

高津区は南武線と、田園都市線が交差し、バスを含めて交通の利便性に恵まれています。また、新たな住宅（マンション）の建設も盛んで、人口の社会増も多く、移り住む若い世代が多くいます。反面、町内会組織や社会福祉協議会、民生委員児童委員など従来からの組織活動も活発で、ボランティア活動や健康づくり活動の基盤となっています。

新たに高津区に移り住んだ方と、生まれ・育ちこのまちにネットワークのある方が、「向こう三軒両隣」の交流を深められればと考えています。地域で福祉を推進するときの協働・パートナーシップ関係を住民相互で作っていくまちをめざします。



子育て世代にとって 住みやすいまち

1) 高齢者、子育て経験者等による子育て相談機能の整備を図ります。 また、育児をする方が育児に主体的にかかわれるよう支援します。

- 健康診査や子育てに関する知識を得たり相談する場を充実します。
- 家族、特に父親が子育てに関心を持てるように支援します。

2) 地域で見守り・育てる、子育ての環境づくりをします。

- 地域ぐるみで子育てをし、子ども達が健やかに生まれ育つ環境づくりに努めます。
- 行政・関係機関・関係団体の連携を深めます。特に、NPO等市民活動との連携も深めていきます。
- 小児医療の充実を図り、夜間救急の問題等を検討していきます。
- 子どもへの虐待の予防や早期発見に努めます。
- あらゆる状況の保護者が安心して子どもを預けられる場所や、子育て支援の情報を得やすくしていきます。
- 母子世帯になっても孤立しないで暮らせるまちづくりをめざします。

3) 子育ての情報ネットワークを検討します。まずは区ホームページ等の検討をします。

- 子育てに関する人材の育成と連携を図ります。
- 施設・団体・区民の方と協力し、子育てに関する情報を提供します。
- 他区や他都市の情報収集を図り、併せて提供していきます。
- 関係機関の有機的な連携を検討していきます。

4) 子育てをしている親が生活習慣を工夫し、健やかに暮らせるよう支援をします。

- 生活習慣病予防の学習会等を実施していきます。



高齢者・障害者が集い 賑わっている 安全なまち

1) 高齢者、障害者等生活に支援の必要な方の対策の推進を図ります。

- 高齢者、障害者等生活に支援の必要な方も含めた全ての人が、共に支えあい、見守りながら生活する安全なまちづくりに努めます。
- 障害者の生活に活用できる社会制度や資源の情報提供のシステム化を図ります。
- 障害（精神・知的・身体）に関する理解を深め、その障害の相談窓口の周知を図ります。
- アルコール・薬物等依存に関する知識の普及に努めます。
- 要介護者の介護方法の学習や、介護者の交流を図ります。
- 要介護者の介護サービスの充実を介護支援事業者やサービス事業者と共に図ります。
- 高齢者や障害者の権利擁護をすすめます。
- 保健福祉センターで各種の相談を行うときの窓口として、保健福祉相談窓口の機能を充実させ、各支援担当との連携を図ります。
- 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の、見守りを充実させます。
- 防犯・防災のネットワークを作り、高齢者、障害者等生活に支援の必要な方の安全を図ります。

2) 地域社会活動における高齢者パワーの活用を図ります。

- 元気な高齢者の地域活動への参加を働きかけます。
- まちづくりを共に考える機会をつくります。特に高齢者や障害者・子育て中の方が溶け込んで暮らせるまちをめざします。
- ミニデイケアの参加などを通して、引きこもりの予防や介護予防の充実を図ります。また、その学習の機会を設けます。
- 高齢者施設の活用を地域と共に検討していきます。



3) 母親クラブ、老人クラブ等の地域活動の横断的展開、社会貢献のあり方を検討します。

4) 施設を活用した「たまり場」的な拠点（ランチ）の確保をします。
また、市民活動団体の自主的活動による拠点の管理運営を進めます。

- 世代間交流も含めた「老人いこいの家」「こども文化センター」等の活用を図ります。
- 区内施設の利用可能状況を明らかにし、情報の提供を図ります。

5) 高齢者、障害者が歩きやすい歩道、空間の整備を進めます。
特に駅周辺の放置自転車対策を推進します。

6) 活動に参加するための送迎ボランティア活動等の充実を図ります。

7) 健康的な食生活が営めるよう、関係機関・団体が連携しながら取り組みます。



交流・ふれあいのまち 高津区に新しく住む人との 地域に根ざしたネットワークのある人と

1) 支えあい意識の高揚を図り、福祉のまちづくりを区民が中心に推進することを支援します。

- 町内会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等の連携による地域福祉の強化を図ります。
- 地域福祉を区民が中心に構築していく取り組みを支援していきます。また、PRに努めます。
- 地域連携強化に向けた行事の検討をしていきます。
- 挨拶をかわすことのできる、隣近所が交流できるまちをめざします。

2) 高齢者、障害者、子どもたちのふれあいの確保・交流の推進を進めます。

- 地域ぐるみで子育てをし、子ども達が健やかに生まれ育つ環境づくりに努めます。また、地域で高齢者や障害者・子育て中の方が溶け込んで暮らせるまちをめざします。
- 高齢者、障害者等生活に支援の必要な方も含めた全ての人が、共に支えあいながら生活する安全なまちづくりに努めます。
- ふれあいを持ちながら健康づくりを進めることを支援します。
- 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の情報を把握し、必要な支援が届くように努めます。
- 転入された方や、子育てを始められる方に、保健福祉センターの情報がすみやかに届くよう努めます。



3) 防犯・防災ネットワーク確立により、安全なまちをめざし、地域連帯の強化を図ります。



III章 計画の具体的な推進のために

計画を具体的に推進するための取り組みや、中心になって推進する団体をあげています。地域における支援活動は、自立して生活を営み、自己選択をしていく個人や家族を支えるものであり、その自立と尊厳を大切にします。

また、地域で活動している母親クラブや子育てグループ、老人クラブや町内会、自主活動グループ等が相互に支えあい、世代や枠組みを越えて連携を強化していくことが大切と考えています。

子育て世代にとって住みやすいまち

・高齢者、子育て経験者等による『子育て相談機能』の整備を図ります。

また、育児をする方が育児に主体的にかかわれるよう支援します。

●健康診査や育児相談・両親学級の充実を図る。また、親子が交流のできる機会をつくり、情報の発信も行う。

(区)

●子育て事業を世代を超えて取り組む。民生委員児童委員の子育て広場などの事業の充実を図る。(民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会・町内会・区)

●子育てボランティアを育成し、活動の充実を図る。(区・民生委員児童委員協議会・自主グループ)

●まちの中での世代交流の充実を図る。(町内会行事など)。

・地域で見守り・育てる、子育ての環境づくりをします。

●地域ぐるみで子育てをし、子ども達が健やかに生まれ育つ環境づくりに向けての普及啓発を推進する。

(区・町内会・民生委員児童委員協議会・社会福祉協議会・関係機関)

●子育てグループの育成や、子育て広場の充実を図る。

(区・社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・関係機関)

●子育てのネットワーク会議を、地域の子育てに関する機関等で広く開催する。

(区・関係機関・関係団体・自主グループ等)

●新しく移り住んだ親子の世帯にも行事等を通して地域のつながりを作る。

(町内会・区)

●児童相談所や民生委員・児童委員・かかりつけ医・保育園・幼稚園・学校等との情報交換を行う。

(区・関係機関・関係団体)

●小児医療に関する情報提供の充実を図る。

(区・医師会・歯科医師会・看護協会等)

●自主保育も含めた保育情報の提供をしていく。

(区・関係機関・自主グループ)

●ひとり親家庭が安心して子育てができるように情報を提供していく。

(区・関係団体)

計画の具体的な推進のために

・子育ての情報ネットワークを検討します。まずは区ホームページ等の検討をします。

●子育て情報発信の会議を広く定期的に開催する。

(区・関係機関・関係団体・自主グループ)

●子育て情報の提供をしていく。子育てに関する情報交換、ホームページ、パンフレット、情報コーナーの設置等を検討する。

(区・関係機関・関係団体・自主グループ)

・子育てをしている親が生活習慣を工夫し、健やかに暮らせるよう支援をします。

●かわさき健康づくり21の推進をする。生活習慣病予防学習会の開催をする。

(区・医師会等関係団体)

高齢者・障害者が集い賑わうことのできる安全なまち

・高齢者、障害者等生活に支援の必要な方の対策の推進を図ります。

●高齢者、障害者等生活に支援の必要な方も含めた全ての人が、共に支えあいながら生活できる安全なまちづくりに向けての普及啓発を行う。

(区・町内会・社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・関係機関)

●区役所保健福祉センターの相談窓口として、保健福祉相談窓口の機能を充実し、各支援担当との連携の強化を図る。

(区)

●日常の相談から必要な情報をまとめ、パンフレット等でPRを図る。

(区・関係団体)

●地域ケア会議や、介護支援専門員（ケアマネージャー）との連携の強化を図る。

(区・在宅介護支援センター・事業者)

●障害に関する理解を深めるための講座や相談等を開催する。

(区・関係団体)

●健康教育や健康相談の充実を図る。

(区・関係団体)

●高齢者の見守り事業の充実を図る。

(民生委員児童委員協議会・区・町内会・社会福祉協議会・老人クラブ)

●地域福祉権利擁護事業との連携をする。

(区・在宅福祉公社・事業者)

●心の健康づくりの講座を開催する。

(区)

計画の具体的な推進のために

・地域社会活動における高齢者パワーの活用を図ります。

●高齢者の引きこもりの予防を図る。
(区・老人クラブ・町内会・自主グループ)

●ミニデイケアや友愛訪問の充実を図る。
(社会福祉協議会・老人クラブ・区)

●まちづくり会議での取り組みの継続を行う。
(区・自主組織・関係機関・関係団体)

・母親クラブ、老人クラブ等の地域活動の横断的展開、社会貢献のあり方を検討します。

●活動の拡大・強化を図る。地域横断的な活動を図る。加入の拡大を図る。
[特に、一人暮らしの高齢者]
(老人クラブ・母親クラブ・社会福祉協議会・町内会・区・自主グループ)

●一人暮らしの高齢者や、引きこもりの方への働きかけをより強化する。
(民生委員児童委員協議会・老人クラブ・社会福祉協議会・区・自主グループ)

●高齢者施設の活用と地域の共存の働きかけの検討を図る。
(区・社会福祉法人・介護保険施設等)

・施設を活用した「たまり場」的な拠点（ランチ）の確保をします。

また、市民活動団体の自主的活動による拠点の管理運営を進めます。

●区内施設アンケートの結果を公表し活用を図る。
(区)

●利用に関する会議の開催・周知を図る。
(町内会・社会福祉協議会・自主の会・区)

・高齢者、障害者が歩きやすい歩道、空間の整備を進めます。特に駅周辺の放置自転車対策を推進します。

●区の事業として取り組み、区民と協力して推進する。
(区)

・活動に参加するための送迎ボランティア活動等の充実を図ります。

●送迎ボランティアの育成・車両の拡大・PRを行う。また、利用対象・内容も検討を図る。
(町内会・社会福祉協議会・自主団体・区・自主グループ)

計画の具体的な推進のために

- ・健康的な食生活が営めるよう、関係機関・団体が連携しながら取り組みます。

●食の元気安心推進事業に区と「たかつ・食の元気安心推進協議会」が中心となって取り組む。
(区・関係団体・事業者)

地域に根ざしたネットワークのある人と、 高津に新しく住む人との交流・ふれあいのあるまち

- ・ 支えあい意識の高揚を図り、福祉のまちづくりを区民が中心に推進することを支援します。

- ・ 高齢者、障害者、子どもたちのふれあい ・ 防犯・防災ネットワーク確立により、安全な
の確保・交流の推進を進めます。 まちをめざし地域連帯の強化を図ります。

●交流・ふれあいのあるまちをめざして、町内会・社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会等や関係機関（消防・警察）・関係団体（保護司会・日赤奉仕団等）また、区内活動のあらゆる場面で啓発活動に取り組む。

(地域のあらゆる関係機関・団体・自主グループ・区などが連携して取り組む)

●新たに区民となった人の支援をする。区内の情報を提供する取り組みを考える。また、町内会に関心を持って共に活動をできるように支援する。

(町内会・区)

●地域の連帯が強化されるような、行事に取り組む。

(町内会・社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・関係機関・区)

●防犯・防災のネットワークを組織的に取り組み、隣近所の交流を支援し、地域の連帯感を持てるように働きかける。また、情報が伝わり難い外国籍の方にも伝達方法等の工夫をする。

(区・町内会・社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会・ボランティア・地域商店街・関係機関等)

地域福祉計画を推進するために

生まれ、育ち、老いる、 健やかな高津をめざして

社会福祉協議会

- ★子育て事業を世代を超えて取り組みます。
- ★子育て情報の提供を推進します。
- ★一人暮らし高齢者や、引きこもりの方への働きかけを強化します。
- ★送迎ボランティア活動の強化を図ります。
- ★老人クラブ、母親クラブ活動の強化を図ります。

町内会・自治会

- ★まちの中での世代交流の充実を図ります。
- ★あらゆる活動の中で啓発活動に努めます。
- ★地域連帯強化に向けて行事に取り組みます。
- ★新たに区民となった方を支援します。
- ★地域の防犯・防災ネットワークづくりに取り組みます。

老人クラブ、母親クラブ

- ★高齢者の見守り事業を充実します。
- ★高齢者の引きこもりの予防対策を図ります。
- ★ミニデイケアや友愛訪問活動を充実させます。
- ★地域横断的な活動を推進します。
- ★一人暮らし高齢者や、引きこもりの方への働きかけを強化します。

高齢者・障害者施設等

- ★施設利用と地域との共存の働きかけを検討します。
- ★地域ケア会議や、介護支援専門員との連携強化を図ります。
- ★地域福祉権利擁護事業との連携を図ります。

地域商店街

- ★食の元気安心推進事業に協力します。
- ★空き店舗などの施設利用に関し協力を求めていきます。

自主活動組織・グループ

- ★高齢者の引きこもりの予防を図ります。
- ★子育てグループの育成、子育て広場を充実します。
- ★子育てボランティアを育成し活動の充実を図ります。
- ★障害に関する理解を深める講座や相談を開催します。
- ★一人暮らし高齢者や、引きこもりの方への働きかけを強化します。

民生委員・児童委員協議会

- ★子育て事業を世代を超えて取り組みます。
- ★高齢者の見守り事業を充実します。
- ★一人暮らし高齢者や、引きこもりの方への働きかけを強化します。
- ★子どもの虐待の予防、早期発見のための情報交換を強化します。

関係機関

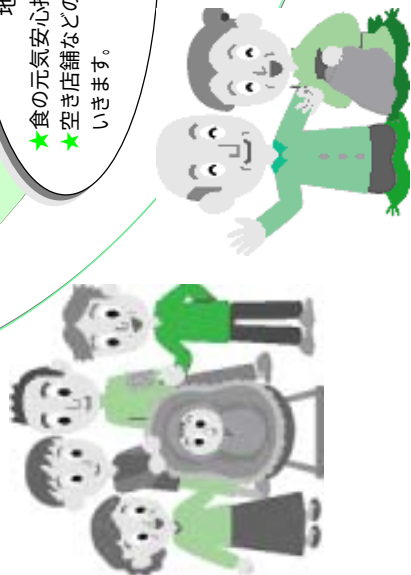
- ★子育てのネットワーク会議を開催します。
- ★自主保育も含めた保育情報の提供を行います。
- ★子育て情報の提供を行います。
- ★地域連帯強化に向けて行事に取り組みます。

各団体（医師会・歯科医師会・看護協会等）

- ★小児医療に関する情報提供を充実します。
- ★かわさき健康づくり21の推進を図ります。
- ★健康教育や健康相談の充実を図ります。

区役所、保健福祉センターの役割（重点的に取り組む主な項目について）

- ～区民、地域とともに、健康づくり、高齢者、障害者、子育て世代への支援体制の万全化に努めます
- ★育児に困ったときに、早い時点で相談できる体制をつくります。
- ★子育てネットワーク構築、情報発信等の子育てサポート事業を推進します。
- ★要介護者の介護方法の学習や介護者の交流を図ります。
- ★高齢者ミニデイなどの地域活動の活性化を支援します。
- ★精神保健福祉の相談窓口で行っている相談・事業内容のパンフレットを作成します。
- ★障害者ニーズの把握に努め、役立つ情報について提示していきます。
- ★食の元気安心推進事業を推進します。
- ★健康づくり推進協議会（仮称）を発足し、協議会を中心とした健康づくり活動を推進します。
- ★地域福祉計画の推進をまちづくり会議でも支援します。
- ★防犯防災ネットワークづくりを支援します。



資料編

1 高津区の特徴

高津区 自然増減・社会増減（平成 13 年 10 月～14 年 9 月中）

	人口増減	自然増減	出生	死亡	社会増減	転入	転出
総数	3,686	1,337	2,278	941	2,349	18,372	16,023
0-4	2,147	2,271	2,278	7	△124	1,107	1,231
5-9	△60	△1	—	1	△59	442	501
10-14	39	—	—	—	39	289	250
15-19	542	△1	—	1	543	1,141	598
20-24	1,056	△5	—	5	1,061	3,588	2,527
25-29	948	△5	—	5	953	4,623	3,670
30-34	△85	△12	—	12	△73	2,917	2,990
35-39	△79	△7	—	7	△72	1,367	1,439
40-44	47	△16	—	16	63	710	647
45-49	59	△21	—	21	80	546	466
50-54	△29	△42	—	42	13	563	550
55-59	△75	△62	—	62	△13	366	379
60-64	△118	△70	—	70	△48	239	287
65-69	△114	△118	—	118	4	164	160
70-74	△128	△123	—	123	△5	122	127
75-79	△120	△121	—	121	1	68	67
80-84	△128	△112	—	112	△16	63	79
85-89	△134	△136	—	136	2	38	36
90-94	△58	△59	—	59	1	16	15
95-99	△21	△21	—	21	—	3	3
100 歳以上	△3	△2	—	2	△1	—	1

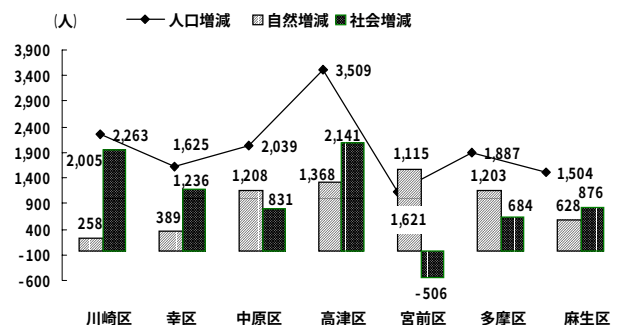
POINT

- (1) 0-4 歳は転出が多く、出生が多い割には、子どもが大きくなると転出する傾向がある。
- (2) 20 歳代の転入者が多い。
- (3) 65 歳以上の移動は少なく、高津区に住んでいる高齢者は定住者が多い。
- (4) 母親の出産年齢割合で最も多い 30-34 歳が転出している。

区別人口動態（平成 14 年中）

POINT

- (1) 増加数が最も多いのは、平成 12 年から 3 年連続で高津区である。
- (2) 出生数が高い高津区、宮前区の自然増減が高い。
- (3) 高津区は社会増減が多く、理由としては転入者が多い（宮前区と比較して約 1,000 多い）。



0歳児～4歳児の推移

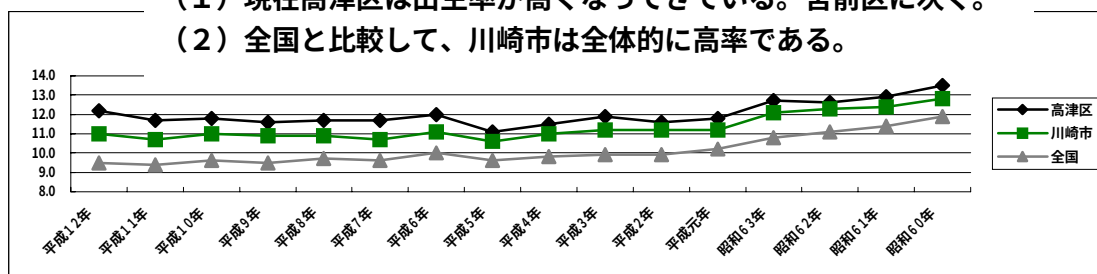
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳
H14・9	2,193	2,087	2,104	2,039	1,928
H13・9	2,066	2,094	2,068	1,958	1,840
H12・9	2,081	2,076	1,981	1,893	1,870
H11・9	2,053	1,995	1,954	1,903	1,829
H10・9	2,011	1,990	1,939	1,910	1,769
H9・9	1,996	2,015	1,976	1,789	1,625
H8・9	2,010	2,027	1,852	1,680	1,707

- POINT
- (1) 3、4歳になると減少傾向。0、1歳は2000前後で推移。
 - (2) 高津区の全人口は年々増えている。だが、幼児に限ってみると減少傾向。
 - (3) 転出入が多い。

出生率の推移

POINT

- (1) 現在高津区は出生率が高くなってきている。宮前区に次ぐ。
- (2) 全国と比較して、川崎市は全体的に高率である。



母親年齢別出生数 (平成13年)

	～19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49
全市	177 (1.3)	1,210 (8.8)	4,624 (33.7)	5,666 (41.3)	1,827 (13.3)	212 (1.5)	5 (0.1)
高津	24 (1.1)	171 (7.9)	748 (34.3)	924 (42.5)	284 (13.1)	25 (1.1)	0 (0.0)

平均年齢

	平成14年	平成13年
高津区	38.0歳 (男37.3歳、女38.8歳)	37.8歳 (男37.1歳、女38.7歳)
(全市)	39.3歳 (男38.5歳、女40.2歳)	39.0歳 (男38.2歳、女39.9歳)

POINT

- (1) 平均年齢は毎年緩やかに上昇している
- (2) 川崎市を南北に分けて比較すると、北部は新しく移り住んできた若い世帯が、南部は昔からの定住者が多い。

平成12年度以降マンション建築状況 (20戸以上)

町名	建設数	分譲個数	総個数	総計画人口	7階建て以上	6階建て以下
高津合計	68	2763	4209	10677	38	30
橋合計	24	838	1225	3318	4	20
区合計	92	3601	5434	13995	42	50

2. 社会資源の状況

高津区内に所在する施設66箇所に実施したアンケート調査結果より、現在の施設の開放状況と今後の施設活用の方角に関する情報を整理しました。

アンケート調査で施設情報が得られた施設は・・・4分野合計66の施設です。

市民施設

福祉パルたかつ、地域福祉施設ちどり会議室、川崎市民プラザ、すくらむ21、大山街道ふるさと館、高津図書館、高津スポーツセンター、プラザ橋、高津市民館、悠友館、糺ホール
以上11施設

高齢者施設

老人いこいの家(6ヶ所)、養護老人ホーム恵楽園、介護老人保健施設「ゆい」「たかつ」「樹の丘」、特別養護老人ホーム「陽だまりの園」「和楽館」「すえなが」、
以上13施設

子育て関連施設

子育て支援センター(2ヶ所)、保育園(15ヶ所)、幼稚園(9ヶ所)、子ども文化センター(7ヶ所)、子育て広場かじがや、たかつ子どもミニディサービスドーナツ、子ども夢パーク
以上36施設

障害者施設

わーくす高津、社会復帰訓練所、かじがやディサービスセンター、くさぶえの家、わかたけ作業所、あかしあ園、
以上6施設

結果1

現在の施設の開放状況は・・・

- 66施設のうち、個人利用向けに開放しているのは42施設です。またそのうちの6施設は有料での開放となっています。
- 66施設のうち、グループ利用向けに開放しているのは39施設です。またそのうちの9施設は有料での開放となっています。

	個人にのみ開放している	グループにのみ開放している	個人・グループどちらにも開放	全く開放していない	うち、今後は開放を検討
市民施設	1	3	7	0	0
高齢者施設	0	2	7	4	4
子育て関連施設	11	2	15	8	2
障害者施設	1	1	1	3	0

結果2

今後の施設開放の方角は・・・

- 区内6つの老人いこいの家は、現在の昼間開放に加え、平成17年度からの夜間開放への取り組みについても検討が進められています。
- 介護老人施設は、地域行事との連携強化、地域住民との交流を深めるために、積極的に施設開放に取り組んでいます。
- 区内の殆どの保育園では、「地域の遊びの広場」として、施設開放が進んでいます。

※各施設の細かな状況は、区役所・保健福祉センター3階保健福祉相談窓口でお問い合わせ下さい。

3. 市民活動の状況

地域福祉に関するさまざまな分野で活動している団体、グループの方々の、現在の活動に至ったきっかけや思い、そして今後の活動の展望について紹介します。

高齢者福祉活動分野

高齢者の健康長寿が老人クラブ活動のテーマ。健康と生きがい対策が大きな課題で、人を支援するためにもまず自分自身が健康であること。健康のためには運動と栄養をとること、生きがい対策としては旅行や社会奉仕を積極的に行い、クラブ活動の多様化と活動強化を進めています。

これからは、高齢者のパワーを結集して、社会の担い手となるために、前向きに活動する意識を大切にしたい。向こう三軒両隣の近所の引きこもり老人を散歩に連れ出す活動を新事業として取り組んでいます。（高津区老人クラブ連合会会長 田島耕作氏）

障害者福祉活動分野

脳血管障害の後遺症で障害を持った人が、人生前向きに生きられるよう、寝たきり防止と社会参加を目標に活動しています。仲間と長く一緒に活動することで、病理学的な治療はできないにしても、精神的なケアはできます。これからも、「介護保険は掛け捨てに」を方針にかかげ、仲間同士で頑張る意識を持てるような仕組みをつくっていきます。

地域の中では障害者を受け入れる意識はまだ不足しています。いまの一番の課題である送迎問題など、もっと問題を表に出し、活動をさらに広げていきたいと思います。

（高津むつみ会・かわさき七和会会長 大島定男氏）

高齢者福祉活動分野

市社協の勧めで川崎市ではじめてのモデル事業として、平成5年に活動を開始。在宅介護支援センターからの指導やスタッフ全員での研修、車椅子体験学習など、色々な勉強の積み上げで、現在では定員を超える方々が集まり賑やかにミニデイ活動を行っています。

これまでの活動を通じて分かったことは、地域には身体の不自由な方々がたくさん閉じこもっているということ。これからはもっと小地域でミニデイ活動ができればと願います。私たちも、これまでの経験を活かし、多彩に高齢者支援活動を広げていきたいと思っています。

（上作延ミニデイケアサービスゆうあい運営委員長 金子知子氏）

子育て支援活動分野

子どもが生まれ、子育てが不安な時期に川崎に移り住み、周りに話し相手も相談相手もいなくて、赤ちゃん広場や保健所などで必死に友だち探しをしました。徐々に友だちができ、子育てグループで活動するうちに、公園とスーパーと家の三角地帯の中でだけ生活する現実に、物足りなさや不安を感じ、もっと社会と繋がりたい、自分たちの世界を持っていたいという思いから、子育てホームページの作成を始めました。子ども同士がうちの外で遊ぶのを近所の人が見守れる、そんな場所がたくさんあるまちであってほしいし、子どもの遊びを大人が保障し、「もっと外に出てもいいんだよ」と呼びかける地域づくりが必要だと思います。

(子育て支えあいネットワーク「満」代表 河村麻莉子氏)

まちづくり活動分野

保育園、自主学童保育、PTA活動等を通じ、町内会・地域・行政との関わりをつくり、溝の口緑地を残す活動、区民懇話会、区の音楽文化活動の振興に携わることで、地域とのコミュニケーションを育んできました。昔のように子どもが安全に遊べる原っぱ、空き地をどれだけ再生していけるか、遊び場や異年齢が集う場づくりが児童福祉の一番の課題です。また、地域福祉は地域コミュニティづくりだと思います。コミュニティネットワークや専門家の知恵、斬新に人が活躍できる場が不可欠。これからは元気高齢者の活躍の場を広げ、さまざまな活動をネットワーク化し、そしてワークステーションの設置などにより地域福祉を推進していくことが大切です。

(高津区まちづくりビジョン委員会 田村富彦氏)

健康づくり活動分野

いまは食事の手伝いや母親が台所に立つ姿を見る機会が少なくなり、また対面販売の減少で買物時のコミュニケーションが図れなくなったことなどの原因で、若い世代に食に関する情報が伝承されにくくなっています。日常的な外食・出来合い弁当・惣菜の普及で糖尿病をはじめとする生活習慣病の増加も懸念されます。

自分の健康を守るためにどのように力をつけるか及び地域社会で相互に情報を提供していくか工夫することが大切と考えます。また飲食店等への協力を呼びかけ、共に区民の食の安心を推進していきます。

(たかつ・食の元気安心推進協議会 田邊弘子氏)

宮 前 区

宮前区地域福祉計画

<地域としての区特有の問題解決>

国(理念)

「個人が人としての尊厳をもって家庭や地域の中で、障害の有無や年齢にかかわらずその人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援することにある」

川崎市総合計画(策定中)

- ・効果的効率的な行政運営
- ・重点的戦略的な取組み
- ・市民の視点や感覚に立った取組み
- ・幅広い参加と議論の積み重ね

神奈川県地域福祉計画(基本指針)

- ・どのような社会を目指すか
- ・「地域福祉」の新たな展開
- ・安全安心のネットワークの構築

<各区共通の問題解決>

川崎市地域福祉計画

(目的)

- ・市民参画を図りながら「福祉コミュニティづくり」を行う
- ・在宅保健医療サービスの総合化を促進し「地域ケアシステムづくり」を図る

整合

連携

支援

連携

<テーマごとに問題解決>

川崎市の
高齢者・障害者
母子・健康づくり等の
個別の事業推進計画

川崎市社会福祉協議会
・市民の福祉理解の促進と福祉活動の振興
・市民生活を支える川崎ネットワークの形成
・市内の福祉関係団体・区社協の支援

宮前区社会福祉協議会
(仮称) 宮前区社会福祉協議会
地域福祉活動計画

役割分担

施設建設・整備・新事業の報告

宮前区の現状

- ・高齢化率は低く若年層が多い
- ・転出入が多く居住年数5年未満の人口が41%
- ・サラリーマンが多く83%と多く屋間の人口が少ない
- ・出生率が高く人口が増加
- ・男性の労働時間が長い
- ・若年層は失業率が高い
- ・30代~40代の自殺者が多い
- ・児童虐待が増加
- ・坂が多く起伏の多い町
- ・車の保有率が高い
- ・集合住宅が65%
- ・市営県営住宅が多い
- ・福祉への関心は高いが活動に結びつかない

宮前区の問題

- ・地域としての一体感のない区民意識
- ・地域でのコミュニケーションが不足
- ・退職後、新たな役割が見つからない高齢者の増加
- ・地域に知り合いがなく育児が孤立化し、ゆとりのない状況下で育児不安や児童虐待の増加
- ・過労による健康課題(生活習慣病、精神疾患)
- ・ウォーキングを楽しみにくい都市空間
- ・地域活動に参加していない区民が多い
- ・サービス供給主体が少ない

宮前区民が持つ潜在能力
創造性 先進性 機動性
情報伝達性 向上性 活力

変えて暮らせるまちづくり
～変え合う地域社会の実現を目指して～

サービス

年金・手当
扶助・保険

サービス
供給体制

法令・制度

費用負担の主体
サービス供給の主体

意欲

能力

健康

協力

意識改革

区民・NPO・事業者・社会福祉協議会

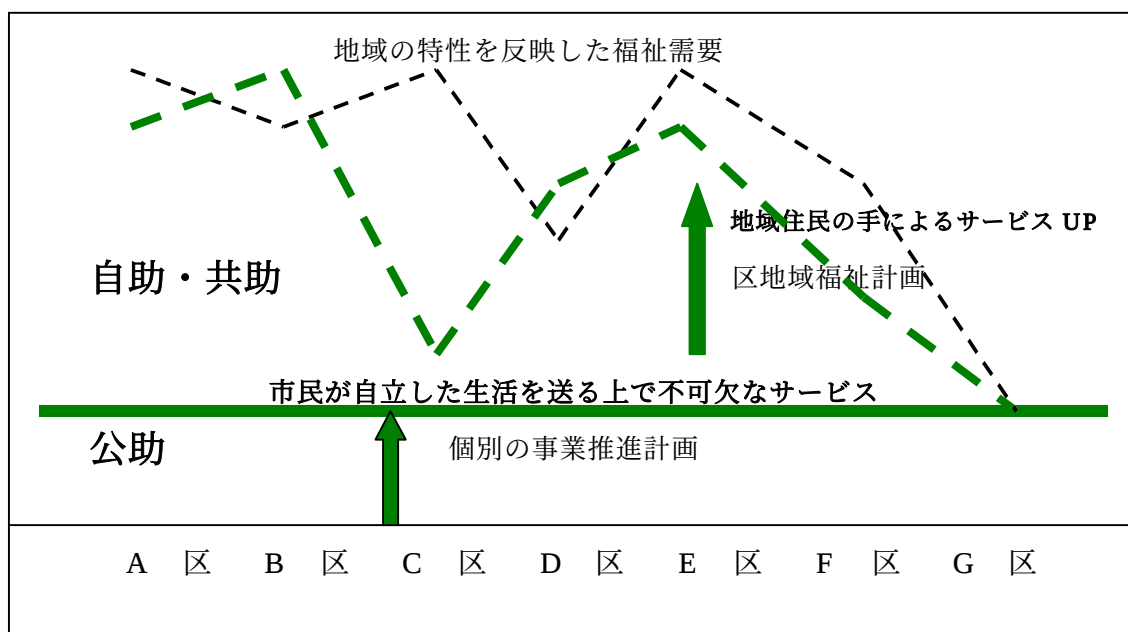
1 宮前区地域福祉計画の前提

(1) 社会福祉システムをとりまく変化と川崎市宮前区地域福祉計画の役割

戦後の日本社会は個人の自由を尊重し、一人ひとりの個人が自己決定・自己責任のもとで生活することを基本としています。そのうえで、個人の責任や努力では対応しきれない、高齢・障害・疾病・死亡・失業等のリスクに備えた社会福祉システムの充実が世代間の相互扶助と社会連帯の精神を基盤として図られてきました。

しかし、少子高齢化の加速、核家族の増加、女性の社会進出など、社会環境の変化により福祉需要が増加しています。さらに、高齢福祉における福祉サービスと医療保健サービスの連携、児童福祉における育児支援や児童虐待への対応、障害福祉における地域での自立と社会参加への支援といった多種多様な福祉需要が生まれてきています。福祉需要の量と質の変化に対応した多様なサービスを提供していくには、均一なサービスを提供する行政だけでは不向きであり、かえって負担の増大を招くおそれがあります。

これからは地域における個人の自立を支援するために、図のとおり自助・共助・公助の相互作用により地域福祉の推進を図っていきます。



宮前区地域福祉計画は市地域福祉計画策定に併せ、平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 か年計画として、平成 15 年 8 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日の期間で策定されたものです。宮前区は市との役割分担の下で「住民に選ばれるまち」を目指して、宮前区特有の生活課題に対応する受益と負担のバランスのとれた持続的な社会システムを構築する必要があります。

この計画は宮前区の現状を踏まえ、区民が地域の生活課題解決に主体的に協力する体制を整備することで、将来にわたり誰もが安心して生活できる、活力とうるおいのあるまちづくりを目指すものです。

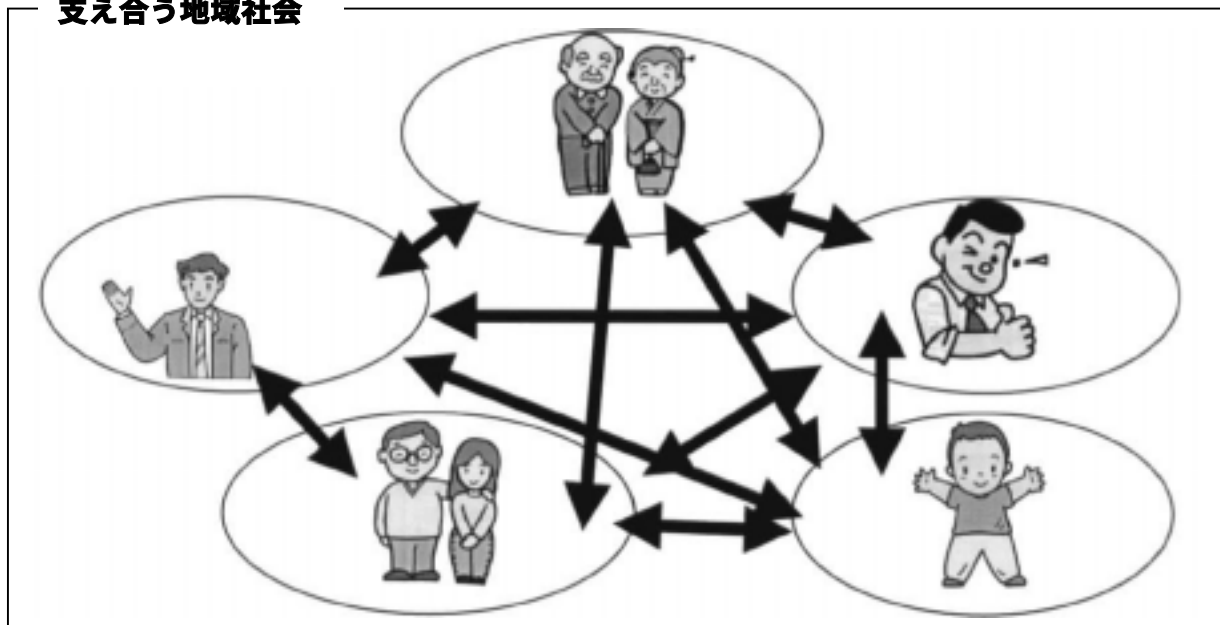
(2) 川崎市宮前区地域福祉計画の目的と枠組み

みんなが安心して暮らせるまちを目指した地域の社会福祉制度の再構築

安心して暮らせるまちづくり～支え合う地域社会の実現を目指して～

双方向性のある活動を行う区民が住む社会の実現を目指します。増大するサービス需要に対して、全員による支え合いにより、区民が安心して暮らせるまちをつくります。

支え合う地域社会



—行政から地域住民への給付型福祉から地域住民による自立型福祉へ—

地域住民の役割：単なる「サービス利用者」から地域福祉における「サービス提供者」「サービス開発者・決定者」への転換を図ります。

行政の役割：多様な主体により専門性のあるサービスを提供する環境と住民参加による評価制度の実現を図ります。

—対象者を限定した福祉からみんなの福祉へ—

高齢者・障害者・児童中心の福祉からすべての区民を視野に入れた、保健・医療・教育・住宅・就労といった生活課題を考えたまちづくりとして、福祉の実現を図ります。

「福祉でまちづくりの発想」への転換により、生活課題に対応する福祉産業を雇用創出の機能を果たす地域産業のひとつとして捉え、ベッドタウンから職住接近都市を目指したまちづくりを行います。

—個別計画と並立する市地域福祉計画の一部としての区計画—

この地域福祉計画は、各事業を実現するために必要な社会福祉に対する区民意識の向上、人材や資金の確保などを目的としたまちづくりとの連携及び市民活動の支援など、「基礎的」「総合的」取組や施策の展開を主な内容とします。区計画の範囲として、区長所管事項を中心に、担当局・関係機関・区民との連携を視野に入れ、平成16年4月1日から実施します。

2 宮前区の課題と可能性

2-1 宮前区の現状

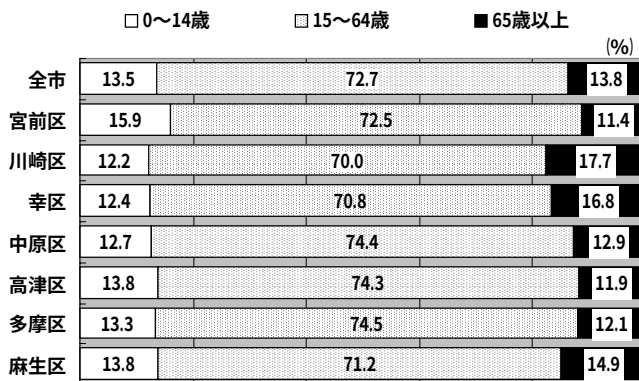
(1) 現在人口

宮前区の人口は継続して増加傾向です。

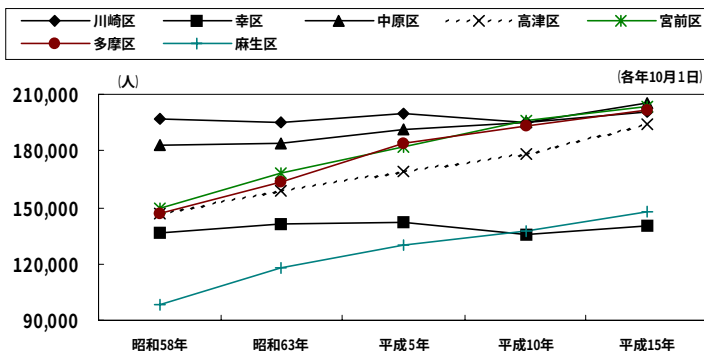
特に、出生率は全国的に見ても高い水準を維持しており、7区の中で15歳未満の割合が最も高く、高齢者の割合が最も低い構成となっています。〔図表1-1・2〕

また、夜間の人口は約20万人ですが、昼夜間人口比率は7区中最も低く、昼間は夜間に比べ6万人以上も人口が少ない13万都市であるといえます。〔図表1-3〕

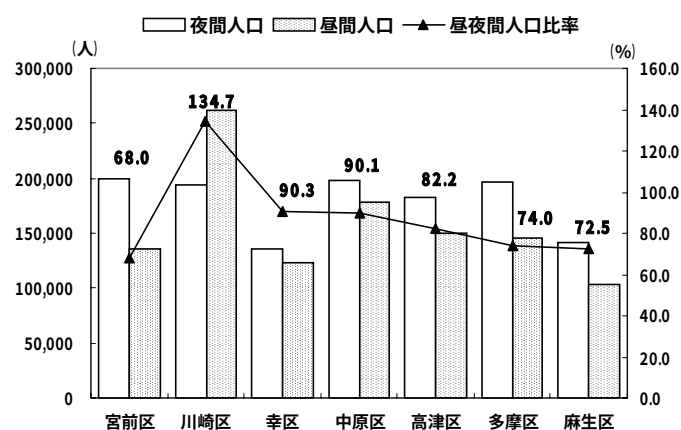
図表1-2 平成15年10月1日現在区別・年齢3区分別人口割合
「川崎市年齢別人口」(川崎市、平成15年)



図表1-1 区別総人口の推移「川崎市の世帯数・人口」(川崎市)



図表1-3 区別昼夜間人口「国勢調査」(総務省統計局、平成12年)

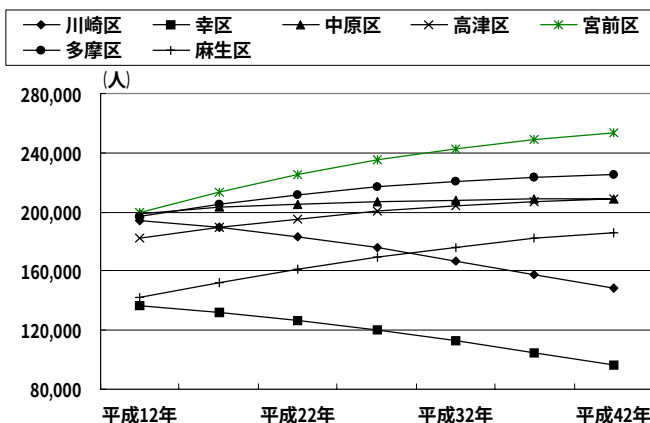


(2) 将来人口

少子高齢化へと向かう全市の中にあって、宮前区は将来も子どもが多く住むまちと予測されます。一方、65歳以上人口が18,000人(平成12年)から45,000人(平成32年)に急増するなど高齢化への進行も見られることから、社会福祉サービスへの需要増加が予測されます。この中で、25歳から39歳の層のみが平成32年には減少傾向に転じて行きます。〔図表2-1・2〕

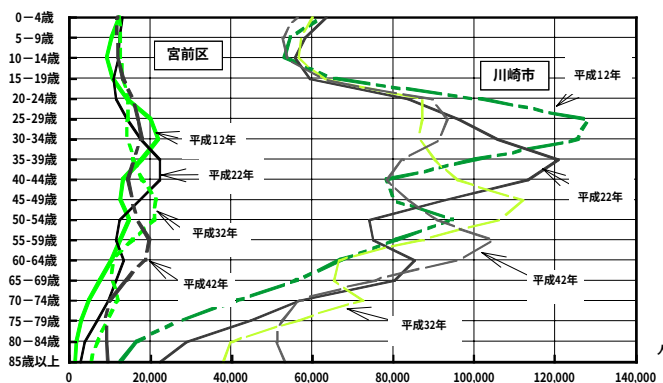
図表2-1 区別将来推計人口総数「市町村の将来人口」

((財)日本統計協会、平成14年)



図表2-2 5歳階層別人口推計「市町村の将来人口」

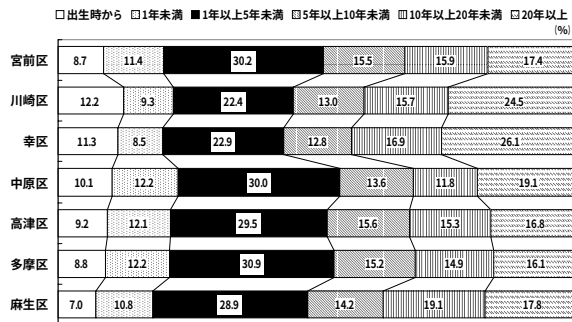
((財)日本統計協会、平成14年)



(3) 世帯の姿

区内居住年数5年未満の住民が41%と居住年数が比較的短くなっています。〔図表3-1〕

図表3-1 区別居住年数「国勢調査」(総務省統計局、平成12年)



あるシンクタンクの調査では、パソコンの世帯所有率やインターネット接続率は7区で最も高く、区民の電子情報化は進んでいます。

自動車・原動機付自転車の台数も7区で最も多く、1世帯に1台は自動車がある計算になります。区民に占める短大・高専や大学・大学院卒の高等教育修了者の割合は麻生区に次いで7区で2番目に高く、高学歴者が多く住むまちです。特に、男性の半数近くは高等教育終了者となっています。〔図表3-2・3〕

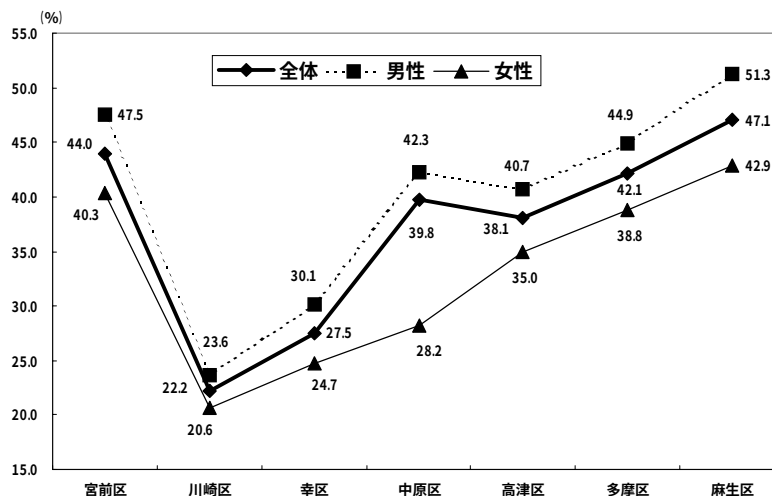
図表3-2 区別自動車・原付自転車台数「川崎市統計書平成14年版」(川崎市、平成15年)

(台)

	自動車総数	乗用自動車				原動機付自転車		
		普通自動車	小型自動車	軽自動車	小型二輪車	50cc以下	90cc以下	125cc以下
宮前区	82,195	26,101	32,526	12,224	2,400	15,469	962	1,373
川崎区	81,198	19,112	24,963	11,201	2,191	7,961	922	1,070
幸区	44,116	12,372	17,238	6,943	1,446	6,218	793	882
中原区	63,438	18,722	25,288	9,880	2,500	7,745	908	946
高津区	69,249	19,979	26,997	10,383	2,461	11,158	992	1,159
多摩区	70,608	20,683	29,919	11,589	2,532	12,182	881	958
麻生区	53,239	17,534	23,846	7,122	1,489	8,815	528	609
不明	586	2	55	-	6	-	-	-

※自動車総数には、貨物自動車、特殊車両等も含まれる。

図表3-3 15歳以上の区民に占める高等教育修了者の割合「国勢調査」(総務省統計局、平成12年)



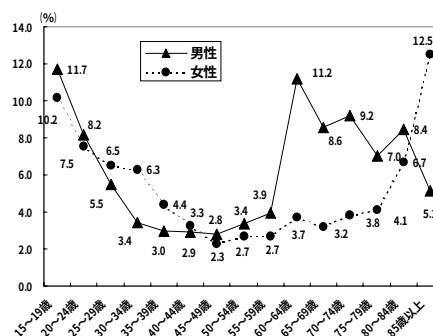
(4) 就業状態

宮前区では男女を問わず若年層(就業前)と60歳から64歳男性の完全失業率が高くなっています。7区の中では、幸区、川崎区に次ぐ高さとなっています。

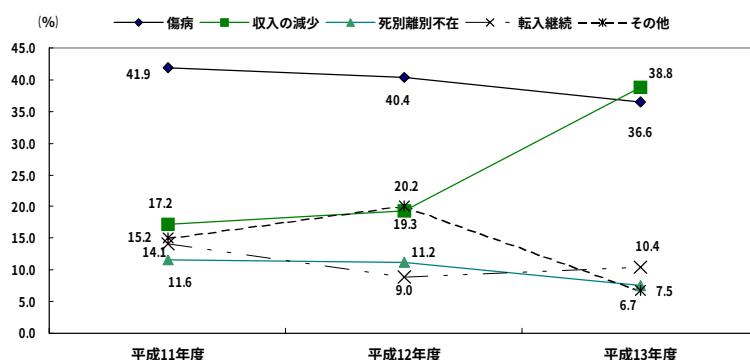
収入減少を理由とする生活保護開始世帯は3年間で22ポイントと急増しており、現在の不況が市民生活に与える影響は大きいと思われます。

〔図表4-1・2〕

図表4-1 宮前区民の年齢別完全失業率「国勢調査」
(総務省統計局、平成12年)



図表4-2 宮前区民の開始原因別生活保護開始世帯数の推移
「平成11年～平成13年度川崎市健康福祉年報」(川崎市健康福祉局)



就業者の74%が区外に通勤し、男性の平均週間就業時間は7区で最長の48時間であり、全従業者に占める週60時間以上の就業者の割合も21%を超えて、7区で最大となっています。

反対に、女性の平均就業時間は7区で2番目に短いことから、家庭を妻に任せたまま、長時間労働に従事する男性が多い区と思われます。

子育て世帯や若年層を含む現役世代は社会の支え手とみなされてきましたが、失業率の増加や長時間労働など、この世代を取り巻く状況を見守っていくことが必要と思われます。

〔図表4-3〕

図表4-3 従業上の地位別就業者構成比、男女別平均週間就業時間「国勢調査」(総務省統計局、平成12年)

	総数(人)	従業上の地位 (%)						平均週間就業時間(h)	
		雇用者	役員	雇人のある業主	雇人のない業主	家族従業者	家庭内職者	男性	女性
全市	649,403	83.5	6.1	2.7	5.1	2.5	0.2	47.3	35.2
宮前区	102,173	83.4	7.3	2.2	4.8	2.1	0.2	48.3	34.2
川崎区	100,663	81.7	6.4	3.5	5.0	3.2	0.1	46.6	35.5
幸区	70,810	82.9	5.0	3.3	5.3	3.3	0.2	46.7	35.1
中原区	108,817	85.0	5.2	2.4	4.8	2.5	0.2	47.8	36.7
高津区	97,960	84.0	5.8	2.5	5.1	2.4	0.2	47.9	35.5
多摩区	101,665	84.3	5.2	2.7	5.2	2.4	0.2	47.0	35.0
麻生区	67,315	82.1	8.2	2.2	5.3	2.0	0.2	46.7	33.5

※総数は従業上の地位「不詳」を含む。

(5) 健康

「平成 13 年度川崎市健康福祉年報」（川崎市健康福祉局、平成 15 年）によると、悪性新生物で亡くなる人の割合は 7 区で最も高くなっています。自殺の死亡割合は 7 区で 2 番目に高く、「人口動態調査」（厚生労働省大臣官房統計情報部）に基づく宮前区役所地域保健福祉課の算定によると、自殺が平成 11 年から平成 13 年における宮前区の 30 代男性の死因順位第 1 位となっています。

精神保健相談件数は中原区について 2 番目に多く、15 歳未満で市全体の 27%、15 歳以上で 15% を占めており、他区と比較して年少者の相談数の多さが目立ちます。

躁うつ病の構成比が 1 割を超えており、7 区で 2 番目に高くなるなど、自殺との関係で注目されます。

〔図表 5-1〕

図表 5-1 区別精神保健相談件数「平成 13 年度川崎市健康福祉年報」（川崎市健康福祉局、平成 15 年）

(%)

	総数	非定型	中毒性精神障害	老人性精神障害	てんかん	精神遅延	躁うつ病	精神分裂	人格障害	神経症	心因反応	異常と認めず	その他障害
全市	2964	0.7	7.1	6.2	1.9	0.9	9.1	40.6	3.7	2.3	1.8	0.7	5.3
宮前区	463	1.3	6.3	3.0	2.8	1.5	10.6	42.5	1.3	1.7	2.2	-	4.8
川崎区	445	1.1	9.2	7.6	1.8	0.2	7.2	46.1	2.5	2.9	1.1	0.7	5.2
幸区	372	0.8	4.3	9.7	1.3	1.6	6.2	42.7	4.6	3.0	3.5	1.1	11.0
中原区	511	0.6	7.8	5.3	0.8	1.8	9.6	39.7	2.9	1.8	1.4	1.0	4.7
高津区	382	0.8	8.1	5.2	0.5	0.5	13.1	31.7	3.1	1.3	3.1	0.8	5.2
多摩区	419	0.5	6.0	4.1	2.9	0.2	8.1	42.2	4.8	3.8	0.7	1.0	2.9
麻生区	372	-	7.3	9.7	3.0	0.5	8.6	38.2	7.8	1.6	0.5	0.5	3.8

※診断保留、未診断、不明は除く。 ※「精神分裂病」は平成 14 年度から「統合失調症」に名称変更。

国民健康保険被保険者の受診状況を見ると、市・区ともに高血圧性疾患や糖尿病患者が多い傾向にあります。こういった中で、区民の 32% が 1 年以内に健康診断を受けていません。具合が悪くないからではなく「めんどろ」「忙しい」「知らなかった」などの理由によるものが 88% と 7 区の中で最も高くなっています。〔図表 5-2・3〕

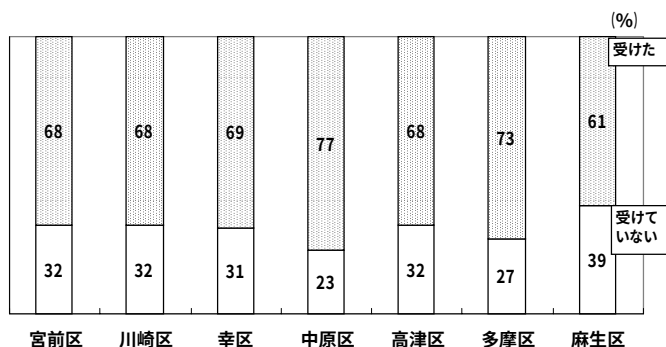
図表 5-2 市民・区民の健康状態

「疾病分類別（119 分類）14 年度保険者別件数」資料（神奈川県国民健康保健団体連合会）から宮前区役所地域保健福祉課作成

	川崎市	件数 (%)	宮前区	件数 (%)
1位	高血圧	13.6	歯肉炎、歯周疾患	12.4
2位	歯肉炎、歯周疾患	11.2	高血圧	12.3
3位	糖尿病	3.9	糖尿病	3.8
4位	白内障	3.3	眼科疾患（屈折及び調整の障害）	3.2
5位	皮膚疾患	3.1	皮膚疾患	3.1
6位	その他の眼科疾患	3.0	他の内分泌	2.8
7位	他の内分泌	2.8	白内障	2.8
8位	眼科疾患（屈折及び調整の障害）	2.6	その他の眼科疾患	2.6
9位	脊椎障害	2.4	脊髄障害	2.2
10位	上気道性感染	2.3	上気道性感染	2.3
			喘息	2.3

図表 5-3 区別健康診断受診状況

「市政及び区政に関する市民 1 万人アンケート」（川崎市、平成 14 年）

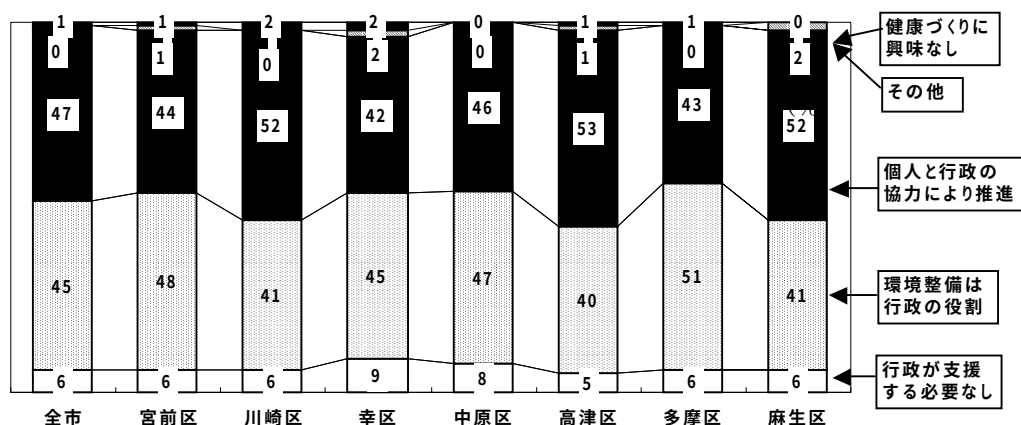


また、健康づくりへの環境整備については行政依存型が多く見られるのが特徴です。若年からの精神疾患、中高年になっての生活習慣病などの健康問題を抱えていながら、健康維持への具体的な行動が不足しているように思われます。〔図表 5-4〕

傷病を理由とする区内の生活保護開始世帯が全開始世帯の約 40%を占めており、健康問題も社会福祉制度に大きな影響を与えているといえます。〔図表 4-2〕

図表 5-4 健康づくりへの行政の関与「川崎市民意識実態調査」

(川崎市、平成 12 年)

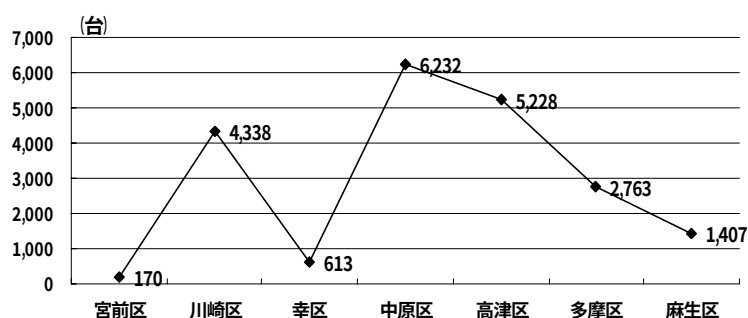


(6) 都市空間

宮前区は起伏が激しく、区内駅周辺放置自転車等の数は7区で最も少ないですが、区内のノンステップバス導入率は 8.43%（「平成 15 年版事業概要」（川崎市交通局企画管理部経営企画課）から宮前区役所地域保健福祉課算定）であるなど、誰もが外出しやすいまちづくりへの努力は更に必要であるといえます。

区内における歩行者事故と自転車利用者事故を合わせると 30%近くとなり、安心して歩ける交通環境が求められています。〔図表 6-1・2〕

図表 6-1 区内駅周辺放置自転車の数「市内放置自転車等実態調査（駅別）」資料
(川崎市建設局自転車対策課)



※平成 15 年 5 月 29 日現在

図表 6-2 平成 14 年区内交通事故発生状況
「交通事故発生状況（町名別）」資料（神奈川県警宮前警察署）
から宮前区役所地域保健福祉課作成

		件、人	%
歩行者	件数	196	15.2
	死者数	4	0.3
	負傷者数	198	13.1
自転車	件数	176	13.6
	死者数	0	0.0
	負傷者数	174	11.5
子供	件数	150	11.6
	死者数	1	0.1
	負傷者数	159	10.5
高齢者	件数	171	13.2
	死者数	1	0.1
	負傷者数	95	6.3
事件件数計		1,291	100.0
全事故死傷者計		1,512	100.0

(7) 女性と子ども

市では、平成13年に「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定していますが、平成12年度から平成14年度の児童虐待相談数は35%の伸びを見せています。

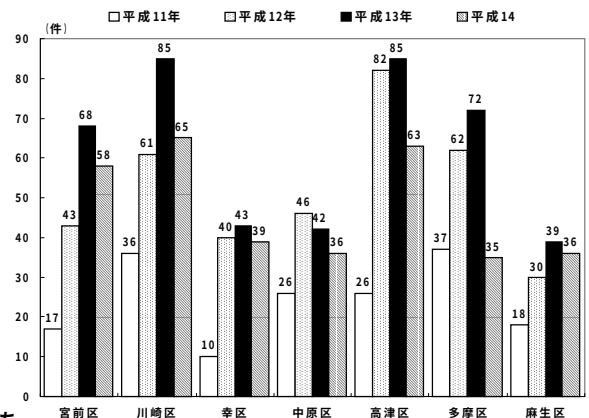
〔図表7-1〕

宮前区でも育児にイライラする保護者が41%も存在しています。孤独感を持ちながら育児にあたっている保護者が1割近いこともあり、子育て支援への取組が重要です。

〔図表7-2〕

図表7-1 川崎市児童相談所虐待相談件数

「児童虐待区別状況」資料（宮前区役所保健福祉サービス課）



図表7-2 平成14年度3か月児健康診査における保護者の育児についての気持ち
「保健福祉センターにおける乳幼児虐待予防のための活動」
（川崎市各区保健福祉センター・川崎市健康福祉局児童部、平成16年）

	育児にイライラする	育児を支えてくれる人がいる	(%)
宮前区	41.5	90.3	
川崎区	42.6	91.5	
幸区	42.5	93.9	
中原区	46.3	92.7	
高津区	44.3	90.3	
多摩区	41.9	91.1	
麻生区	45.7	92.7	

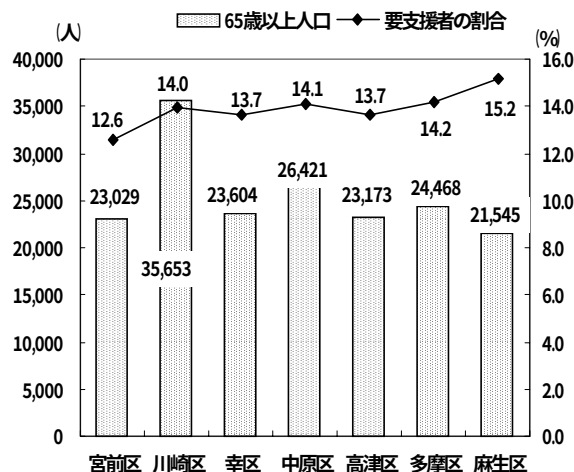
(8) 高齢者

宮前区は自立した高齢者の割合が高く、7区の中では元気な高齢者が多い区です。

〔図表8-1〕

図表8-1 区別要支援・要介護・自立高齢者数

「川崎市高齢者施策状況(平成15年10月1日現在)」資料（宮前区役所保健福祉サービス課）



(9) 事業者・ボランティア

区内従業者の中には、保健・福祉関係や権利擁護の担い手となる法曹関係など福祉産業の担い手は1,000人以下であり、人口が同規模の川崎区、中原区、高津区及び多摩区と比べて少ない傾向にあります。

〔図表 9-1〕

住民組織加入率は全市平均をやや下回りますが、大規模団体が多い区です。町内会館などの集会施設は47施設あります。〔図表 9-2〕

図表 9-1 区内福祉関係、法曹関係従事者比率

「事業所・企業統計調査」（総務省統計局、平成13年）（人）

	全産業従事者	福祉関係従事者	法曹関係従事者
全市	499,176	7822	307
宮前区	43,418	893	22
川崎区	162,457	1610	153
幸区	60,235	768	19
中原区	91,785	1241	21
高津区	66,975	1393	27
多摩区	41,483	1025	17
麻生区	32,340	892	43

図表 9-2 住民組織加入率、町内会館保有率

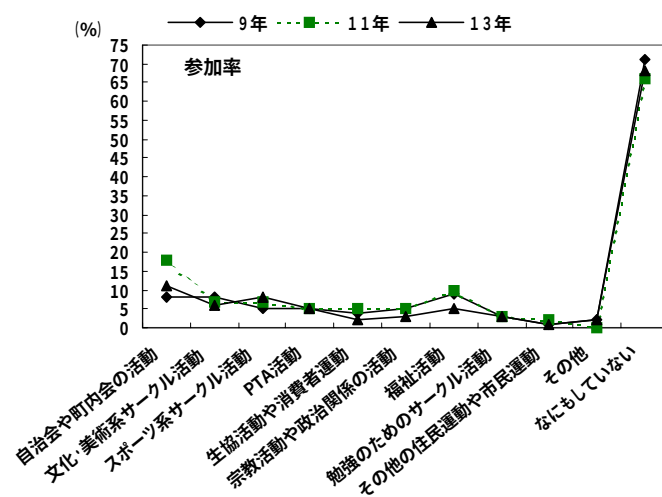
「区政概要平成15年度版」（川崎市市民局地域生活部政課、平成15年）及び「平成15年度市民局事業概要」（川崎市市民局市民生活部庶務課、平成15年）から宮前区役所地域保健福祉課作成

	全市	宮前区	川崎区	幸区	中原区	高津区	多摩区	麻生区
団体数	625	70	92	63	77	103	109	111
会館保有率(%)	66.4	68.5	91.3	82.5	67.5	68	45	54.1
団体加入率	71.5	69.4	74.9	76.6	76.8	69.2	64.7	68.7
1団体平均加入世帯数	654	811	740	739	992	580	551	369
規模別団体数								
1～100世帯	137	14	4	2	6	18	49	44
101～500世帯	198	30	24	17	12	45	28	42
501～1,000世帯	165	13	44	27	28	21	16	16
1,001～1,500世帯	73	3	14	15	17	10	10	4
1,501～2,000世帯	24	2	4	1	9	4	1	3
2,001世帯以上	28	8	2	1	5	5	5	2

区民の地域活動参加率は半分以下と低い傾向にあります。そのなかでも町内会活動への参加が多く、福祉活動への参加が求められています。〔図表 9-3・4〕

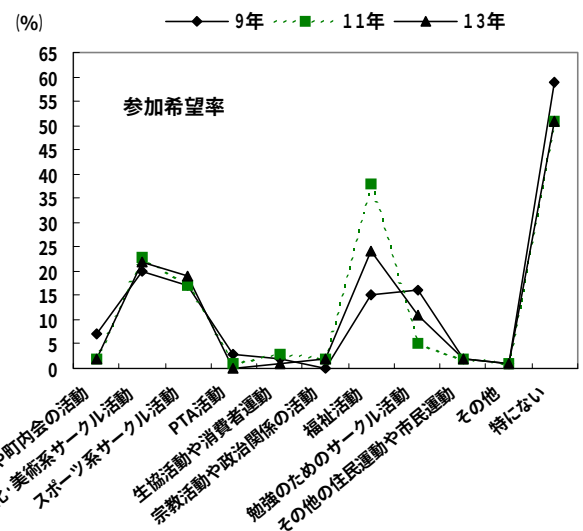
図表 9-3 地域活動参加率の推移「平成9年～平成13年川崎市民意実態調査」

（川崎市）



図表 9-4 地域活動参加希望率

「平成9年～平成13年市民意識実態調査」（川崎市）



(10) 市民活動状況—70 団体アンケート調査・8 団体ヒアリング調査から—

把握しているだけで、区内には町内会・自治会を除く市民活動団体が約 170 団体あります。調査結果では 11 人から 50 人程度の中規模団体が過半数を占めていますが、200 人以上の団体も 5 団体が活動しています。

多くの団体の活動場所は宮前区内にとどまっており、区内の活動場所として多く利用されているのは「福祉パルみやまえ」や「宮前市民館」です。

活動対象は高齢者や障害者に偏っており、子どもや子育て世代を対象とする活動は少ない傾向にあります。〔図表 10-1・2・3・4・5〕

多くの団体が人材・資金・活動場所に不足を感じています。その背景には、地域の中で活動に対する関心や理解が少なく、新たな人材の発掘や活動拠点を探しにくいという問題もあげられており、団体間や団体と地域社会との連携の必要性があるといえます。

資金不足という問題に公的助成費の増額を求める団体も多い一方で、地道なバザー等の収益活動、運営の多角化によって組織の自立化を目指そうとする団体も見られます。

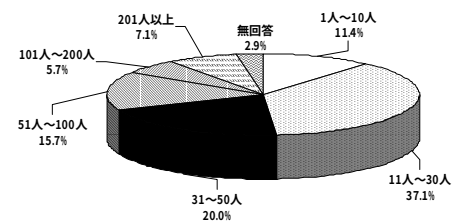
団体の多くは、種々の課題を抱えつつも活動強化、活動範囲の拡大を目指す意欲があり自らも広く地域との交流を深めながら、団体同士、関係機関との連携の方策を期待し、模索する傾向があります。地域住民とともに考え行動することで活動が活性化し、目的に到達しやすいという期待を抱いています。

ただ、目的にかかわらず地域の小単位で交流連携を必要とする団体がある一方で、同じ目的を持った団体同士での交流連携を必要としている団体があるなど、同じジャンルの団体でも活動内容によって差が見られます。

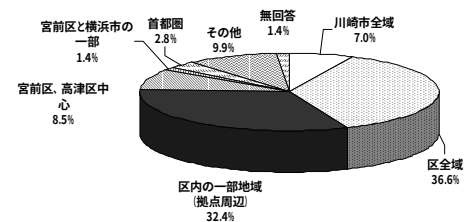
町内会、自治会、学校、事業者（事業所、企業）等に活動場所を求め、住民が安心して団体活動に参加できる環境づくりを行政に期待しています。

個々の団体の持つアイデアを吸収し、他の団体の活動などと有機的な連携を考え、連絡調整を果たす役割としては、社会福祉協議会などの関係機関に担ってもらいたいという要望が多くなっています。〔図表 10-6・7・8〕

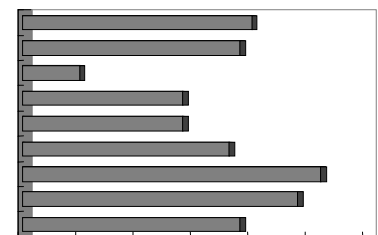
図表 10-1 団体規模 (N=70)



図表 10-2 活動範囲 (N=71)

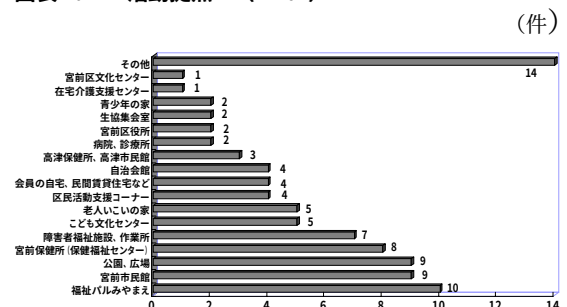


図表 10-3 活動ジャンル (N=159)



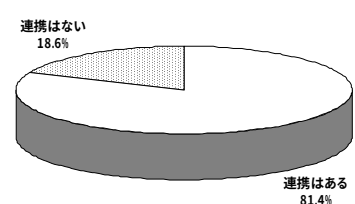
※その他には「一般市民」「家族」等が含まれる。

図表 10-4 活動拠点 (N=92)

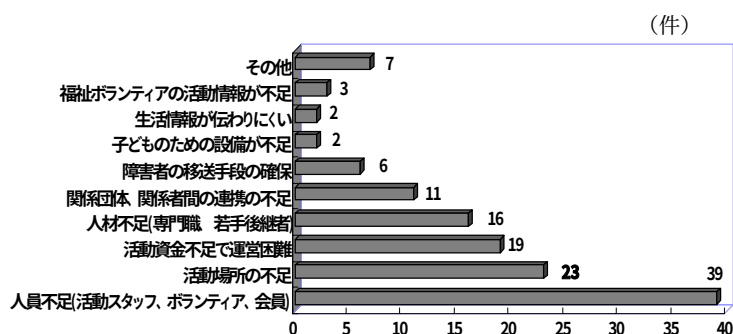


※その他には「中部療育センター」「不定」等が含まれる。

図表 10-5 団体間の連携 (N=70)



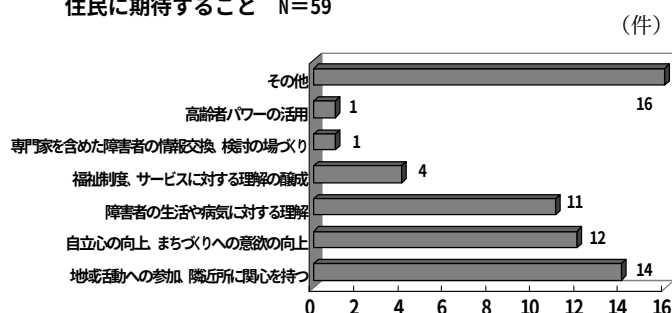
図表 10-6 活動上の問題点・課題 N=128



※その他には「衛生問題」「利用申し込みに応じきれない」「時間が足りない」等が含まれる。

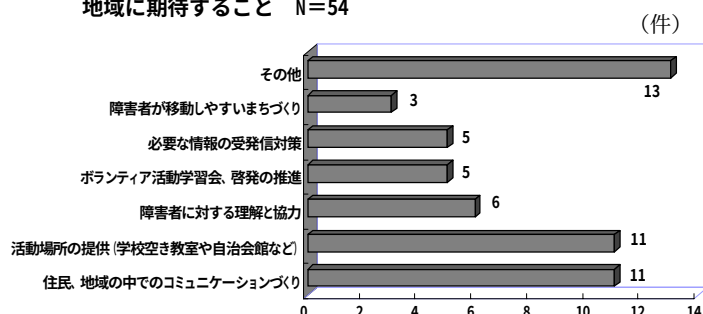
図表 10-8 活動に対する支援への期待

住民に期待すること N=59



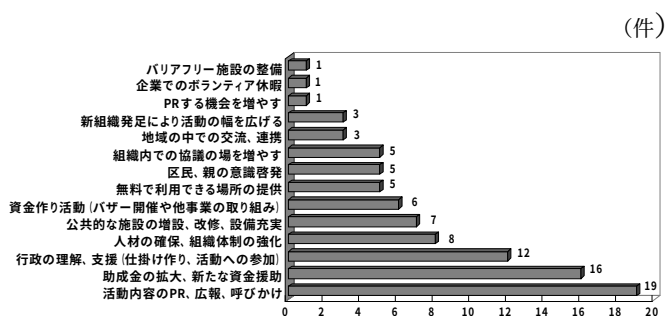
※その他には「障害者に対する自然な向き合い方」「安易に動物を飼ってほしくない」等が含まれる。

地域に期待すること N=54

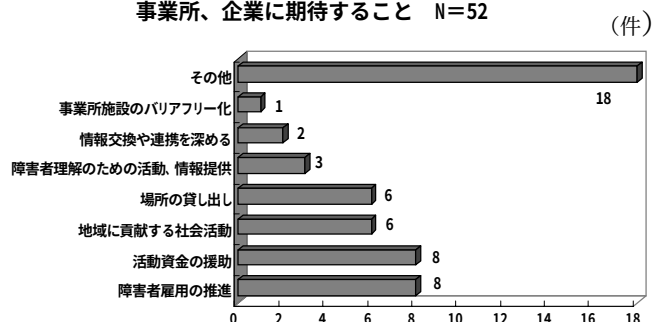


※その他には「学校問題の検討」「地域の情報を良く知ること」等が含まれる。

図表 10-7 課題解決の方法 N=128

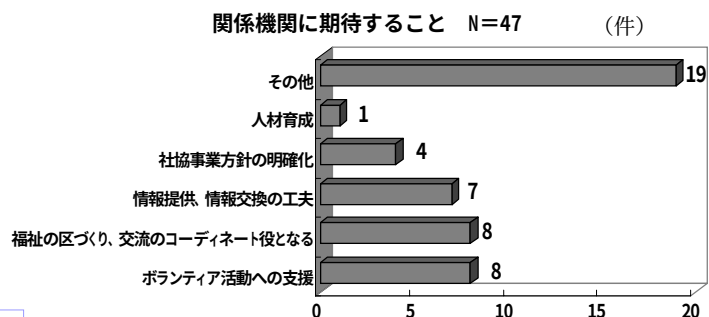


事業所、企業に期待すること N=52



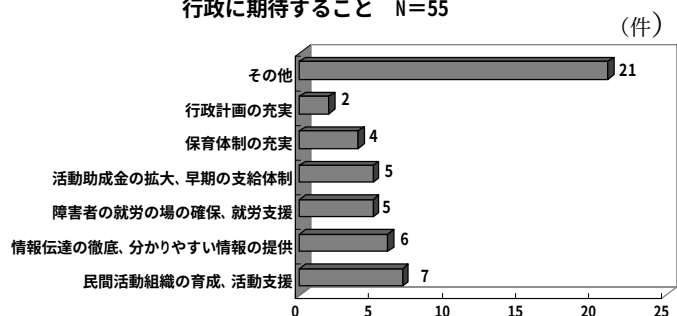
※その他には「企業の寮の活用」「ともに生活できるような環境づくり」等が含まれる。

関係機関に期待すること N=47



※その他には「あまり期待できないのが社協」「他の活動との連携」等が含まれる。

行政に期待すること N=55



※その他には「人事異動が早いので信頼できない」「企業の寮や空き店舗の買取り」等が含まれる。

2-2 宮前区の課題

(1) 地域としての一体感の少ない区民意識

区民の地域活動参加率は多くて4割程度であり、その大半が町内会活動です。地域活動参加経験が少ない多くの区民への対応として、活動への関心を実際の活動に結びつける仕組みが必要であり、区民と団体との交流拠点が必要です。

(2) 仕事や健康上の課題を抱える現役世代

宮前区は7区の中で男性の就業時間が最も長いことから過労によるストレスに注意しなくてはなりません。高血圧性疾患や糖尿病などの生活習慣病への対策も重要となってきました。また、男女を問わず若年層の失業率が高くなっており、経済的自立が不十分な状態といえます。

(3) 子どもの増加と育児不安を抱える保護者の増加

子どもを育てる世代の男性は仕事に忙しく、母親が一人で育児にかかわらざるを得ず、ゆとりがない中での子育てが育児不安や児童虐待の増加につながるおそれも考えられます。また、親となるための教育が子どものときから必要と思われれます。

(4) 増加する元気な高齢者と活躍の場の不足

現在、55歳前後である宮前区の団塊世代は遅くとも10年後には会社を退職し、新たな役割を求め始めることとなりますので、身近な活躍の場が必要となります。

(5) 起伏の激しい地理的条件

宮前区は起伏が激しい土地であることから、障害者や高齢者及び子ども連れにとっては、外出がしにくい地理的条件となっています。歩行者や自転車の交通事故が多いこともあり、みんなにやさしい都市空間づくりが必要です。

(6) 増加するサービス需要に対応する供給主体の不足

高齢化や子どもの増加など、宮前区では生活課題に対応するサービスの必要性は増加を続け、人手の確保のためには、ベッドタウンから職住接近都市への転換が必要です。

2-3 宮前区民が持つ潜在能力

(1) 創造性：若い世代が多く、新しい考えを生み出しやすい

宮前区では今後も若年者が増加します。若年者の創造力を生かした新しいアイデアによるまちづくりが期待されます。

(2) 先進性：転入者が多く、他地域での工夫されたまちづくりの手法を知っており、新しいものでも受け入れやすい

宮前区では区民の出入りが激しく、海外からの転入者も少なくありません。他地域の考えや新しいものが受け入れられやすく、広まりやすいといえます。

(3) 情報伝達性：インターネット接続率やパソコン保有率が高く、情報収集が早い

インターネットの接続率が川崎市で最も高いことから、区民間のコミュニケーションを促進する働きが期待できます。

(4) 向上性：高学歴者が多く住み、勉強熱心である

宮前区民の約 40%が高等教育修了者であり、勉強会に関心が高いなど、自らのスキルアップには熱心といえます。

(5) 機動性：自動車や二輪車の保有率が高い

区民の自動車保有台数は高く、区民の機動力は高いといえます。高齢者や子育て世代の行動範囲拡大に効果的であり、ボランティア活動への参加も期待できます。

(6) 活力：子どもも健康な高齢者も多く、可能性を秘めている

子どもが増加することから、新しい活力が次々に誕生しているまちと言えます。一方、昨日まで働いていた元気な高齢者が増加するまちでもあり、潜在的な活力を秘めているといえます。

3 宮前区の目指すまちづくりー計画の目標ー

理念ー能力・意欲・環境

現在の宮前区民は現役世代だけでなく、今後増加する高齢者や子育て世代さえも多くの生活課題を抱えています。

そこで、元気な高齢者が中心となり、地域や家庭で孤立しがちな母親や新卒者の就業機会さえ得にくい若年層、長時間労働に体を痛めている中高年層を援助することによって、現役世代の再生だけでなく世代間や地域のコミュニケーションを促進し、宮前区全体の活性化につなげます。

具体的目標

(1) 地域のコミュニケーション促進

区民が互いの生活課題への理解を深めることを通じて「顔の見える」関係を増やした

がら、地域としての一体感を持つことを目指します。

成果指標：地域課題の認識率、区情報の入手方法に占める家族・近所の人の割合

① 区民交流の促進

地域とのかかわりが希薄な区民が地域社会との接点を築くことができること、世代を超えて互いの問題を理解し、地域の問題として共通に認識することを目指します。

◆ メイン事業

「e—コミュニケーション」事業（区民電子会議室）の検討

世帯のインターネット接続率やパソコン保有率が7区で最も高い宮前区の特徴を活かして、インターネットを利用した区民交流を検討します。

(2) 現役世代の活性化

失業率が高い若年層や健康が心配される中高年層に対する社会教育を充実して、経済的にも健康的にも自立した社会人の増加を目指します。

成果指標：現役世代の福祉産業・福祉活動参加率、生活習慣病・精神疾患疾病率

① 若者向けの職業教育・就労援助

若者が意欲に応じて就労し、社会において能力を発揮するための実用的な知識や技能の訓練を支援します。

◆ メイン事業

「就職希望者のための保健福祉ジョブ・ガイダンス」

若者の失業率が高い一方で、宮前区における福祉産業従事者が少ないことから、福祉活動への参加者や福祉産業に就職する者を増やすよう、地域における福祉の職業紹介・学校紹介・就労支援を行います。

② 健康づくりの推進

生活習慣病や精神疾患などの問題が見られることから、区民の自立した健康づくりの推進を図ります。

◆ メイン事業

「区民が運営する健康づくり活動」

（生活習慣病・たばこ・ストレス・睡眠障害・アルコール）

現役世代に対して、過労によるストレスや生活習慣病に強い体を作るための教育を実施し、区民の健康被害を減らします。

「産業保健との情報の連携」

区民でありながら、行政では健康状態を把握できないサラリーマンの健康管理

を勤務先と連携して行えるシステムの構築を検討していきます。

(3) 増加する子育て世代・プレ現役世代（6歳から18歳未満）の活性化

増加する子育て世代の孤立を防止し、子育てを支援するとともに、次世代の担い手となるプレ現役世代からの健康づくりを推進し、活性化を図ります。

成果指標：児童虐待相談の増減率

① 健康づくりの推進

小学生からの健康づくりを重視して、栄養面や生活面からの教育を小学校から妊婦まで実施します。

◆ メイン事業

「ヘルス Up²みやまえ」

・ 「ジュニア・ヘルス・エデュケーション」

プレ現役世代に対して、心と体の健康づくりを意識し成長していけるよう、たばこ、薬物、性感染症、食育、心の健康についての健康教育を展開します。また、育児体験、妊婦体験、高齢者疑似体験、車椅子体験などを通じ、命の大切さや人への思いやりの心を育てます。

・ 「いきいきダイエット計画」

小学生に対する親子料理教室や中学生に対する骨密度測定を通じて、過度なダイエットを防止し、健康づくりに意識が持てるようにします。

・ 「プレママ・クッキング」

妊婦を対象に開催し、食生活の見直しを図ります。食生活改善推進員の協力を得て実施することで、地域コミュニケーションの活性化も図ります。

② 地域の中での子育て支援

子育て世代が、地域の中で、世代の違う世帯から支えられながら子育てを行う環境を整備します。

◆ メイン事業

「ちょこっと保育」

高齢者世帯や若者がいる家庭で短時間、子どもを預かり、病気や用事など、ちょっとした時間の保育を担当することにより、子育てを支援します。

(4) 増加する元気な高齢者の活性化

支え合う社会の実現のためには、退職したばかりで元気な高齢者の新たな役割づくりが重要です。

成果指標：高齢者の福祉産業・福祉活動参加率

① 高齢者向けの職業教育・就労援助

宮前区においても高齢者の失業率が高くなっています。企業が求める即戦力となる高い労働力を生み出す職業訓練や就労支援が必要となっています。

◆ メイン事業

「シニア・ジョブ・ガイダンス」

他区に比べて少ない宮前区の福祉分野の就業者を増やし、高齢者の社会参加を促進するために、高齢者に対して必要な職業教育・就労支援を行います。

② 社会参加活動の専門教育

ボランティア活動にも、専門性を要求される分野があります。専門的なボランティア活動に必要な知識の習得を支援します。

◆ メイン事業

「シニア福祉塾」

福祉ボランティアには身体介護や相談援助など、高い専門性が求められる内容もありますので、高齢者に対して専門教育を行います。

③ 高齢者の健康づくり

退職した高齢者が、自立して健康な生活ができるように、生活上の技術習得を支援します。

◆ メイン事業

「ヘルス Up²みやまえ」

・ 「男性料理教室」

高齢者の男性や退職直後の男性に対して、食事づくりの自立・栄養面からの健康づくりの推進を図ります。さらに「食で健康づくり」を地域の中で進めていけるよう養成していきます。

(5) みんなにやさしいまちづくり

ベビーカーにも車椅子にも高齢者にもやさしい都市空間を目指します。

成果指標：子育て世代や介護世代・高齢者や障害者・児童の外出率

① 歩いて楽しい都市空間の整備・充実

「高齢者」「障害者」「児童」「子育て世代」であることを意識しないで、起伏の激しい宮前区を楽しく歩ける都市空間づくりを行います。

◆ メイン事業

「ちょこっとベンチ」

宮前の坂を楽しく上り下りするために、地域住民の手により坂の途中にベンチを設置します。

(6) 多様な主体による地域福祉活動の推進

区民が自立して支え合う社会を実現するには行政主体のサービスシステムから、市民活動主体のシステムが必要となります。行政は市民を活動の主体とする地域の社会システム再構築・維持を役割とします。

成果指標：市民参加活動参加率、活動団体数

① 団体・事業者による地域福祉活動への支援

市民活動を行う上で個人や団体が抱える課題を自ら解決する力を修得する支援を推進します。また、潜在的なボランティア活動参加希望者や経験者の人材発掘・育成について支援を行うだけでなく、福祉産業の起業を支援します。

◆ メイン事業

「NPO 起業講座」

ボランティア・NPO、区民の自主的コミュニティ活動（町内会・自治会、PTA、商店会等）の活動支援のために、活動に必要な場所、人材、資金の獲得に必要なノウハウの研修、情報提供を行います。

「宮前チームワーク計画」

団体相互の連携支援のために、民生委員、ボランティア、NPO 法人、区民の自主的コミュニティ活動など団体間交流の場を設置します。

② 地域福祉活動への参加の促進

区民の参加意欲を促進するために、地域福祉における公的責任や地域住民の役割について、広報を行います。

◆ メイン事業

「保健福祉等情報提供事業」

「保健福祉センターご案内」を年2回全戸配布し、地域福祉に関する広報を行い、地域住民の地域福祉計画に対する関心を高めます。

4 行政、関係機関、区民・団体・事業者のかかわり

〔立案〕 宮前区役所：事業の立案、事業者への働きかけ、事業評価、情報提供

〔調整〕 川崎市宮前区社会福祉協議会：活動計画策定、地域の調整、事業の実施

〔実行〕 区民・団体・事業者：事業の実施

この計画は事業主体を区民や団体・事業者とするものです。

区役所は事業立案や関係機関及び団体・事業者への働きかけと計画の目的に沿った適正な事業実施が行われているかを、市民参加を得て事業評価し、情報提供することを通して、福祉における公的責任を果たそうとするものです。

「男性料理教室」「ジュニア・ヘルス・エデュケーション」「プレママ・クッキング」「いきいきダイエット計画」については、平成 16 年度に区役所主体で実施しますが、平成 17 年度からは区民主体で行う事業となることを目指した運営をしていきます。「保健福祉等情報提供事業」についても、可能な限り区民主体の事業としていきます。

区社会福祉協議会は、区内の団体・事業者や区民との調整・連携を図り、協力体制を実現することを最大の役割とします。このために必要な活動計画を策定します。

団体の活動場所について、区長の所管以外の市施設については市の担当局と連携していきます。一方、民間施設については、区社会福祉協議会を中心にした働きかけを団体・事業者にしていきます。

平成15年度計画															平成16年度以降	
基本計画																
計画の枠組み																
現状																
目的・理念・目標															18年度見直し	
役割分担																
	e-コミュニケーション	就職希望者のための保健福祉ジョブガイダンス	区民が運営する健康づくり活動	産業保健との連携	ジュニア・ヘルス・エデュケーション	いきいきダイエット計画	プレママ・クッキング	ちよこっく保育	シニア・ジョブ・ガイダンス	シニア福祉塾	男性料理教室	ちよこっくベンチ	NPO起業講座	宮前チームワーク計画	保健福祉情報提供事業	実施計画策定・実施・モニタリング
行政		○	○	○	○	○	○				○				○	
区民・団体・事業者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
関係団体(社協)	○	○						○	○	○		○	○	○		

※○や△は事業へのかかわりの度合いを表す。

5 今後の宮前区地域福祉計画—新たな福祉サービスの仕組みづくりに向けて—

計画期間は、平成 16 年度から平成 20 年度の 5 か年計画とします。

平成 16 年度は宮前区地域福祉計画策定委員会を再編し、この計画のシステムの核となる区民・団体・事業者、関係機関、行政の役割等について広く区民の理解を得るとともに、具体的な取組方法の検討、意見交換のできる場の設定に努めていきます。

また、平成 17 年度以降は、再編した委員会を発展させた、(仮称)宮前区福祉のまちづくり推進会議を設置するよう努めていきます。この会議では、区民・団体・事業者、関係機関、行政が協働して 3 年ごとの地域福祉計画の見直し、進行管理のシステムづくり(役割分担の目標、福祉サービスの調整等)の方策を検討していきます。また、区別データの少ない分野やエリア別の基礎的調査・分析が必要と思われます。

多 摩 区

地域福祉サービスは、市民一人一人の生活圏において提供される必要があり、市民にとって身近な行政機関である区を単位として、多摩区の実状、特性に応じて地域福祉を推進していくことが求められています。

多摩区では、子どもからお年寄りまで誰もが、住みなれた地域の中で、安心して生き生きと健やかに自立した生活を送るために、さらには人々の生活の場である地域を拠点に、相互に助け合い誰もがその人らしく充実した生活が送れるような地域社会の実現にむけて、地域福祉計画を策定することにしました。

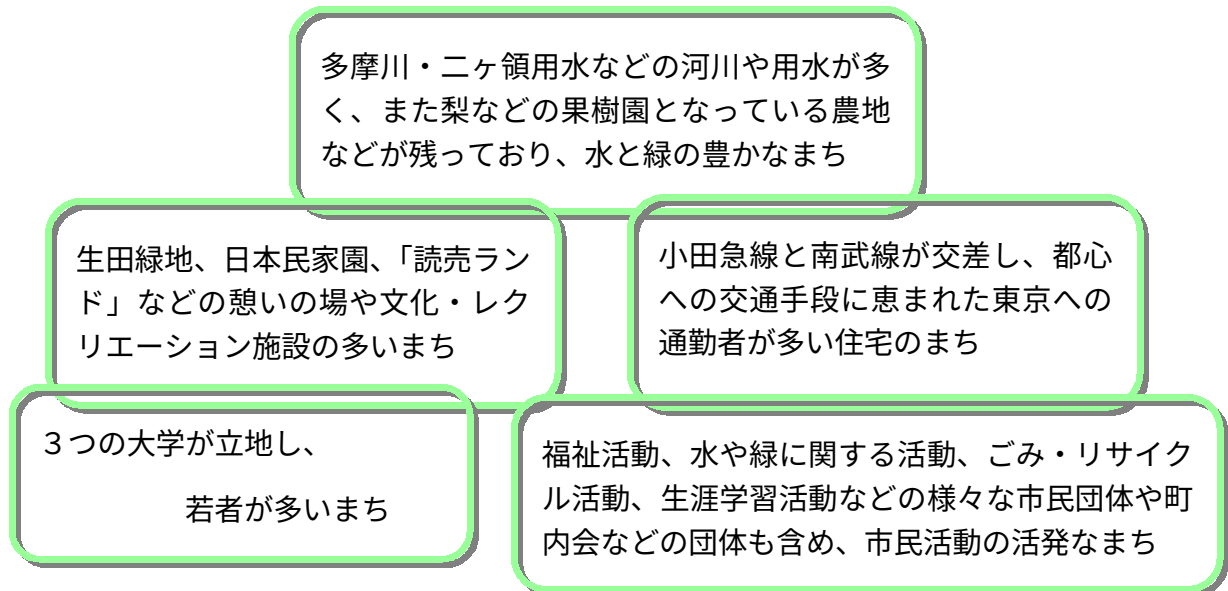
多摩区においては、ボランティアやNPO法人の活動の活発化など、市民レベルでの新たなコミュニティ形成を図る動きが顕著になってきています。地域保健福祉の推進は行政だけでできるものではありません。基本は住民参加であり、地域住民、当事者団体、地縁型組織、社会福祉団体、NPO団体、教育関係機関等々の地域福祉の担い手たちと協力、連携をとりあい、協働・パートナーシップの関係をとりながら地域保健福祉を推進していくことが求められています。すでに地域にある地域保健福祉の芽を育てながら、お互いの合意形成のプロセスをすすめていくためにも多摩区地域福祉計画を策定する意義は大きいといえます。

たまたまプラン ー目次ー

1	多摩区の特徴	1
2	多摩区地域福祉の課題と解決にむけた方向性	2
	三田地区まちづくり活動の方向	4
3	多摩区の課題	6
4	多摩区の基本目標および基本方針	5
ー1	基本目標と重点項目	5
ー2	重点項目を推進するための基本方針と事業展開	7
5	計画の推進に向けて	13
資料編1	多摩区的主要福祉支援施設マップ	14
2	データでみる多摩区	16
3	多摩区地域福祉計画策定委員会開催経過	17
4	多摩区地域福祉計画策定委員会委員名簿	18

1 多摩区の特徴

平成9年に策定された多摩区区づくり白書「輝け多摩」によると、多摩区の特徴として次の5つがあげられています。



多摩区区づくり白書が作られて7年がたちました。

現在の多摩区は、人口約20万人で年々人口が増加しています。世帯では、単身世帯の割合が38%と7区中最も高く、特に25歳以下の単身世帯が14.6%と最も高くなっています。

駅からの利便性が高いことから、借家の割合が高く、東京に勤務する若い単身世帯が多く居住していると考えられます。

またひとり暮らし等高齢者実態調査の多摩区をみると、ひとり暮らしの高齢者のうち5人に1人は80歳以上の高齢者で、ひとり暮らし世帯・高齢者のみ世帯ともに、外出もひとりできる元気高齢者が9割を超えているという結果が出ています。

多摩区では、様々なボランティアグループの活動が盛んです。

住民が中心となって「多摩ふれあいまつり」「まちづくりフェスティバル」「たまたま子育てまつり」などの大きなイベント活動を、協議会形式や実行委員会形式を取りながら展開しています。

区づくり白書が作られた7年前と、現在の多摩区の特徴はさほど変わっていないように思えますが、特に市民活動の活発なまちとして、ますます発展しているまちです。

2 多摩区地域福祉の課題と解決にむけての方向性

＊多摩区内地域福祉計画モデル研究（以下「モデル研究」という）から

多摩区では、地域福祉計画策定に向けての参考資料とするため、多摩区生田地区を中心に平成15年1月～3月にかけて「モデル研究」を行いました。

この「モデル研究」は次の3つの手法で行われました。

- (1) 三田・東三田住民を対象とした「住みよい・住みつづけたまちづくり」に向けた暮らしの実態と意向等の住民モニター調査及び小地域（三田小学校区）住民懇談会の実施
- (2) 主として生田地区の子どもから高齢者・障害者支援、健康づくりなどに関わる関係機関・団体代表者へのインタビュー調査（12団体）
- (3) 生田地域内の町会・自治会館、児童・障害・老人福祉施設、小学校等の教育関係施設のボランティア・住民の活動の参加状況等の調査と、市民活動を推進する「地域の拠点」の可能性についての調査

「モデル研究」で得られた地域福祉の課題とその解決にむけての方向性については、次の3つに整理されました。

- 一つは、住民とともに区全体で取り組むことが有効で必要な課題として、生田地区では身近な地域での有効な子育て支援のあり方や、健康づくり活動などへの定年退職者の地域参加の課題があげられています。これは住民とともに、意図的な取り組みを行うことによって、より一層目に見える成果が期待できると考えられました。
- 二つには、子育て、障害者、高齢者支援等には、地域の中で共通した課題が浮かび上がっていることです。それは、閉じこもりや孤立化の防止、きめ細かな情報提供と人材養成、ボランティアのあり方、町会・地区社協・民児協等との相互協力・理解などの課題です。これらの課題は、各区で共通する内容と思われ、全市の地域福祉計画課題として、整理検討することで、有効な取り組みが期待できると考えられました。
- 三つには、区または市の課題として、多くの住民の自主的な新しい活動を支援し、また区内の住民に紹介していく取り組みです。これについては、活動の拠点となるような各種の集会施設等をより身近な生活圏としての小中学校区ごとに整備し、拡充することを進めると共に、既存施設を有効に活用しながら、社会福祉協議会、ボランティアセンター、市民館等と連携して、横断的な視点から、支援、紹介していくことが有効と考えられました。

地域福祉計画は、区全体の取り組みとすべきものであり、まちづくりの視点と町会の役割が重要であることから、住民全体のまちづくり活動に関わっている部署の役割が重要になると考えられます。もっといえば、住民自らの取り組みと区役所全体で考えていく視点が大切であり、区全体の活動として区役所が一体となって取り組んでいく必要があります。

また多摩区社会福祉協議会は、平成14・15年度の2年間をかけ「多摩区地域福祉活動計画」を策定中です。その中で重要な福祉の課題として、小中学校からの福祉教育の充実と子育て支援などがあげられてきています。今回のモデル研究と重なる部分もあります。

今後それぞれがどう具体的に連携をとっていくかを明らかにしていくことが重要になってきます。

生田地域における福祉施設、学校、自治会館などの住民活動の参加状況や、市民活動を推進する「地域の拠点」の可能性については、以下のとおりです。

老人・障害者福祉関連施設では、

要援護高齢者等の見守りや情報交換、また介護予防などの健康教室、小中学生と入所者の交流事業などを幅広く行っています。市としては「老人いこいの家」の地域拠点機能強化とより一層の有効利用にむけて、活動時間の延長・拡大を含めて検討を進めています。

児童福祉関連施設では、

こども文化センターが、子ども会連合会生田支部や生田・南生田中学校区地域教育会議などと連携しながら、地域施設として開かれた運営を図っています。また保育園では、地域の親子への園行事参加の呼びかけや園庭開放を行い、老人ホームや小・中学生との交流、高校生・大学生の保育ボランティアの受け入れなどを行っています。市としては、こども文化センターを中学・高校生のための居場所づくりやコミュニティ施設としての活用などを、検討しています。

小中学校では、

総合学習の時間などを利用して、地域との交流、ボランティア活動などの理解を進めています。高等学校では、地域への体育館などの施設開放や知的障害者授産施設などとの交流を進めていますし、多摩区の3つの大学が集中している生田地区では、大学としての生涯学習プログラムの条件整備に努めています。

町内会館、自治会館は、

町内会や自治会活動を円滑に行うための施設ですが、その地域ごとによって作られた経過が違い、その所有関係や運営の仕方、地域活動への施設開放の考え方などが異なっている状況です。また利用方法についても、地域ごとに異なっています。

NPO法人「秋桜舎コスモスの家」(以下「コスモスの家」)を中心とする

三田地区まちづくり活動の方向

コスモスの家が中心となり、住民自らの地域調査研究から「三田のまちづくり委員会」がたちあがり、三田のまちの地域福祉計画づくりが進められています。モデル調査で明らかになった多くの課題を、「住民が望み、住民主体で取り組むべきこと」「公・民共同で行うもの」「行政の支援で行うもの」に整理し、行政からの一方的な政策ではなく、住民と行政が一体となり、相互協力して町づくり、支えあいを計画し、住民合意のまちづくりを目指しています。

コスモスの家は、多摩区三田地区を中心に高齢者福祉に関する活動を行っている団体です。十数年前に始めた主婦たちのボランティア活動が発展して、現在に至っています。

具体的な活動は、介護保険三事業（ケアプラン作成、デイサービス、ホームヘルプサービス）、ミニディサービス、夕食宅配事業、小学校の教室を利用した介護保険対象ではない人のためのふれあいデイサービス事業などです。コスモスの家が事務局となった今回のモデル研究モニター調査結果をもとに、市・多摩区社会福祉協議会も交えた住民懇談会で、三田のまちの良いところ、悪いところ、解決への方針が明らかになっています。

《三田のまちのよい点》

- ・犯罪件数が少ない、緑が大切にされている、
- ・子ども・高齢者に対する虐待が少ない、
- ・ゴミ回収が多く美しい、気軽にあいさつや交流ができる

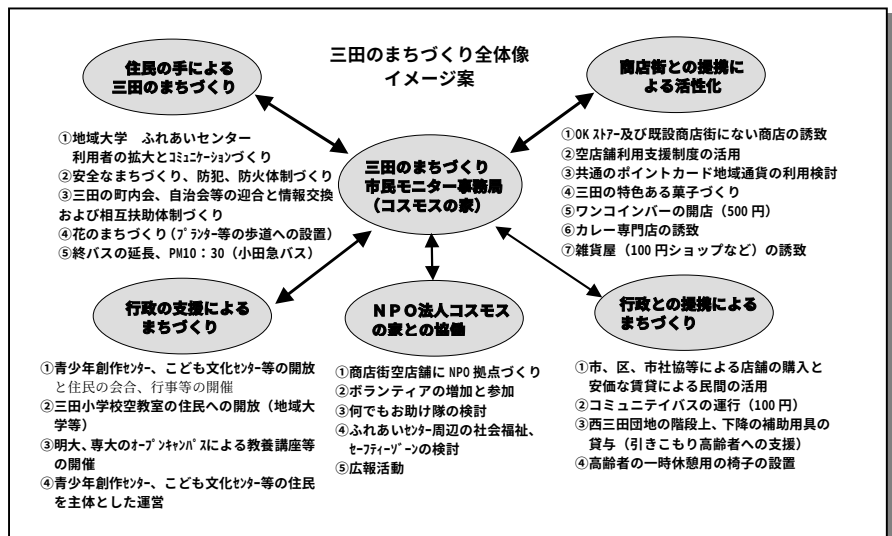
《評価されていない点》

- ・商店街や町並みがおしゃれではない、
- ・商店街が寂しい、身近に公共スポーツ施設がない、
- ・バリアフリーの建物が普及していない、
- ・生涯学習・社会教育活動などが開催されていない

《★解決を図るために・・・》

- 町内会、自治会と住民のつながりが薄いので、連絡ルートやネットワークを作っていく
- 世代間交流や仲間づくりができる場所をつくっていく
- 近所づきあい、特に高齢者のネットワークを作る必要がある
- 犯罪件数は少ないが、そのため防犯、防災に関する危機管理が弱いので、住民による自主的な防犯、防災活動が必要である

三田のまちづくり全体像



3. 多摩区の課題

平成14年度実施のモデル研究（市民活動団体に対するインタビュー）結果及び地域福祉計画策定委員会協議結果をふまえ、多摩区地域福祉の課題を次の5つとしました。

課題1

あらゆる場面で交流の機会を推進する。

こども文化センターと老人いきいの家は同一建物であるにもかかわらず、交流の機会が少ない。また日常的にいろんな人とふれあう機会が少なく、地域においても隣近所をはじめお互いを知り合う機会が少ない。

課題2

ボランティア等含めた地域福祉の担い手を育てる。

ボランティア活動・市民活動は活発になっているが、やる人が限られており活動のすそ野が広がっているとはいえない現状。小学校からの福祉教育の実践や幅広い世代の活用も含めて、担い手の育成が必要。

課題3

地域福祉の関わる活動場所を確保する。

財政的な問題もあり、活動場所や会場を手軽に確保できないことが各団体などに共通している悩みである。今ある既存施設を有効的に活用していくことが必要。

課題4

1人1人に情報がきちんといきわたるしくみをつくる。

各種情報発信をしても、欲しい情報がそれを必要とする人に迅速かつ正確に伝えられない現状がある。どうすればその情報が必要とする人にいきわたるのか、そのしくみづくりが必要。

課題5

いろんな団体をつなげるコーディネーターを育てる。

各ボランティア団体や市民団体は、主体的に様々な地域福祉活動を行っているにもかかわらず、情報の共有化がされていなかったり、お互いの活動内容の理解が不十分である。

4. 多摩区の基本目標と基本方針

－ 1 多摩区の基本目標と重点項目

**あらゆる場面、機会を通して、
いろいろな人とふれあい、
交流（支え合い・助け合い）できるまち**



重点項目Ⅰ

多様な交流の機会の拡大

- 1 住民相互の交流の場面や機会をふやし、
交流の拠点づくりを図る
 - ①区内の公共施設や既存施設等の有効利用と施設
開放の推進
 - ②多様な交流が図れる場面や機会をつくる
- 2 参加しやすい条件（環境）づくり
 - ①地域の拠点場所に各支援コーディネーターを配置
 - ②楽しくて効果のある事業の共同企画
 - ③子育て世代が参加する各委員会、会合、講座、
イベントに保育の開設

重点項目Ⅱ

地域福祉の担い手の育成

- 1 学校との連携
 - ①福祉教育の実施
- 2 若いボランティアの育成
 - ①社協を中心としたボランティア講座の充実
 - ②若いボランティア人材の発掘
- 3 市民活動やボランティア活動の育成・支援
 - ①市民活動団体やボランティア活動団体の
ネットワーク化の推進
 - ②自分の経験・知識を伝えあう場づくり

重点項目Ⅲ

情報の共有化の推進

- 1 情報が横断的に行き渡るしくみづくり
 - ①広報の充実を図る
 - ②行政内部の情報交換・連携のパイプづくりをすすめる
 - ③保健医療福祉が連携した情報のしくみづくり
- 2 情報を集約する窓口の一本化
 - ①各種情報窓口の一本化
 - ②情報バンクあるいは情報センターの設置
 - ③情報のネットワーク化の推進

－ 2 重点項目を推進するための基本方針と事業の展開

I 多様な交流の機会の拡大

基本方針1 住民相互の交流の場面や機会を増やし、交流の拠点づくりを図る

今多摩区内にある社会資源を有効に活用し、意図的に交流がはかれる場面、機会をつくっていきます。また交流の拠点づくりにむけた場の確保として、今ある既存施設を有効に活用し、現在ある場の利用拡大の推進を図ります。

《事業の展開》

①区内の公共施設（こども文化センター・老人いこいの家等）や既存施設（町内会館・空き教室・商店街の店舗等）の有効利用と施設開放を推進します。

- 公共施設・既存施設の利用状況調査の実施
→来年度以降、アンケートの実施
- 子育て・高齢者・障害者の拠点づくりの整備
- 今ある事業の見直しを図る
- 身近な地域での遊び場の確保（特に野外の遊び場）

*取り組み事例

【学校施設開放と交流の取り組み】

川崎市立学校では学校教育に支障のない範囲で運動場、体育館、プール、特別教室などを「学校施設開放事業」として、市民の利用に提供しています。

多摩区の特別教室については、稲田・菅・南菅・南生田小学校、中野島中学校が実施しており、地域の人々が会議や学習活動に活用しています。

菅小学校では、生活科の授業に民生委員や地域住民がゲストティチャーとして参加し、菅地域の特産の野菜“のらぼう”やその他様々な事柄を紹介しながら、小学生との交流を深めています。

【子育て広場・子育てサロンの取り組み】

地域で子育て中の人々が孤立化しないように、気軽に相談できたり、子育て仲間や地域の人との交流を図ることを目的に、乳幼児とその親を対象とした「広場」や「サロン」が様々な場所で開かれています。

多くの会場はこども文化センターや保健福祉センター、市民館などですが、中にはキリスト教会や道場、NPO法人施設、自治会館を会場にしている所もあります。運営の主体も様々ですが、どこも自由遊びや、おしゃべりを楽しめるようになっており、気軽に参加できるのが特徴です。

②多様な交流が図れる場面や機会をつくります。

- こどもと高齢者の交流の機会の拡大
 - 三世代交流サロンの実施（三世代交流拠点整備）
 - 町内会館を利用した赤ちゃんサロン
- 町内婦人部、民生委員・児童委員等との連携
- 障害者と多くの人々との交流の機会を増やす
 - 多摩ふれあいまつり（福祉まつり）の充実
 - 日常レベルでの交流の推進
- 区内の大きなイベント事業における協力体制の確立
 - 既存の福祉イベントをつなぎあわせ合同実施を図る
 - 「たまたま子育てまつり」の定期的開催

*取り組み事例

【老人いこいの家での高齢者とこどもの交流の取り組み】

長尾と錦ヶ丘老人いこいの家では、民児協の児童部会が主体となり、長尾の「囲碁・将棋教室ならべよう会」が平成14年度から講師を地元の同好会に依頼し、毎月1回土曜日の午後に行っています。また錦ヶ丘でも、平成16年1月から同様の取り組みが始まり、「囲碁・将棋の会」として、12名の児童の参加があり、ともに地域に密着した楽しい世代間交流と子どもたちと融和の輪の拡大の場として、定着させていく予定です。



【多摩ふれあいまつりの取り組み】

たまわかくさ（多摩区当事者・ボランティア連絡会）の主催で、平成13年から障害のある方やボランティアの団体・グループが、地域でふだん活動している様子を紹介し、共に地域で暮らすことを願い「わたしとあなたとこの街と」をテーマに開催しています。企画・準備の段階から当事者団体・ボランティアグループ（44団体）及び、個人参加者などで構成される実行委員会と、参加団体で構成される担当者会議を何度も行い、様々な意見を出し合い検討し、実行しています。

【たまたま子育てまつりの取り組み】

「多摩区子育て支援会議」（事務局多摩市民館）という行政や市民団体など、区内で子育て支援に関わる機関の連携会議を母体に市民主体の実行委員会が組織され、実現にこぎ着けたものです。都合68団体の協力が得られ、まつり当日は親子連れなど約2500名の参加を得、好評を博することができました。平成16年度はより多くの市民の参加を集め、「まつり」が多摩区の子育てにかかわるあらゆる人々の集い・交流・連携・学びの場として機能・定着していくことをめざしています。

基本方針2 参加しやすい条件『環境』づくり

参加する個人の条件で、参加ができない状況にならないように環境の整備をはかっています。まただれでもが参加しやすいお互いが支え支えられる関係づくりをめざします。

《事業の展開》 ①地域の拠点場所に各支援コーディネーターを配置できるように、検討会を開催していきます。

②楽しくて効果のある事業の共同企画を推進します。

- 健康大学の開催
- 三田地区での「めだかの地域大学」の開催
- わたしの町のすこやか活動支援事業
 - 「多摩すこやか活動推進委員会」
 - 「生田地区すこやか活動推進委員会」
 - 「菅地域すこやか活動推進委員会」

取り組み事例

【健康大学の開催の取り組み】

多摩区役所保健福祉センター・多摩区運動普及推進員の会・すこやか活動推進委員会（布田・中野島地区、生田地区）との共催で、有酸素運動の普及とネットワークづくりをめざし、1人1人の住民が健康大学の学生という立場で主体的に取り組んでいます。企画の段階から保健師と住民と一緒に話し合い、健康づくりの楽しさを企画、実践・評価を共有化しています。

平成15年度は介護予防を目的に、青空ストレッチの普及活動を行いました。

【「めだかの地域大学」の開催の取り組み】

三田地域において閉じこもり、介護予防の視点から、平成14年にNPO法人「コスモスの家」・多摩区役所保健福祉センター・市立三田あすみの丘老人保健施設・遊花園および多摩・麻生区基幹型在宅介護支援センターが協働して「ホットスペース！めだかの地域大学」の企画が始まりました。

高齢になっても安心して住み続けられるための地域づくりの一環として、世代間の交流や、地域での住民同士の支えあい、高齢者の経験や能力を積極的に活用することを目的に活動しています。

③子育て世代が参加する各委員会、会合、講座、イベントにおける保育の開設を推進していきます。

II 地域福祉の担い手の育成

基本方針1 学校との連携を図る

児童・生徒・学生などに対する人権、保健福祉意識の向上を図るため、教育委員会を中心とした学校との連携を深めていきます。

《事業の展開》 ①福祉教育の実施を推進します。

- 保育園、幼稚園と地域の関わりの強化
- 学童期からの乳幼児・高齢者・障害者とのふれあい教育の推進
- 中学校・高校でのボランティア活動の実施
- 福祉施設職員による教育現場での活動報告
- 養護学校とボランティアとの交流推進
- 地域教育会議の連携強化

基本方針2 若いボランティアの育成

若年・青年期から人権、福祉教育の充実をはかります。それにむけて区社会福祉協議会と連携を深めていきます。

《事業の展開》 ①社協を中心としたボランティア講座を充実します。

②若いボランティア人材を発掘します。

- 大学との連携
- 社会人になってもボランティア活動ができる基盤の整備
- ボランティアへの登録制度の拡充を図る



基本方針3 市民活動やボランティア活動の育成と支援

様々な市民活動やNPO法人等の参加を促していきます。社会人や特に定年を迎える退職後の生きがいづくりとして、生涯学習を通して、積極的に福祉活動に参加できる環境づくりを推進していきます。

《事業の展開》 ①市民活動団体やボランティア活動団体のネットワーク化の推進を図ります。

- 定期的に関係団体の懇談会の開催
→子育て支援関係機関と市民も入れた「子育て支援会議」の定期的実施
- 介護者同士の連携を図る
- 介護者の自助グループによるボランティア組織の発足
- 地域教育会議の活用

②自分の経験・知識を伝えあう場づくりを進めます。

- 介護経験者の活用
- 介護のノウハウの伝達を進める
- 定年退職後の特に男性が地域福祉活動に積極的に参加できるしくみをつくる
→三田ふれあいセンター
- 定年退職者に対するボランティアへの登録依頼制度をつくる

取り組み事例

【「多摩区子育て支援会議」の取り組み】

区内で子育て支援に関わる活動をしている市民グループ・NPO法人・多摩区社会福祉協議会・主任児童委員や小学校・保育園・北部地域療育センター・保健福祉センターなどの行政機関が多摩市民館を事務局として、地域の子育て支援の取り組みについての情報交換や必要な連携・協力について話しあう会議で、年5回開催しています。

平成15年度の成果として「たまたま子育てまつり」の開催や「ロケットグループ」の実施などがあげられます。

【「三田ふれあいセンター」の取り組み】

NPO法人「コスモスの家」が、市の空き店舗活用助成事業を利用して、三田の商店街に「三田ふれあいセンター」をH15、7月に開設しました。

誰でも集え、利用できる場のオープンによって、キャリアをもった男性の定年退職者のめざましい活動参加が始まっています。

(昼食会、ミニ喫茶店、ギャラリー、相談室、朗読の会、ケーキを焼く会など)

III 情報の共有化の推進

基本方針1 情報が横断的に行き渡るしくみづくりを進めます。

情報不足や、孤立感の解消を図るために、住民が必要とする地域福祉サービスに関する情報が、手軽に入手できるよう広報活動の充実を図ります。

《事業の展開》 ①広報の充実を図ります。

- 多様な情報をわかりやすく発信する
- 関係機関連携による生きた情報の発信
- 子育て情報物など情報誌の定期的発行と改訂
- 施設情報の収集

②行政内部の情報交換と連携のパイプづくりを進めます。

- 地域保健福祉の推進を担う区役所職員の研修の充実と、保健福祉専門家の養成研修
- どこでどんなことが行われているかお互いに情報交換し、どこの部署でも住民に確実にその内容を伝えられるしくみづくり

③保健医療福祉が連携した情報のしくみづくりを進めます。

- 子育て時期における早い時期からの病院や助産院と連携した子育て支援

基本方針2 情報を集約する窓口の一本化を進めます。

地域保健福祉サービスに関する情報がそこにいけば入手できるという、窓口を明確にし窓口の一本化をすすめていきます。

《事業の展開》 ①各種情報窓口の一本化をすすめていきます。

- 子どもに関する情報窓口一本化と専任コーディネーターの配置

②情報バンクあるいは情報センターの設置を進めます。

③情報のネットワーク化を推進します。

- インターネットの活用

5. 計画の推進に向けて

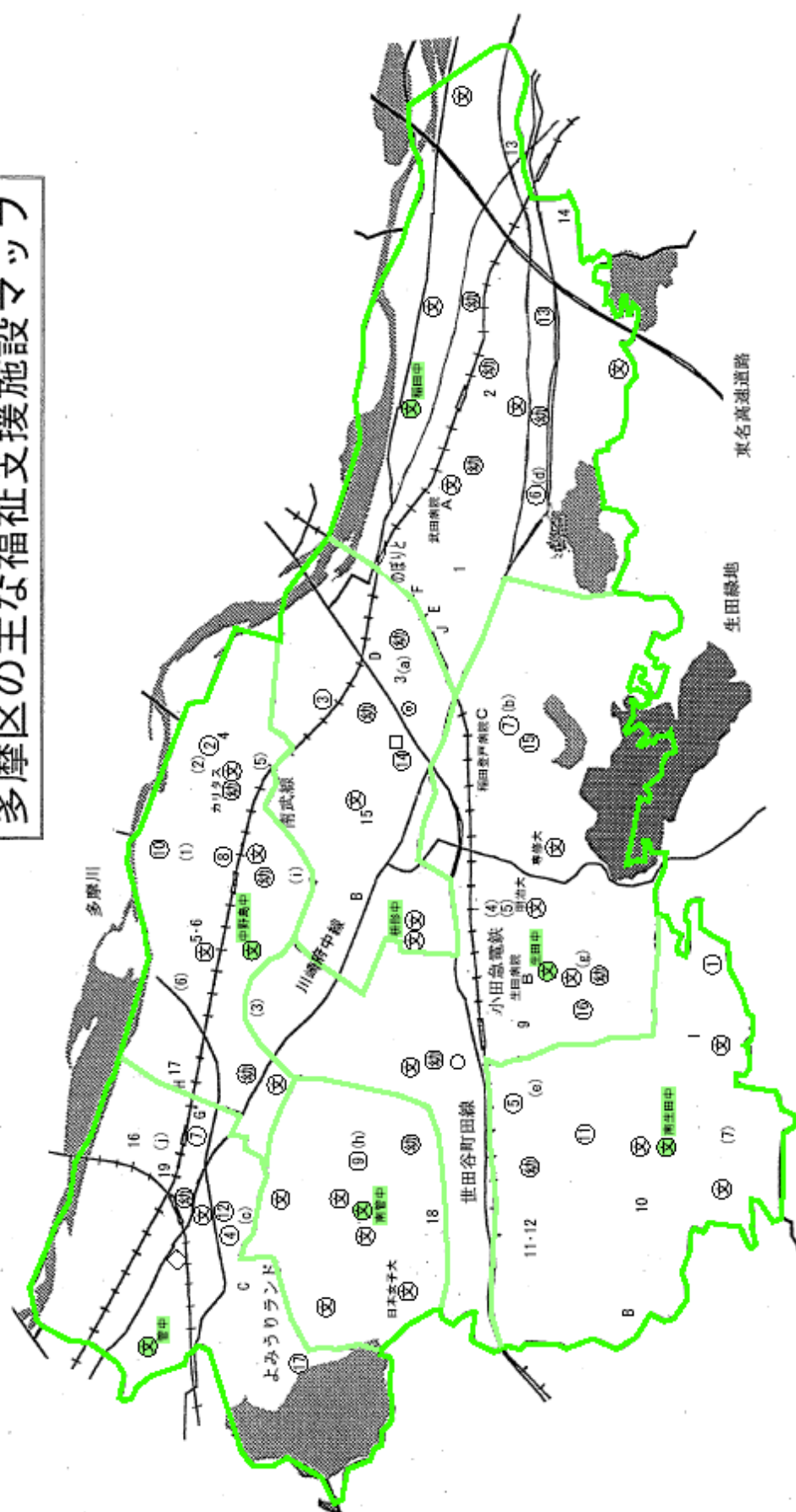
多摩区地域福祉計画は行政計画であり、区が責任をもって取り組むべきものですが、この計画に大切なことは、住民の参加に基づく計画であることです。自分達が住む地域を今後さらにどう住みよく安心して暮らせるようにしていくか住民とともに考え、お互いが十分理解し具体的な実現に向けて努力していくために、協議を重ねていくことが大事です。このようにして策定された計画を、さらに住民の声を継続的にひろいあげて、よりニーズに即したものにしていくことが重要になってきます。

この計画の実施期間は5ヵ年です。計画である以上計画の進行状況の点検が必要であり、計画の進行管理を含む評価体制を確保していくことが大切になります。

また、市の地域福祉計画・多摩区社会福祉協議会が中心となって策定中の多摩区地域福祉活動計画、そして区内での小地域レベルでの取り組み事例としての三田のまちの地域福祉計画づくりとの整合性、連携のありかたについても継続して話しあっていくことが必要です。計画としての継続性を保ちながら、住民としての役割、地域としての役割、関係機関としての役割、区としての役割が明確にされるような機会をつくっていくことが重要とされます。

そうすることで多摩区地域福祉計画がより実効性のある計画になります。

多摩区の主な福祉支援施設マップ。



- ◎ 多摩区総合庁舎
 多摩区役所保健福祉センター
 (多摩保健所・多摩福祉事務所)
 多摩市民館・多摩図書館
 多摩休日夜間急患診療所
 北部小児急患センター
 多摩区役所生田出張所
 多摩区役所菅連絡所
 多摩区社会福祉協議会
 (福祉パルたま)
- 多摩区役所生田出張所
 ◇ 多摩区役所菅連絡所
 □ 多摩区社会福祉協議会
 (福祉パルたま)

病院

- A 武田病院
 B 生田病院
 C 稲田登戸病院

高齢者福祉関係

- ① 高齢社会福祉総合センター
 ② 多摩老人福祉センター
 ・老人いこいの家
 (子ども文化センターと併設)
 ③ 登戸老人いこいの家
 ④ 菅老人いこいの家
 ⑤ 錦ヶ丘老人いこいの家
 ⑥ 長尾老人いこいの家
 ⑦ 杣形老人いこいの家
 ⑧ 中野島老人いこいの家
 ⑨ 南菅老人いこいの家
 ・在宅介護支援センター
 (特別養護老人ホーム併設)
 ⑩ 多摩川の里
 ⑪ 太陽の園
 ⑫ 菅の里
 ⑬ しゅくがわら
 ⑭ アイリスケアセンター向ヶ丘
 一 多摩・麻生基幹型(麻生区)
 ・在宅介護支援センター
 ⑮ 遊花園
 ・老人保健施設
 ⑯ 三田あすみの丘
 ⑰ よみうりランドケアセンター

障害者福祉関係

- ・身体障害者福祉センター
 (1) 多摩川の里身体障害者福祉会館
 ・知的障害者授産施設
 (2) 多摩川あゆ工房
 ・知的障害者小規模通所授産施設
 (3) はぐるま共同作業所
 ・知的障害者福祉ホーム
 (4) 三田福祉ホーム
 ・障害者地域福祉活動センター
 (5) 作業室なしの実
 (6) 作業室あかね
 ・知的障害者生活支援センター
 (7) いろはにこんべいとう

- ・NPO法人
 A たすけあい多摩
 B 秋桜舎(コスモスの家)
 C おおすみ
 D ほっとランド
 E 療養ねっとわーく川崎
 (サポートセンター・ロンド)
 F ぐらすかわさき
 G エイジ フリー ランド
 H ままとんきっず
 I 地域介護フォーラム
 青空の会
 J 多摩食事サービス
 W. Coかりん

児童福祉関係

- ・こども文化センター
 (老人いこいの家と併設)
 (a) 多摩福祉館こども文化センター
 (b) 杣形こども文化センター
 (c) 菅こども文化センター
 (d) 長尾こども文化センター
 (e) 錦ヶ丘こども文化センター
 (f) 中野島こども文化センター
 (g) 三田こども文化センター
 (h) 南菅こども文化センター
 ・乳幼児健康支援センター
 (i) エンゼル多摩
 ・地域子育て支援センター
 (i) 宙(そら)

- ・保育園
 1 西宿河原 11 生田
 2 宿河原 12 生田乳児
 3 多摩福祉館 13 龍蔵寺(民間)
 4 東中野島 14 ひばり(民間)
 5 中野島 15 稲田(民間)
 6 中野島乳児 16 厚生館愛児園(民間)
 7 菅 17 なごみ(民間)
 8 土淵 18 第2厚生館愛児園
 9 三田 (民間)
 10 南生田 19 星の子愛児園(民間)

- 西菅小学校
 東生田小学校
 三田小学校
 生田小学校
 南生田小学校
 カリタス小学校(私立)

- ・中学校
 稲田中学校
 中野島中学校
 菅中学校
 南菅中学校
 杣形中学校
 生田中学校
 南生田中学校
 カリタス女子中学校(私立)
 日本女子大学附属中学校
 (私立)

- ・高等学校
 県立多摩高校
 県立向の丘工業高校
 県立菅高校
 県立生田東高校
 県立生田高校
 県立百合丘高校
 カリタス女子高校(私立)
 日本女子大学附属高校
 (私立)

- ・大学
 明治大学(私立)
 専修大学(私立)
 日本女子大学(私立)

- ・小学校
 稲田小学校
 宿河原小学校
 長尾小学校
 登戸小学校
 中野島小学校
 下布田小学校
 菅小学校
 東菅小学校
 南菅小学校

2 データでみる多摩区

(1) 人口 平成15年度川崎市統計データブックより

項目	データ	単位	7区中のランク
人口	200,563	人	2位
男性	105,955	人	2位
女性	94,608	人	3位
世帯数	92,852	世帯	2位
平均年齢	37.7	歳	6位
0～14歳人口割合	13.4	%	4位
15～64歳人口割合	74.9	%	1位
65歳以上人口割合	11.6	%	5位

(2) 人口動態 平成15年度川崎市統計データブックより

項目	データ	単位	7区中のランク
出生	2,139	人	4位
死亡	936	人	4位
転入	17,288	人	3位
転出	16,604	人	3位

*5歳階層別人口

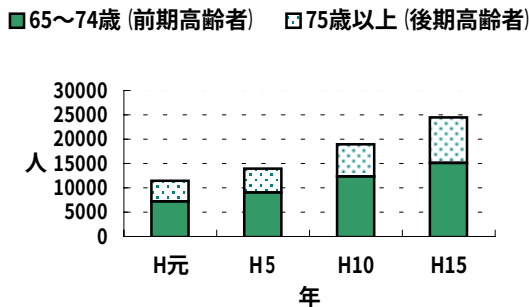
年齢	総数	年齢	総数
総数	202,042		
0～4歳	9,743	50～54歳	12,745
5～9歳	8,847	55～59歳	11,709
10～14歳	8,223	60～64歳	10,355
15～19歳	10,318	65～69歳	8,607
20～24歳	20,161	70～74歳	6,559
25～29歳	21,252	75～79歳	4,604
30～34歳	20,948	80～84歳	2,555
35～39歳	18,140	85～89歳	1,379
40～44歳	13,738	90～94歳	597
45～49歳	11,238	95～99歳	152
		100歳以上	20
		年齢不詳	152

(H15,10,1)

(1)の人口と数が違っているのは、調査日が違っているためです

(3) 高齢者

①高齢者人口の推移



②要介護・要支援認定者数 (第1号被保険者のみ)

項目	人	%
要支援	692	19.4
要介護1	1,071	30.0
要介護2	534	14.9
要介護3	434	12.1
要介護4	414	11.6
要介護5	427	12.0
計	3,572	100

(H16,1,31)

65歳以上の人のうち、要介護・要支援認定者の占める割合は14.6%

③多摩区のひとり暮らし等高齢者実態調査から

○前期・後期高齢者別にみると

ひとり暮らし世帯では 65～74歳の前期高齢者の割合 60%
75歳以上の後期高齢者の割合 40%

高齢者のみ世帯では 65～74歳の前期高齢者の割合 69%
75歳以上の後期高齢者の割合 31%

5歳ごとの年齢区分でみると、ひとり暮らしの高齢者5人に1人は80歳以上という結果がでています。

○健康状態別にみると

ひとり暮らし世帯 大変健康～日常生活ほぼ自分 91～92%
高齢者のみ世帯ともに おおむね自分～手助けが必要 8～9%

外出もひとりでできる元気高齢者が9割をこえています。

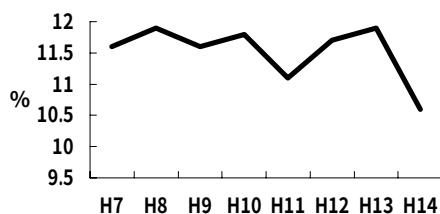
(4) 障害者

- 身体障害者数 3,262人 (H14,4,1)
- 知的障害者数 629人 (H14,4,1)
- 精神障害者保健福祉手帳所持者 341人 (H14,12,1)

身体障害者数・知的障害者数は、ともに年々漸増傾向にあります。

(5) こども

出生率の推移



○かわさき健康ニューファミリー育成・健康資源開発モデル事業の実施報告書より

・祖父母のいる家族の割合 母子健康手帳申請時 4.0%
3歳児健診時 8.4%

・女性の有職者の割合 母子健康手帳申請時 54.5%
3歳児健診時 21.4%

3 多摩区地域福祉計画策定委員会開催経過

	会議・活動名	内 容	参加数
8月	第1回事務局打ち合わせ	・ 多摩区地域福祉計画の進め方について確認 ・ 第1回多摩区地域福祉計画策定委員会の進行について	6
	第2回事務局打ち合わせ	・ 計画の進め方について確認 ・ 第1回策定委員会に提出する資料について	12
	第1回策定委員会	・ 委嘱状交付 ・ 役員選出 ・ 多摩区地域福祉計画策定の進め方について	委員 15 事務局 8
9月	第3回事務局打ち合わせ	・ 多摩区地域福祉計画策定に伴うこれからの取り組み、作業分担について ・ 第2回多摩区地域福祉計画策定委員会の進行について	6
10月	第4回事務局打ち合わせ	・ 第2回策定委員会に提出する資料について ・ 多摩区の実状と課題について	8
	第2回策定委員会	・ 多摩区の実状について ・ 計画策定の進め方について	委員 14 事務局 6
11月	第5回事務局打ち合わせ	・ 多摩区の社会資源について ・ 多摩区の課題の整理と施策の提案について ・ 第3回策定委員会の進め方について	4
	第3回策定委員会	・ 多摩区の実状と課題について ・ 計画の原案の枠組みについて	委員 13 事務局 8
12月	第6回事務局打ち合わせ	・ 多摩区の課題の整理と施策の提案について ・ 計画の骨子と方向性の確認	15
	第7回事務局打ち合わせ	・ 計画の原案（たたき台）について	7
	第4回策定委員会	・ 多摩区地域福祉計画の原案についての協議・決定について	委員 13 事務局 8
2月	第8回事務局打ち合わせ	・ 計画の原案の構成、編集作業	7
	第9回事務局打ち合わせ	・ 計画の原案の編集作業	7
	各委員に多摩区地域福祉計画（案）を送付。	・ 各委員からの意見を集約し、計画の編集作業	
3月	第10回事務局打ち合わせ	・ 計画の最終編集作業	6
	第11回事務局打ち合わせ	・ 計画の最終校正作業	5
	各委員に多摩区地域福祉計画最終原稿を送付。		

麻 生 区

1. はじめに ～「あさお福祉計画」の策定に向けて～

平成12年の「社会福祉法」の成立により、各都道府県、市町村において「地域福祉」の推進を図る目的で、「地域福祉計画」の策定が義務付けられました。

川崎市においても、市全体の地域福祉計画策定に向け策定委員会が設置され、同時に各区においても、区の独自性を踏まえ、各区の地域福祉計画を策定する運びとなりました。

言うまでもなく、川崎市では福祉の各分野——例えば、「高齢者」「心身障害者」「児童」「保健・医療」等に、それぞれの個別の事業計画を持っています。こういった市全体にかかわり、多額の予算を必要とする事業計画については、この「あさお福祉計画」では、それぞれそれに沿うことを前提としています。

その上で、全ての人が地域の中で、それぞれに違いを認め合い、すこやかで安心した生活が送れるよう、あくまでも「麻生区」という「地域」にこだわり、この「地域」で「区民」と「行政」が、それぞれどのような役割を果たし、どのような力を発揮することができるのか、一緒にできることは何なのか、実現できることは何なのかということなどを考えます。いわば、

☆ 各個別事業計画により縦割りになっている「福祉」を、「地域」の視点から横断的に考え直す

☆ 「福祉」の視点から「まちづくり」や「コミュニティ」を考えていく
ということをモチーフとし、市全体にかかわり、多額な予算を要するものは市に預け、この「麻生区」で「区民」と「行政」がそれぞれできることを考え、その方向性を示すことを目的とします。

「区民」だからできること。

「行政」だからできること。

「区民」と「行政」が一緒になればできること。

それらを、区民とともに考えていくことが、「地域福祉計画」策定の一番の意義ともいえます。

「区民が主役」。「地域が主役」。「参画と協働」。

これが「あさお福祉計画」のテーマです。

2. 麻生区の「まち」と「ひと」のすがた

(1) 高齢化と年少人口の増加 ～2面性をもった「麻生区」～

麻生区は、都心から延びる小田急線を中心に、東京のベッドタウンとして発展してきました。従来、麻生区での居住歴が比較的短いことや通勤・通学は、区内よりも東京や横浜等へ流れていくことなどから「川崎都民」と称され、「地域」への帰属意識が希薄な「区民」が多いと指摘する声もありました。

「麻生区」としての歴史は浅く、昭和40年代から50年代にかけての宅地開発により急激に人口が増え、昭和57年に多摩区より分区して誕生しました。

人口は、14万8,347人（平成16年2月1日現在）と、川崎7区の中では2番目に少ない地区です。区民の平均寿命は高く、老年人口（65歳以上）の割合を示す高齢化率は、14.90%（平成15年10月1日現在）となり、男女とも高齢社会に突入したと言えます。この背景には、分区当時に宅地開発した地域（百合丘、王禅寺等）の区民が、住居購入後20年から30年を経過し、65歳以上の高齢者になっているからではないかと推測できます。一方、近年新たに新百合ヶ丘や小田急多摩線沿線で、宅地開発が活発に行われており、この地域では年少人口（0～14歳）が増加しています。

王禅寺、百合ヶ丘地区に集中している。

小田急多摩線沿線は年少人口が高い。

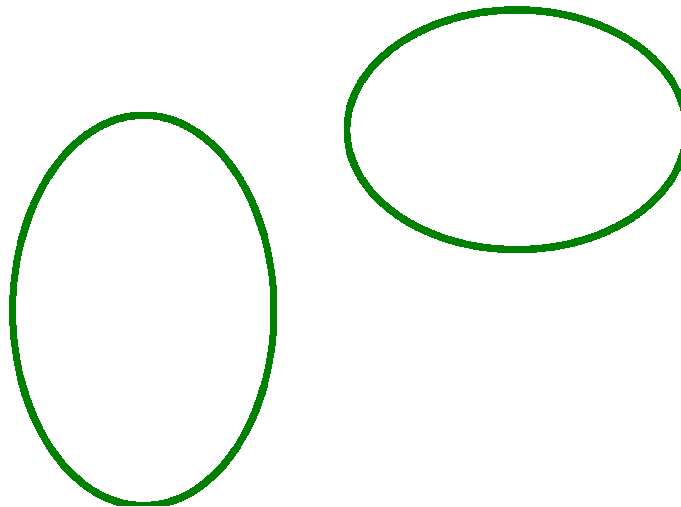


図1 町丁別老年人口が15%以上の地域

図2 町丁別年少人口が多い地域

麻生区は、「高齢化という顔」と「年少人口の増加という顔」の2つの顔を持っているのです。

また、麻生区全体から見れば、平成16年度中に開業が予定されている小田急多摩線の新駅「(仮)はるひ野」駅に象徴されるように、まだまだ一層の宅地開発が予想され、人口の増加が見込まれます。

図3 麻生区の人口推計

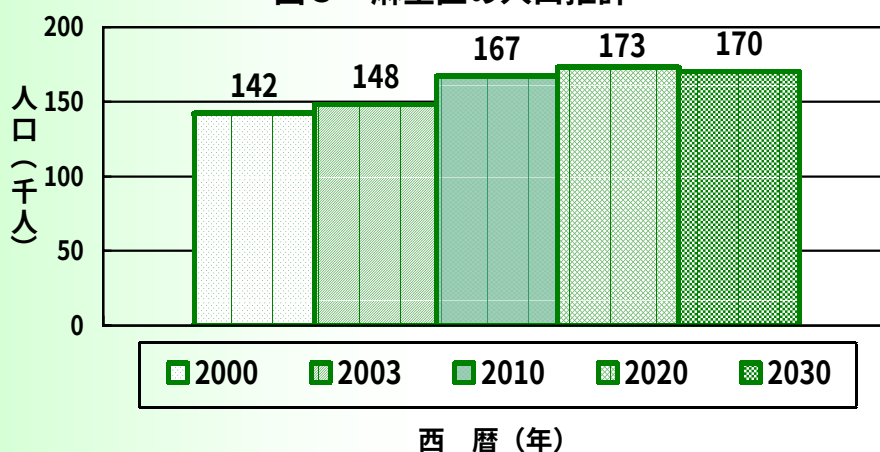
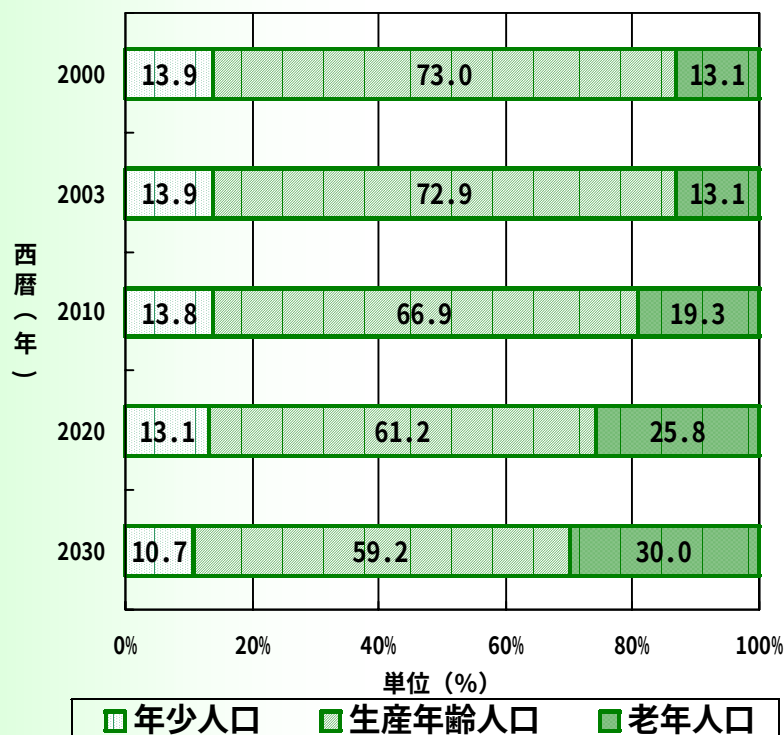


図4 麻生区の人口構成比推計



(2) 特徴的な地形をもつ「麻生区」

前述したとおり、麻生区は開発によって、今もなお「まち」が著しい変貌を見せていますが、その大半は宅地開発です。また、区全体の60%が第1種低層住居専用地域であることから、高い建物を作ることができず、ほとんどが一戸建てとなっています。しかしながら、まだまだ昔ながらの山林や農地も残っています。山坂の多いアップダウンの激しい地域も少なくありません。

交通網は、新百合ヶ丘駅を中心として、小田急線が、新宿・小田原方面と多摩センター方面へ延びています。その小田急線の各駅から区内の各地域へバス便が延びているのが一般的です。しかし、未だバスの便のない、いわゆる交通空白地域も存在しています。

また、麻生区の特徴の一つに岡上地区があります。岡上は、周囲を町田市、横浜市に囲まれており、麻生区とは地続きになっていない飛び地となっています。

(3) 市民1万人アンケートから見てきた区民のすがた

平成15年3月に発表された「川崎市政及び区政1万人アンケート」によると、区民が麻生区にもつイメージは「自然が豊か」が50.5%と最も多く、次いで「まちの景観がよい」「将来性がある」という回答でした。

また、麻生区民が望む「まち」の将来像は、「病院や福祉施設の整備された安心して暮らせるまち」が53.8%と最も多く、それに関連して、理想の将来像を実現するための方策を聞いたところ、「区は日ごろから区民の声や情報を集めるべきである」と回答した区民が71.3%でした。

区事業への参加状況については、平成2年から行われている「あさお福祉まつり」の参加への回答が最も多く20.1%という結果でした。全ての年代で男性よりも女性の参加が多く、特に女性は約3割が参加しており、男女とも40歳代以上が多く参加しているという状況が見られました。一方で、どれにも参加をしたことがないという回答も63.4%と高くなっており、男性の30歳代と50歳代、女性30歳代では7割を超えているという現状もあります。

今後の定住意向の項目では、「これからも住んでいたい」が63.6%と川崎7区の中で最も高くなっています。麻生区は一戸建ての住宅も多いことから、居住する人が「終の棲家」として居住地を選択し、取得し終えていると考えられます。

また、地域活動への参加状況については、53.4%の方々が自治会や町内会活動などに参加しているという状況が見られました。これは他区に比べると高い割合を示しています。一方、地域活動に参加していない47.4%の人に、参加をしていない理由を聞くと、「参加してみたいが時間がない」「参加してみたいが情報がない」という理由が多く、潜在的には地域に関心を持っている姿が見受けられます。「川崎都民」という言葉も、今となっては昔の話。これから「麻生区」を「ふるさと」としてとらえていく区民が増えていくことでしょう。

(4)「ふるさと」を元気にしている区民

実際、区内には、町内会の役員や民生委員・児童委員の人々をはじめ、多くの人々が「地域」の中で様々な活動を展開しています。

高齢者の会食、配食活動や障害児の布のおもちゃづくり活動等、多彩なボランティア活動も早くから取り組まれてきましたし、当事者団体も主体的に時代に先駆けて「地域」の中で自助活動に励んできました。

高齢、児童、知的障害、身体障害、精神障害等の諸分野に及ぶ福祉活動に参加しているボランティア団体、当事者団体が「あさおボランティア・当事者連絡会」を設立し、福祉パル開設時から情報交換、交流、研修活動が続けていますが、その活動も13年が経過します。

また、ボランティアも、当事者も、同じ地域の仲間として手をつなごうという姿勢の象徴ともいえるのが、前述した「あさお福祉まつり」です。これは区の事業ですが、「来て、みて、つなごう心の輪」を合言葉に、ボランティア、当事者団体だけでなく、福祉・文化活動に参加している地域の様々な自主活動団体、青少年団体、施設、関係機関等の参加は100団体にも及んでいます。区民の5人に1人が参加しているこの「あさお福祉まつり」は、「福祉」を「地域」の中で身近なものにした麻生区が誇れる行事の一つです。

このほか、中高生たち若い世代も大勢参加する「麻生音楽祭」、映画学校と連携の中で斬新で魅力的な「しんゆり映画祭」、また、麻生区発足以来、区民の手づくりで開催されている「あさお区民まつり」も広く区民に愛されています。

3. 地域福祉をとりまく現状と課題

この計画の策定にあたっては、区内に在住もしくは区内で活動している方々を中心に、学識経験者や医療関係従事者等12名（公募の委員を含む）と行政職員3名の計15名からなる「あさお福祉計画づくり委員会」を発足させ、そこでの討議を中心に行うこととしました。

委員の皆さんは、既に区内で様々な活動や研究に従事・参加している方々であり、それぞれご意見をお持ちでありましたが、まずは区内で抱えている地域の課題や区内にある社会資源（ひとやモノ）を明確にするために、「地域福祉」に関するアンケート調査を実施することから始めました。

委員と行政職員が綿密な協議を行い、区内の社会福祉施設や区内で活動している各種団体、ボランティアグループなどを抽出すると同時に、アンケート内容についても検討を重ねました。（資料編「アンケート調査票」参照）こうしたプロセスを経て、アンケート調査を実施し、最終的には117件の回答（有効回収率：47.0%）を得ました。

さらに、アンケート調査に回答していただいた方々から、「高齢者」「児童」「心身障害者」「その他」の4つの分野別に、「討論会」と称して聞き取り調査を実施しました。この「討論会」には行政職員のほか委員も参加し、アンケート調査だけでは伝わらなかったことや、言い足りなかったことなど、地域や福祉現場で活動している人々の生の声をお聞きし、あわせて情報の交換も行いました。

アンケート調査と、この4つの分野別に行った聞き取り調査結果をもとに、「あさお福祉計画づくり委員会」では、これら以下の4点を『あさお福祉計画の4つの柱』として、今後取り組んでいくべき課題として結論づけました。

『あさお福祉計画の4つの柱』

- I 次世代（特に若年層、男性）の人材育成
- II 分野を超えた活動組織の交流
- III 活動拠点の確保、施設機能の充実と縦割りの解消
- IV 移送手段とその人材の確保

(1) 次世代（特に若年層、男性）の人材育成～人とひとささえあいを～

★ アンケート・聞き取り調査の結果から…

- ・ ボランティアの参加希望者が減少しており、活動の幅に制限が出ている。(児童)
- ・ 既存ボランティア意識の啓発、研修の場を。(児童)
- ・ 組織自体が高齢化し、若年層、男性、新規ボランティア等の担い手がない。(高齢、心身障害)
- ・ 新しい人材の確保の術がわからない。(高齢)
- ・ 問題を家族単位で解決しがちになってしまっている。(高齢)
- ・ 社会福祉協議会で実施している「グッドネイバース」研修の再検討を。(高齢)
- ・ 活動している参加者が固定化してしまっている。(その他)

近年、地域活動に従事しているボランティアグループのメンバーは、高齢化が進んでおり、これからも地域活動を継続していくためには、次世代の担い手、特に、中高生や団塊世代の男性、子育てが一段落した40代前後の女性の参加が必要です。こうした層の参加を促すためには、現在、区や社会福祉協議会で行っているボランティア育成事業を見直していく必要があります。

各社会福祉施設では、小・中高生の見学が相次いでいると聞きますが、体験するにとどまり、ほとんどが単発に終わってしまうことが多いようです。各施設でも、独自にボランティア養成事業を実施しているところもありますが、なかなか定着しないという現実もあるようです。しかし、福祉に関心を持っていることは事実であり、こうした機会を人材育成の場として捉えなおし、活用していく必要があります。

このような現状を受け、新たな人材育成という面で、従来「地域」ということに受動的であった団塊世代の男性が、定年退職後に地域社会へ参加していく方法について検討していきます。さらに、子育てが一段落した40代前後の女性が、まず自分が生活している「地域」に関心を持ってもらえるよう情報発信をしていきます。

現在、川崎市では、「グッドネイバース（良き隣人）」養成事業を、川崎市社会福祉協議会に委託して実施しています。麻生区社会福祉協議会では、これを一歩進め、この「グッドネイバース」養成講座の修了生を中心にして、地域での「ささえあい事業」を展開しようとしています。この「ささえあい事業」は高齢者だけに限らず、障害者や子育て中の方々など、誰もが必要とするときに利用できるものです。また、利用用途についても、「制度で保障されていない」、「ごく日常的な家事手伝いをしてほしい」、「話し相手になってほしい」……など、生活全般のサポート的な支援をし、「地域でのささえあい」を展開しようというものです。この事業は、まさに「地域福祉」の原点ともいえます。まだ麻生区全体に広がってはいませんが、この「地域でのささえあい」が広がっていくように、「グッドネイバース」事業を進めるとともに、支援していきます。

また現在、麻生区社会福祉協議会と連携して活動している多くのボランティアと当事者グループは、前述した「あさおボランティア・当事者連絡会」を結成し、横の連絡を取り合っていますが、これらをさらに活性化するように支援していきます。この「あさおボランティア・当事者連絡会」を情報交換の場として活用し、あわせて次の「地域福祉」を担う人材についての情報交換の場となるように発展させていく必要があります。

(2) 分野を超えた活動組織の交流～地域ネットワークづくりに向けて～

★ アンケート・聞き取り調査の結果から…

- ・ 子育てグループなど違う分野の人たちとも交流がしたい。(高齢)
- ・ 高齢者や障害者のグループなど、他分野のグループの情報がほしい。(児童)
- ・ 子育ての情報があらゆる形で引き出せるホームページが欲しい。(児童)
- ・ 活動自体が地域に認識されていない。(児童)
- ・ 地域と学校の連携が不十分。(高齢)
- ・ ボランティア・行政・社協など各組織間の連携が希薄。(心身障害)
- ・ 地域・行政で縦割りの方向。(その他)
- ・ 分野を超えた話し合いの機会が欲しい。(全分野)

今回の計画の策定にあたり、前述したように「討論会（聞き取り調査）」を開催し、区内で活動している方々と、行政職員が直に話し合う場を持ちました。そこで明らかになったことは、同様なグループでは顔見知りであるが、活動対象が違うグループ、養成機関が違うグループでは、お互いに同じ課題を抱えているにもかかわらず、課題の共有ができていないどころか、互いのグループの存在自体を知らないなど、といった現状があるということであり、それは同じ分野で活動しているグループ同士ですらそういった状況であるとのことでした。

「討論会（聞き取り調査）」の実施そのものが、地域の情報交換の場となり、地域ニーズの認識、確認、そして、それぞれが抱えている課題を共有する場となったようです。これはきわめて示唆的で、このような場こそが求められていたのだということが分かります。

今日、パートナーシップという言葉がよく使われますが、その意味は各々がそれぞれの専門分野や得意分野を生かし、お互いに助け合いながら協働していくことを指しています。「まちづくり」を進めていくにあたり、そういった意味からもこれからの「地域」を創りあげていくのは、区民を中心とした、地域にある各種団体・機関など、そこに構成する様々な人々が、それぞれの持つ力（人材、労力、資金等）を提供しあうことが必要であり、情報交換の場こそが「地域福祉」を進めていく原点になると思われます。

麻生区社会福祉協議会をはじめとして、ボランティアグループ、関係機関等と連携をとりながら、まずはこうした「場」づくりを進めます。

また、いつでも誰でもが、必要なときに必要な情報を得るようにするシステムづくり——「情報発信」も重要なことです。

現在、情報発信と言えば、「市政だより」や地域のミニコミ誌への情報提供、そして、町会・自治会に協力をいただいての回覧等が主なものであり、これらを引き続き充実していかなければなりません。また、これからの社会を見据えると、まだまだ一般に浸透しているとは言えませんが、インターネットやCATV等様々なメディアの利用も考えていく必要があります。

既に、麻生区役所はホームページを持っています。その中に、保健福祉センターの情報も載っています。しかし、区役所のホームページは、その性格からして、フォーマルな情報に限られます。しかし、近々、この区役所のホームページから、地域で必要とされるホームページにリンク（相互に閲覧ができること）できるようになります。このリンク先には、麻生区社会福祉協議会のホームページも含まれることになっています。

言うまでもなく、社会福祉協議会は、地域福祉を推進する、公共性を持った民間の団体として、社会福祉法の中で明確に位置づけられています。麻生区社会福祉協議会は前述したように、「あさおボランティア・当事者連絡会」をはじめとしたボランティアグループや社会福祉施設・団体等と連携しており、情報の収集、発信には一番ふさわしい組織であると考えられます。社会福祉協議会には、地域の福祉関係者、行政、当事者などが会員となっています。

こういった観点からすると、麻生区社会福祉協議会のホームページを充実し、フォーマル、インフォーマルそれぞれの情報の受信、発信の基点としていくことが望まれます。

区と社会福祉協議会、医療関係、福祉従事者・福祉事業者、大学、企業、そして区民が主体となったボランティアグループ等が、その役割を明確にし、相互に連携しあいながら、地域福祉のネットワークづくりを担っていくことが必要です。

(3) 活動拠点の確保、施設機能の充実と縦割りの解消

★ アンケート・聞き取り調査の結果から…

- ・ いつも満杯で、使いたいときに使えない。(全分野)
- ・ 施設利用が縦割りになっている。(児童・高齢)
- ・ 安全な施設・備品管理が未徹底。(児童・心身障害)
- ・ 施設（活動拠点）機能が不十分。(高齢)
- ・ 就労の場がない。(心身障害)

アンケート調査や「討論会（聞き取り調査）」の中で、地域に活動する拠点が無いことや、あったとしても機能的でないということが明確になってきました。

現在、小地域においては、「こども文化センター」「老人いこいの家」「町内会館」等が多く利用されているのですが、これら施設も様々な規制により、誰もが自由に利用できるようにはなっていません。

また、区内にある特別養護老人ホーム等の福祉施設や、障害者施設も、施設の一部を開放しているところがほとんどですが、やはり限られた人々の利用に留まっているようです。このほか、地域の小・中学校施設も、まだまだ利用には多くの規制があります。

しかしながら、近年の川崎市の財政状況を考えれば、新しい施設の建設は非常に困難なことです。とすれば、現在、地域にあるこうした既存施設の規制を乗り越え、弾力的に運用できる方策を考える必要があります。

「こども文化センター」を高齢者が利用したり、「老人いこいの家」を若い親子が利用するなどして、単一目的な利用ではなく「幅広い地域のコミュニティセンター」として考えていく必要性があります。私たちの社会は、高齢者から赤ちゃんまでが一緒になり、一つの地域を形成しているのであり、地域のこうした施設を、限られた対象者だけに限定せず、誰もが利用できるよう考えていきます。

今までの固定概念にとらわれずに、眠っている資源を掘り起こしていくために、こうした施設の活用について再検討する必要があるとも思われます。その管理運営については、地域の住民が主体となり、利用者の調整等が行えるような仕組みを作る必要があります。

施設の建設には、補助金等が導入されており、それによる規制が存在している事情もありますが、既存施設の新しい利用方法について、関係局等とも調整を図りながら検討を進めていきます。

一方、区役所の4階に、15名程度の小会議室スペースと印刷ができる設備を持った「区民活動支援ルーム」が開設されています。現在、160団体が登録し、予約制により利用しています。この「区民活動支援ルーム」の運営は、区民が主体となった運営委員会が行っています。平成15年8月からは、水曜日の夜、土曜日の日中も開設しています。

区役所内の小さな「区民活動支援ルーム」に160ものグループが集い、様々な活動を展開しているということは、大変頼もしいことです。その全てが福祉活動を展開しているわけではありませんが、「地域福祉」の推進は、住民自らの活動に支えられなければならない、少なくともこの麻生区には、住民自らが活動するという芽はあるということの証であるからです。

しかし、区役所内の狭いスペースの「区民活動支援ルーム」では、活動にも限界があることは明らかです。区民自らが管理運営するということを継続しながら、多くの利用者が相互ネットワークの場としても活用し、活動をさらに深化していけるよう、スペースを拡充した専門施設となるよう検討していきます。

また、新百合ヶ丘南口近くにある旧あさひ銀行グランド跡地に昭和音楽大学が平成19年に移転してくる予定ですが、その敷地内に「地域貢献施設」として多目的で、地域の人々が集い、区内で様々な活動を行っている人々の拠点となれるように進展させた施設をつくることが検討されています。

このほかに、小田急線柿生駅近くの柿生連絡所には、「柿生地区会館」が併設されています。この「柿生地区会館」は、地域住民代表で構成されている「柿生地区会館運営委員会」が中心となって運営しています。サークル活動を中心に、年間約1,000件もの利用があります。しかし、ここも小さな会議室があるだけの施設のため、その利用はほとんど会議目的が多く、利用用途は限られてしまっているのが現状です。平成15年度には地区会館内にあった図書館の分館が柿生小学校内へ移転したため、このスペースを区民ギャラリーの機能を含めた展示スペースや情報交換・憩いの場に見直していきます。さらに、ホールについても住民活動の拠点として、より多くの利用ニーズに応えられるよう、施設の充実に努めていきます。

(4) 移送手段とその人材の確保

★ アンケート・聞き取り調査の結果から…

- ・ 山坂が多く、子どもを連れてベビーカーを押して歩くことや、抱っこひもで歩くのが大変。(児童)
- ・ 山坂が多く、ちょっとそこまで行くとき、気軽に行けない。(高齢・心身障害者)
- ・ 参加、利用者の移送が困難。(高齢)
- ・ 移送手段とその人材の確保。(高齢)
- ・ 既存施設への利便性が悪い。(心身障害)
- ・ 既存施設が新百合ヶ丘に集中している。(高齢)

あらゆる活動は、ひとの参加から始まります。しかし、そのひとの参加を阻むものがこの麻生区にありました。それは麻生区の地形です。区の特徴として山坂が多いということがあります。歩いての移動には極めて条件が悪く、この問題に関しては、特に高齢者や障害者の分野から強く指摘されました。

川崎市在宅福祉公社や麻生区社会福祉協議会等をはじめ、高齢者等の移送サービスがないわけではありませんが、まだ充分とはいえません。その上、現状の交通網は、新百合ヶ丘駅が中心となっており、地域住民が「ちょっとそこまで」といった利用がなかなかできないというのが実情です。

その一方で、区内にある高齢者関係施設や障害者関係施設等は、その施設利用者のために、独自にバスを運行しています。「討論会（聞き取り調査）」の中で、通所バスが「同じルートで運行している」「よくすれ違う」「相互利用ができれば、施設と施設を結ぶことができるのに」という意見がありました。現行では、バスの運行にはまだまだ多くの規制があると同時に、各施設が所有しているバスであるため、施設の緊急時への対応の問題などもあり、早期の相互利用には困難な状況があります。

こういった状況ではありますが、次のステップとして、移送を担うサービス提供システムを話し合う機会を持つことは可能です。ボランティアグループや福祉施設、それに社会福祉協議会、行政とのネットワークが構築されれば、その話し合いを含め現実近づいていくのではないかと思います。移送ボランティアの発掘、育成の問題も、川崎市在宅福祉公社や社会福祉協議会等と連携を図りながら、さらに検討していきます。

もう一つ、移送問題へのアプローチの方法は、コミュニティバス導入の問題があります。何度も述べているように、麻生区は、鉄道が小田急線しかなく、その小田急線の各駅からバスを利用するというのが一般的な移動の方法になります。しかし、そのバス便も、全ての地区を網羅しているわけではなく、交通空白地区が存在します。その上、地形的に山坂が多く、道が狭いというハンディがあります。

平成16年1月から2月の30日間、川崎市ではコミュニティバスの運行実験を行いました。実験コースは、多摩区南生田と麻生区百合丘駅を結ぶ区間です。この地区選定にあたっては、生活の場として確立されていかねばならないこと、電車やバス停などから遠いという、いわゆる交通空白地域であること、高齢化率が高いこと、人口密度が高いこと、そして山坂が多いということなどから選定されました。この運行実験により、まず地域住民の方々にコミュニティバスを体感してもらい、その上で具体的にどのような生活行動をとっているかなど、多角的な検証をし、その検証結果をもとに、麻生区に有効と思われる移送手段についてさらに検討していきます。

4. 地域コミュニティの構築をめざして

豊かな自然の中で文化の薫り高く、福祉活動も盛んな成熟しつつある町の姿は麻生区のプラスの一面ですが、安心して老後も住み慣れたこの町で住み続けたいという定住意識の高い区民の願いを、将来を見据えて検討してみると、いろいろな課題も見えてきました。これらの全てに関連する共通課題とは、「地域コミュニティの構築 ～人とひとのつながりを中心としたまちづくり～」です。今回、この計画を策定するにあたり実施したアンケート調査や聞き取り調査によって、「地域福祉」に関する問題点や課題の多くは把握できたと思いますが、その中で「地域コミュニティの構築」という課題は常に話題に上がっていました。

町会・自治会への加入率が低下していることも問題点の一つです。地域には、民生委員・児童委員が存在し、「地域福祉」現場の最前線で活躍していますが、地域コミュニティが構築されていない、もしくは弱いところでは、民生委員・児童委員の力さえも削がれてしまいますし、町会・自治会の努力も伝わりません。現在、主に町会・自治会を単位として「自主防災組織」が形成されていますが、地域コミュニティの弱いところでは、いざという時に力を発揮することはできません。

また、一人暮らしの高齢者が増えていく現状で、地域コミュニティが崩壊すれば、その安否確認さえ難しくなる事態が予想されます。民生委員・児童委員を中心に、高齢者の生活実態調査が行われていますが、その調査も難しさが増します。一方、核家族化した若い世代では、子育てに悩む姿も見えます。民生委員・児童委員を中心に町会・自治会も協力し、各地区で「子育てサロン」が開催されるようになり、子育て中の親自身も子育てのサークルを始めています。しかし、人と人をつなぎ、支えるシステムはまだまだといったところです。

私たちの生活は、地域を離れてはありえません。そして、赤ちゃんも、高齢者も、心身障害者も、元気な人も、病気の人も、全ての人が地域を構成している存在です。そして、全ての人が安心して地域で生活をしていけるような見守りや、地域生活への主体的な参画へ向けての支援が重要です。そういった意味からも、この計画をユニバーサルデザインによるまちづくりへと発展させていくことも必要です。

麻生区社会福祉協議会が進めている「ささえあい事業」を広く展開できるような地域が今こそ必要です。行政と社会福祉協議会はますます連携を強化し、地域を意識した事業展開を考えていく必要があると同時に、それぞれの役割を明確化させることも必要です。この2者がそれぞれの力を十分に出せることとして、行政は「地域の人々が地域の中で活躍していけるような場づくり」を、麻生区社会福祉協議会は「地域福祉の機会づくり」、「地域の情報発信」を支援していく必要があります。

市民1万人アンケートの中でも、きっかけがあれば地域に貢献したいと考えている人は少なくありません。今こそ、地域に目を向けていく必要があるのではないのでしょうか。「地域福祉」の推進は、「まちづくり」そのものであり、そのために「地域コミュニティの構築」が必要とされているのです。

この計画を円滑に推進していくために、まず区民や区役所、区社会福祉協議会、福祉従事者・事業者、病院、大学、企業等がパートナーシップを築いていくために、今後随時、「タウンミーティング」や「タウンウォッチング」などの場を持てるよう検討していきます。また、福祉のまちづくりの達成度や「まちづくりに福祉の視点」といったこの計画の主旨がどのように浸透しているかを互いに評価しあう評価システムを構築し、見直しを行っていきます。

5. 上位・関連計画フロー

- ★かわさき子ども総合プラン（平成 10 年 12 月）
- ★川崎市保育基本計画（平成 14 年 3 月）
- ★かわさきノーマライゼーションプラン（平成 9 年 6 月）
～障害者保健福祉計画（平成 16 年度改定予定）
- ★川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
（第 2 期 平成 15 年 3 月）
- ★川崎市地域保健医療計画（平成 14 年 3 月）
- ★かわさき健康づくり 21（平成 13 年 3 月）
- ★かわさきすこやか親子 21（平成 15 年 3 月）
～川崎市母子保健計画

推進

地域福祉
理念共有

あさお福祉計画

【テーマ】

「区民が主役」。「地域が主役」。「参画と協働」。

【4つの柱】

- I 次世代（特に若年層、男性）の人材育成
- II 分野を超えた活動組織の交流
- III 活動拠点の確保、施設機能の縦割りの解消
- IV 移送手段とその人材の確保

【共通課題】

『地域コミュニティの構築

～人とひとのつながりを中心としたまちづくり～』

連 携

共有
連携

あさおひとひと福祉プラン（平成 15 年 11 月策定）

《麻生区社会福祉協議会の計画》

【基本理念】

だれもが差別することのない、差別されることのない、一人の地域住民として暮らしていけるような地域社会をめざす。

【基本目標】

- ・小地域活動の育成
- ・人材養成
- ・生活支援サービスの充実

連 携

川崎市新総合計画（平成 17 年 3 月策定予定）

【基本的視点】

- ・地域経営の視点を重視
- ・重点的、戦略的な取組
- ・市民の実感として把握できるような課題を設定

【基本構想】

- ・具体性を持った「川崎再生」のための基本計画
- ・具体性と現実性をもって提示可能な期間として、「10 年」程度の期間を設定

「自助」、「共助」、「公助」の
バランスのとれた福祉システム

行政の公としての役割と責任に
よるセーフティネットと共に、市
民自らが「自立と個性を発揮」し
「地域で連帯・貢献」する自助と
共助を基本に築かれる新たな「市
民主体の地域福祉」を進める

連携

川崎市地域福祉計画 ～市民の「参画と協働」～

国における地方分権、規制緩和及び「川崎市行財政改革プラン」の流れに沿った、21 世紀の新たな川崎市における地域福祉推進の方向性を探る。

【基本理念】

人権尊重の観点から「すべての人が地域の中で健やかで安心して生活が送れるようにその人らしい自立を支援することにより、その人の自己実現を図っていくこと」

【基本目標の考え方】

- ① 「福祉コミュニティづくり」
- ② 在宅保健医療福祉サービスを推進し「地域ケアシステムづくり」
- ③ 地域福祉サービスの総合供給システムの見直し

《計画の特徴》

- | 1 | 2 | 3 |
|------------------|---------------------|----------------|
| ボトムアップの計画づくり（参画） | ソフト的計画 人と人のつながり（協働） | 既存施設、制度、人の有効活用 |

共有
連携

地域福祉活動推進計画（平成 14 年 3 月策定）

《川崎市社会福祉協議会の計画》

住民が主体となって地域福祉の推進に参画する「福祉のまちづくり」の実現に向けて計画的に取り組む

【基本理念】

- ① 市民の福祉理解の推進と福祉活動の振興
- ② 市民の生活を支えるかわさきネットワークの形成
- ③ 市内の福祉関係団体・施設との協働促進
「市民の福祉活動の振興と区社協の支援」など 8 つの計画目標を掲げている

6. 資料編

(1) あさお福祉計画策定経過

日 付	内 容
平成15年 6月 1日～ 7月10日	公募委員募集
6月30日	第1回プロジェクト会議
7月28日	第2回プロジェクト会議
8月 6日	公募委員選定会議
8月19日	第3回プロジェクト会議
8月29日	第1回あさお福祉計画づくり委員会
9月12日	第4回プロジェクト会議
9月19日	第5回プロジェクト会議
9月30日～10月 3日	アンケート調査票発送
10月29日	聞き取り調査（高齢関係）
11月13日	聞き取り調査（児童関係）
11月14日	聞き取り調査（障害関係）
11月18日	聞き取り調査（その他）
12月 2日	第2回あさお福祉計画づくり委員会
平成16年 1月16日	第3回あさお福祉計画づくり委員会
2月 3日	第4回あさお福祉計画づくり委員会

第3章 計画の推進体制

1. 推進体制

本「川崎市地域福祉計画」では、「参画と協働」をキーワードに保健・医療・福祉が総合的に提供される地域づくりを目指して、行政及び企業や民間団体、NPO法人やボランティア等あらゆる分野の市民が参画し、協働することが必要です。

そして、各々が本計画に定める基本的な考え方や方向性等を踏まえ、主体的・積極的に取り組み、それぞれの役割を果たすことで、この計画は推進されます。

市は、広域的あるいは専門性の高い施策を推進しながら、それぞれの事業を実施する主体間のネットワークを構築し、保健・医療・福祉の関係機関等が連携して、総合的に実施されるよう支援する役割を果たしていきます。

また、住民にもっとも身近な区役所と常に連携しながらその役割を分担し、住民に対する総合的な福祉サービスのより一層の向上を図ります。そのために、事業展開や手法を見直し各種施策や事業を地域に根ざしたものにしていきます。

2. 評価と進行管理

本地域福祉計画に基づく施策の取り組み状況については、サービス利用者の視点に立ちながら検証・評価するとともに、状況の変化に対応して実施すべき事業展開を見直していきます。

検証・評価にあたっては、「地域福祉推進検討会議」を設置し、評価を行い、継続して計画の進行状況を確認し、評価・分析に向けて取り組んでいきます。